

訓子府町地域防災計画

沿革	昭和40年	4月	制定
	昭和56年	1月	修正
	平成10年	10月	修正
	平成22年	3月	修正
	平成23年	5月	修正
	平成27年	5月	修正
	令和6年	3月	修正

訓子府町防災会議

目 次

第 1 章	総 則	・ ・ ・	1
第 1 節	計画策定の目的	・ ・ ・	1
第 2 節	計画の構成	・ ・ ・	1
第 3 節	計画推進に当たっての基本となる事項	・ ・ ・	2
第 4 節	用 語	・ ・ ・	2
第 5 節	計画の修正要領及び周知	・ ・ ・	3
第 6 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	・ ・ ・	3
第 7 節	町民及び事業者の基本的責務	・ ・ ・	8
第 2 章	訓子府町の概況	・ ・ ・	1 3
第 1 節	訓子府町の地勢	・ ・ ・	1 3
第 2 節	訓子府町の災害の概要	・ ・ ・	1 5
第 3 章	防災組織	・ ・ ・	1 9
第 1 節	防災会議	・ ・ ・	1 9
第 2 節	災害対策本部	・ ・ ・	2 1
第 3 節	配備体制	・ ・ ・	2 7
第 4 節	住民組織等への協力要請	・ ・ ・	3 0
第 5 節	気象業務に関する計画	・ ・ ・	3 1
第 4 章	災害予防計画	・ ・ ・	4 8
第 1 節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の 推進に関する計画	・ ・ ・	4 8
第 2 節	防災訓練計画	・ ・ ・	5 1
第 3 節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	・ ・ ・	5 3
第 4 節	相互応援（受援）体制整備計画	・ ・ ・	5 4
第 5 節	自主防災組織の育成等に関する計画	・ ・ ・	5 6
第 6 節	避難体制整備計画	・ ・ ・	6 0
第 7 節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	・ ・ ・	6 6
第 8 節	情報収集・伝達体制整備計画	・ ・ ・	7 0
第 9 節	建築物災害予防計画	・ ・ ・	7 2
第 10 節	消防計画	・ ・ ・	7 3
第 11 節	水害予防計画	・ ・ ・	7 6
第 12 節	風害予防計画	・ ・ ・	7 8
第 13 節	雪害予防計画	・ ・ ・	7 9
第 14 節	融雪災害予防計画	・ ・ ・	8 1
第 15 節	土砂災害予防計画	・ ・ ・	8 3

第 16 節	積雪・寒冷対策計画	・ ・ ・	8 7
第 17 節	複合災害に関する計画	・ ・ ・	8 9
第 18 節	業務継続計画の策定	・ ・ ・	9 0
第 5 章	災害応急対策計画	・ ・ ・	9 7
第 1 節	災害情報収集・伝達計画	・ ・ ・	9 7
第 2 節	災害通信計画	・ ・ ・	1 0 0
第 3 節	職員の動員計画	・ ・ ・	1 0 5
第 4 節	災害広報・情報提供計画	・ ・ ・	1 0 6
第 5 節	避難対策計画	・ ・ ・	1 1 0
第 6 節	応急措置実施計画	・ ・ ・	1 2 1
第 7 節	自衛隊派遣要請及び派遣活動計画	・ ・ ・	1 2 5
第 8 節	広域応援・受援計画	・ ・ ・	1 2 9
第 9 節	ヘリコプター等活用計画	・ ・ ・	1 3 0
第 10 節	救助救出計画	・ ・ ・	1 3 2
第 11 節	医療救護計画	・ ・ ・	1 3 3
第 12 節	防疫計画	・ ・ ・	1 3 6
第 13 節	災害警備計画	・ ・ ・	1 3 9
第 14 節	交通応急対策計画	・ ・ ・	1 4 0
第 15 節	輸送計画	・ ・ ・	1 4 4
第 16 節	食料供給計画	・ ・ ・	1 4 5
第 17 節	給水計画	・ ・ ・	1 4 8
第 18 節	衣料、生活必需品物資供給計画	・ ・ ・	1 5 0
第 19 節	石油類燃料供給計画	・ ・ ・	1 5 2
第 20 節	電力施設災害応急計画	・ ・ ・	1 5 2
第 21 節	ガス施設災害応急計画	・ ・ ・	1 5 2
第 22 節	上下水道施設対策計画	・ ・ ・	1 5 3
第 23 節	応急土木対策計画	・ ・ ・	1 5 4
第 24 節	被災宅地安全対策計画	・ ・ ・	1 5 6
第 25 節	住宅対策計画	・ ・ ・	1 5 8
第 26 節	障害物除去計画	・ ・ ・	1 6 1
第 27 節	文教対策計画	・ ・ ・	1 6 2
第 28 節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画	・ ・ ・	1 6 5
第 29 節	家庭動物等対策計画	・ ・ ・	1 6 7
第 30 節	応急飼料対策計画	・ ・ ・	1 6 8
第 31 節	廃棄物等処理計画	・ ・ ・	1 6 9
第 32 節	災害ボランティアとの連携計画	・ ・ ・	1 7 1
第 33 節	労務供給計画	・ ・ ・	1 7 3
第 34 節	職員派遣計画	・ ・ ・	1 7 5
第 35 節	災害救助法の適用と実施	・ ・ ・	1 7 7

第 6 章	地震防災対策計画	・・・ 1 8 4
第 1 節	計画の基本方針	・・・ 1 8 4
第 2 節	災害予防計画	・・・ 1 8 5
第 3 節	地震に関する防災知識の普及・啓発	・・・ 1 8 9
第 4 節	火災予防計画	・・・ 1 9 1
第 5 節	災害応急対策計画	・・・ 1 9 2
第 6 節	地震火災等対策計画	・・・ 2 0 1
第 7 節	被災建築物安全対策計画	・・・ 2 0 3
第 7 章	火山災害対策計画	・・・ 2 0 8
第 8 章	事故対策計画	・・・ 2 1 0
第 1 節	航空災害対策計画	・・・ 2 1 0
第 2 節	道路災害対策計画	・・・ 2 1 4
第 3 節	危険物等災害対策計画	・・・ 2 1 9
第 4 節	大規模な火事災害対策計画	・・・ 2 2 4
第 5 節	林野火災対策計画	・・・ 2 2 7
第 6 節	大規模停電災害対策計画	・・・ 2 3 1
第 9 章	災害復旧・被災者援護計画	・・・ 2 4 0
第 1 節	災害復旧計画	・・・ 2 4 0
第 2 節	被災者援護計画	・・・ 2 4 2

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、訓子府町防災会議が作成する計画であり、訓子府町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関（訓子府町、訓子府町の区域を管轄し、若しくは区域内に所在する指定地方行政機関、自衛隊、北海道、警察、消防、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者等をいう。以下同じ。）が、その機能のすべてをあげて住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、次の事項を定め本町の防災に万全を期することを目的とする。

- 1 防災関係機関が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱
- 2 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に必要な防災の組織に関すること。
- 3 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
- 4 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
- 5 災害復旧に関すること。
- 6 防災訓練に関すること。
- 7 防災思想の普及に関すること。

なお、本計画は、「持続可能な開発目標（SDGs）の主にゴール1、11、13、17の達成に資するものである。



※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals :SDGs）

2015年9月に国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の開発目標であり、17のゴール（目標）と、それぞれの下により具体的な169のターゲットがある。全ての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

第2節 計画の構成

訓子府町地域防災計画は本編と資料編をもって構成する。

ただし、本編は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく訓子府町水防計画（資料編含む）とも調整を図るものとする。

第3節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組みの支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
- 5 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
水防法	水防法（昭和24年法律第193号）
救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
町防災会議	訓子府町防災会議
本部（長）	訓子府町災害対策本部（長）
町防災計画	訓子府町地域防災計画
防災関係機関	訓子府町防災会議条例（昭和37年条例第24号）に定める委員の属する機関
災害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防災	災害対策基本法第2条第2号に定める災害
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者
複合災害	同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象

第5節 計画の修正要領及び周知

第1 計画の修正

町防災会議は、基本法第42条に定めるところにより計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

- 1 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しくかけ離れたとき。
- 2 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
- 3 新たな計画を必要とするとき。
- 4 防災基本計画の修正が行われたとき。
- 5 その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

なお、計画の部分的な修正についても同様とする。

第2 計画の周知

この計画は、町及び防災関係機関の職員、その他防災に関する主要な施設の管理者等に周知徹底を図るとともに、町防災計画のうち特に必要と認める事項については、基本法第42条第5項に定める公表のほか、町民に対しても周知徹底を図るよう措置するものとする。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1 指定地方行政機関

1 網走開発建設部

- ・北見道路事務所
- ・北見河川事務所

- (1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること
- (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること
- (3) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること
- (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること
- (5) 直轄河川の整備並びに災害復旧に関すること
- (6) 国道及び高規格道路等（直轄管理）の整備並びに災害復旧に関すること
- (7) 補助事業に係る指導、監督に関すること

2 北海道農政事務所北見地域拠点

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること

3 網走地方气象台

- (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること
- (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること
- (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること
- (4) 町が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術

- 的な支援・協力に関すること
- (5) 町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること
 - (6) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること
 - (7) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

4 北海道総合通信局

- (1) 災害時における通信の確保に関すること及び非常通信の訓練、運用、管理を行うこと
- (2) 非常通信協議会の運営に関すること

第2 陸上自衛隊美幌駐屯地

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること

第3 北海道

1 オホーツク総合振興局

- (1) オホーツク総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること
- (5) 町及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整に関すること
- (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

2 オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所

- (1) 水防技術の指導に関すること
- (2) 所轄河川の改良、修繕及び災害復旧に関すること
- (3) 所轄河川の維持管理に関すること
- (4) 所轄河川の水位、雨量等の情報の伝達に関すること
- (5) 道道の維持、災害復旧等に関すること

3 オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室

- (1) 災害時における各医療機関の連絡調整に関すること
- (2) 災害時における防疫活動の指導助言に関すること
- (3) 防疫薬剤供給対策に関すること
- (4) 被災者の健康管理に関すること
- (5) 災害時の応急給水に係る指導助言に関すること
- (6) 食品環境衛生の指導監視に関すること
- (7) 死亡獣畜の処理に係る指導助言に関すること
- (8) 放浪犬の管理に係る指導助言に関すること

- (9) 感染症患者の移送等に関する事

4 オホーツク総合振興局東部森林室

- (1) 林野火災の予防対策に関する事
- (2) 所轄道有林の治山対策に関する事
- (3) 災害時において公共団体の要請による緊急復旧用材の供給に関する事
- (4) 災害対策上、所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事

5 網走家畜保健衛生所

- (1) 被災家畜の伝染病予防に関する事

6 網走農業改良普及センター(本所)

- (1) 農作物の被害調査及び報告に関する事。

第4 北海道教育委員会

1 オホーツク教育局

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行う事。
- (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

第5 北海道警察本部北見警察署

- (1) 町民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事
- (2) 災害情報の収集に関する事
- (3) 災害警備本部の設置運用に関する事
- (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事
- (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事
- (6) 危険物に対する保安対策に関する事
- (7) 広報活動に関する事
- (8) 防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事

第6 訓子府町

1 訓子府町役場

- (1) 町防災会議に関する事務を行う事
- (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずる事
- (3) 自主防災組織の充実を図る事
- (4) 町民の自発的な防災活動の促進を図る事
- (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること
- (6) 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置並びに組織の運営に関する事
- (7) 災害時における給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関する事
- (8) 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行う事
- (9) 防災訓練に関する事
- (10) 災害情報の収集及び伝達に関する事

2 訓子府町教育委員会

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。
- (2) 文教施設及び文化財の保全並びに被害調査等に関すること。

第7 北見地区消防組合消防署訓子府支署、北見地区消防組合訓子府消防団

- (1) 災害時における人命救助及び財産保護に関すること
- (2) 災害の予防措置に関すること
- (3) 災害時の防災教育、訓練等の普及啓発及び指導に関すること
- (4) 災害時における各医療機関との協力体制に関すること
- (5) 災害時の応援要請に関すること

第8 指定公共機関**1 日本郵便株式会社北見郵便局**

- (1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること
- (2) 郵便の非常取扱いを行うこと

2 日本郵便株式会社訓子府郵便局

- (1) 郵便局の窓口掲示板を利用した広報活動を行うこと

3 東日本電信電話株式会社北海道東支店北見営業支店

- (1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること

4 北海道電力ネットワーク株式会社北見支店

- (1) 電力供給施設の防災対策を行うこと
- (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること

第9 指定地方公共機関**1 一般社団法人 北見医師会**

- (1) 災害時における緊急医療を行うこと

2 一般社団法人 北見歯科医師会

- (1) 災害時における歯科医療を行うこと

3 一般社団法人 北海道薬剤師会北見支部

- (1) 災害時における調剤、医薬品の供給を行うこと

4 公益社団法人 北海道獣医師会オホーツク支部

- (1) 災害時における家庭動物の対応を行うこと。

5 一般社団法人 北海道バス協会（オホーツク圏）**公益社団法人北見地区トラック協会**

- (1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援を行うこと

6 訓子府土地改良区

- (1) 土地改良施設の防災対策を行うこと
- (2) 農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策を行うこと

第10 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

1 きたみらい農業協同組合（訓子府地区事務所）

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと
- (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと
- (3) 共済金支払いの手続を行うこと
- (4) 町が行う被害状況調査の協力を行うこと

2 新生紀森林組合

- (1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと
- (2) 被災組合員に対する融資及びその斡旋を行うこと
- (3) 共済金支払いの手続を行うこと
- (4) 町が行う被害状況調査の協力を行うこと

3 訓子府町商工会

- (1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保について協力すること

4 一般輸送業者

- (1) 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等について関係機関の支援を行うこと

5 訓子府建設業協会

- (1) 災害時における応急土木工事の支援活動を行うこと

6 危険物関係施設の管理者

- (1) 災害時における危険物の保安に関する措置を行うこと

7 訓子府町社会福祉協議会

- (1) 被災者救護の支援活動を行うこと
- (2) 災害ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動連絡調整を行うこと

8 自治組織（町内会連絡協議会・実践会連絡協議会）

- (1) 災害時における情報伝達及び避難等の支援活動を行うこと
- (2) 被災者調査及び援護の支援活動を行うこと

9 一般病院等

- (1) 災害時において医療及び防疫対策について協力すること。

第7節 町民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて町民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする

第1 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、道、市町村及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- (2) 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、常備薬、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- (3) 家庭動物の避難（ゲージ、リード、ペットフード等）の準備
- (4) 隣近所との相互協力関係の醸成
- (5) 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- (6) 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- (7) 町内会等における要配慮者への配慮
- (8) 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- (9) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う

2 災害時の対策

- (1) 地域における被災状況の把握
- (2) 近隣の負傷者、避難行動要支援者の救助・支援
- (3) 初期消火活動等の応急対策
- (4) 避難場所での自主的活動
- (5) 防災関係機関の活動への協力
- (6) 自主防災組織の活動

3 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだり

に購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。

第2 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの取組みを通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

1 平常時の備え

- (1) 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の作成
- (2) 防災体制の整備
- (3) 事業所の耐震化の促進
- (4) 予想被害からの復旧計画策定
- (5) 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- (6) 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- (7) 取引先とのサプライチェーンの確保

2 災害時の対策

- (1) 事業所の被災状況の把握
- (2) 従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- (3) 施設利用者の避難誘導
- (4) 従業員及び施設利用者の救助
- (5) 初期消火活動等の応急対策
- (6) 事業の継続又は早期再開・復旧
- (7) ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第3 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- 1 町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設等の施設管理者を含む。以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- 2 地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- 3 町防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて町防災計画に地区防災計画を定める必要性について判断し、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定めることができる。
- 4 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を

前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

- 5 町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、町における地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

第4 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するためのさまざまな取組みを行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。

第2章 訓子府町の概況

第2章 訓子府町の概況

第1節 訓子府町の地勢

第1 位置及び面積

本町は、北海道の東北部オホーツク総合振興局管内の南西、常呂郡の南西に位置し、常呂川をはさむ内陸地帯にあり、東経143度37分01秒から143度50分03秒、北緯43度36分59秒から43度47分02秒の間で、東は北見市、西は置戸町、南は北見山脈の一分派釧北山脈をもって陸別町及び津別町、北は北見市相内町と境界を接しており、東西12キロメートル、南北16キロメートルにおよび面積は、190.95平方キロメートルで、オホーツク総合振興局管内総面積の2%に当たる。

第2 地 勢

本町の地勢は、一つの山脈と段丘波状地帯及び高丘地帯、一部平野とに区分され、西から東へ250分の1の勾配をもって傾斜している。

北見山脈の一分派である釧北山脈とこれに属する段丘地帯は、南西に起伏し、北には北見市相内町に接する広大な高丘平坦地が横たわり、さらに町の中央を東流する常呂川の両岸には帯状に沿ってなだらかに北見平野に延びている。

町の南端を西から東に走る釧北山脈は、置戸町・陸別町の境界に当たる海拔642.4メートルの山が最高峰、他には600～500メートル級で郡界をなしており、この山脈からケトナイ川・ポンケトナイ川・シルコマベツ川・オシマ川・オロムシ川等が源を發し、常呂川に注いでいる。

常呂川は、常呂郡における主要河川で、源を置戸町三国山脈に發し、置戸町を経て本町に臨み北見市の領域に入り、北見市端野町を過ぎ、北見市常呂町に至りオホーツク海に注いでいる。北部を東流する訓子府川は、北見山脈に源を發し、置戸町を経て本町駒里に入り、弥生、福野を潤し、北見市で常呂川に注いでいる。

・本町を流れる主河川名及び延長

常 呂 川	12,200m	訓 子 府 川	12,500m	ケトナイ川	15,200m
シルコマベツ川	12,600m	オロムシ川	12,800m		

第3 地 質

本町の地質は大別して定積土、運積土及び集積土に分かれている。定積土地帯は、主に北部高丘地で第三紀層と古生層をもって占められ表土は、大部分が埴壤土と見られている。運積土は、崩積土と水積土に分けられ、崩積土は山の崩積土の蓄積によるもので、表土は、埴壤土を形成している。大谷・緑丘一帯がこれに属する。水積土は、海成及び湖成洪積土と河成水積土に区分され、河成洪積土は、北見市相内町との境界沿いの高丘地がこれに属し、湖成洪積土は、豊坂・常盤の一部がこの地帯である。河成洪積土は、常呂川を境界として、南側は常呂川統の砂壤土、北側は武華川統の砂壤土となっている。

以上の土壌構成は、次のとおりである。

地質（成因及び堆積様式）	統別	土性	所属地帯
土壌 <ul style="list-style-type: none"> 定積土 <ul style="list-style-type: none"> 凝灰岩(第3紀層) 砂岩(第3紀層) 砂岩(第3紀層) 赤色硅岩(古生層) 安山岩(古生層) 運積土 <ul style="list-style-type: none"> 崩積土(第4紀層) 水積土 <ul style="list-style-type: none"> 海成洪積土 第4紀古層 湖成洪積土 第4紀古層 河成洪積土 第4紀新層 集積土 — 低位泥炭土 	訓子府統	腐食に富む埴壤土	北栄、高園、駒里、弥生、福野の高丘地帯
	若松統	腐食を含む埴土	大谷東方の段丘地帯
	能取統	腐食を含む埴土	大谷東方の山岳地帯
	野付牛統	腐食を含む砂壤土	福野マンガン地帯
	置戸統	腐食を含む壤土	北栄西部置戸付近丘陵地帯
	居武士統	腐食に富む壤土	開盛、緑丘、大谷の段丘地帯
	相内統	腐食を含む埴壤土	駒里、弥生、福野(相内付段丘地帯)
	置戸川南統	腐食を含む壤土	豊坂、常盤段丘地帯
	常呂川統	腐食に富む埴壤土	清住、実郷、大谷の平坦地 豊坂、開盛、緑丘の沢地帯
		腐食を含む砂壤土	清住、実郷、大谷の堤防地帯
	武華川統	腐食に富む埴壤土	西富、穂波、日出平坦地帯
		腐食を含む砂壤土	西富、穂波、日出堤防地帯 駒里、弥生、福野の平坦地帯沢
		腐食に富む埴土	穂波、日出、清住山添いの一部

第4 気候

本町の気象条件は、気温差の甚だしい内陸性気候を示し、降水量は年間約600ミリメートルで農耕期間は450～500ミリメートルに過ぎないが、寒冷なオホーツク寒気団の停滞により冷涼となり冷害を受ける頻度が多い。

しかし、一般には気温の差が著しく、夏季高温で、7月から8月上旬にかけて35度を超えることがある。初霜は10月上旬、遅霜は5月下旬で無霜期間は、130日～140日に過ぎない。積雪期間は12月上旬から4月上旬までの120日～140日間で、最深積雪量は、平均60～80センチメートルと比較的少ないが、最低気温はマイナス20度を超えることがある寒冷地である。

第2節 訓子府町の災害の概要

第1 災害の記録

年 月 日	災害の種類	災 害 の 概 要
明 31. 9. 6~12	水害	常呂川の氾濫。農作物に冠水、居武士では家屋に浸水
明 35	冷害	
明 37. 7	水害	家屋の浸水、農作物に被害多く、大谷橋などが流失
明 42. 7	水害	家屋の流失、浸水、農作物の被害、橋の流失など
大 2	冷害	雨続きで気温が低く、早霜に見舞われたため、秋作物が全滅
大 3. 5	火災	山林約1千ヘクタール焼失
大 4	水害・霜害	
大 8. 9. 18~20	水害	流失家屋13戸、床上浸水253戸、床下浸水371戸、死者8人、傷者43人、家畜の死亡68頭、道路の埋没流失34カ所、破損決壊53箇所、橋の流失妻恋橋ほか23橋、農作物の冠水及び流失
大 9	水害	
大 11. 8. 初旬 下旬	水害	妻恋橋、居武士橋、30号橋等流失破損、道路や堤防の決壊、農地の流失
昭 初期	火災	山林約2千ヘクタール焼失
昭 5. 4. 29	火災	市街地中心部大火7棟8戸焼失
昭 5	水害	護岸決壊、耕地流失及び浸水
昭 6	冷害	6月下旬から8月下旬の異常低温で稲作は皆無に等しく、畑作も6分作程度
昭 7	冷害	7月上旬の長雨と低温のため、各作物とも5分作以下
昭 7. 9. 4	水害	居武士橋など落橋流失。耕地流失及び浸水
昭 9	冷害	7月上旬からの異常低温で稲作は大きな被害
昭 10	冷害	多雨、低温などにより農作物に大きな被害
昭 11	水害	居武士橋、昭和橋流失
昭 14. 5. 3	水害	訓子府川氾濫し、中央橋流失
昭 16	冷害	7、8月の低温と、9月5~6日の台風豪雨で被害
昭 16. 9. 5~6	水害	常呂川の氾濫により、破壊された家屋4戸、床下浸水79戸、道路損害17カ所、橋は7カ所流失、堤防の決壊、農作物の被害などの損害
昭 20. 5. 23	火災	山林約2百ヘクタール焼失
昭 20	冷害	稲作に大きな被害
昭 21. 5. 5	火災	村有林約45ヘクタール焼失
昭 21. 5	火災	訓子府村農業会山林約38ヘクタール焼失
昭 23	水害	8月12日からの豪雨で家屋の流失1戸、床上浸水12戸、床下浸水31戸、道路の埋没決壊、居武士橋などの流失、田畑の損害も大
昭 28	冷害	
昭 29	冷害	水田農家冷対米を借りる。
昭 30. 2. 13	火災	仲町大火19世帯罹災
昭 31	冷害	対米を借りる。
昭 32. 8	水害	
昭 36. 10. 16	火災	東町大火8棟13世帯罹災
昭 37. 6. 30	降灰	十勝岳大爆発により降灰
昭 37	水害	
昭 37	冷害	
昭 38. 5. 16	火災	東町大火10棟13世帯罹災
昭 40. 10	火災	末広町大火引揚者援護住宅3棟11世帯罹災

昭46 昭50	冷害 台風・水害	8月23日の台風と9月8～9日の二度の豪雨により、床上浸水3棟、床下浸水178棟、農地流失と冠水381ヘクタール、道路決壊100か所、橋の流失破損9か所など。被害総額3億5千万円
昭51 昭53.11.5 昭54.10.19	冷害 列車事故 台風	気動車にダンプカーが衝突。76名が重軽傷 台風20号により建物、農作物、土木被害など続出し、被害総額1億9千3百万円
昭55 昭56 昭56 昭58.7.23～24	冷害 水害 冷害 水害	集中豪雨により道路の決壊47か所、河川の護岸破損・河岸決壊6か所、農作物の冠水など。被害総額9千5百万円
昭58 平2.8.7	冷害 水害・雹害	集中豪雨及び降雹により農作物を中心に大きな被害、被害総額2億2千7百万円
平4.9.11～12	台風・水害	台風17号により農作物の流失・冠水、農業施設の破損、土木被害など被害総額2億5千9百万円
平5 平10.8.28～30	冷害 水害	集中豪雨により農作物の流出・冠水、土木被害など被害総額5億6千万円
平10.9.15～17	台風・水害	台風5号により床下浸水3棟、農作物の流出・冠水、土木被害など被害総額5億2千8百万円
平13.9.9～13	台風・水害	台風15号により農作物の流出・冠水、土木被害44か所など被害総額2億9千3百万円
平16.1.14～16	暴風雪	暴風雪によりD型ハウス13棟倒壊、ビニルハウス19棟倒壊、民家3棟が破損
平17.9.7～8	台風・水害	台風14号により農地流出・冠水70ヘクタール、土木被害37か所など
平18.8.17～19	水害	集中豪雨により床下浸水3棟、農地流出と冠水77ヘクタール、土木被害58か所など被害総額8億3千万円
平成19.7.23 平成23.9.2～3 平成24.7.5	水害 台風・水害 水害	集中豪雨により農作物の流出・冠水、土木被害27か所など 大雨により、農作物の流出・冠水、土木被害20か所など 集中豪雨により、畑32haの冠水など
平成26.12.16～18	雪害	暴風雪により、道道通行止め。町内外の帰宅困難者7人が臨時避難所の公民館に宿泊。一人は2連泊
平成28.8.16～17 8.20～23	台風・水害	3つの台風による大雨で、床下浸水2戸、小河川の氾濫、畑地の表土流亡、土砂流入等の農業被害
平成28.9.3～8 平成30.3.8～10	台風・水害 融雪害	台風(温帯低気圧)による大雨で小河川の護岸崩壊など被害 春の大雨により、融雪がタマネギ育苗ハウスなどに冠水したほか、道路路肩崩壊等の被害
平成30.9.6～8	地震	胆振東部地震(震源地・厚真町)により、苫小牧火力発電所など北海道内全ての発電所が停止、北海道全域で停電発生。訓子府町でも最大43時間にわたって停電。酪農家で生乳が出荷できないなどの大きな被害が発生。
令和4.6.18～19 令和4.7.4・7.18	水害・雹害 水害	集中豪雨及び降雹により、農作物に大きな被害。土木被害55か所など 集中豪雨により、農作物の流出・冠水、土木被害計61か所など

第3章 防災組織

第3章 防災組織

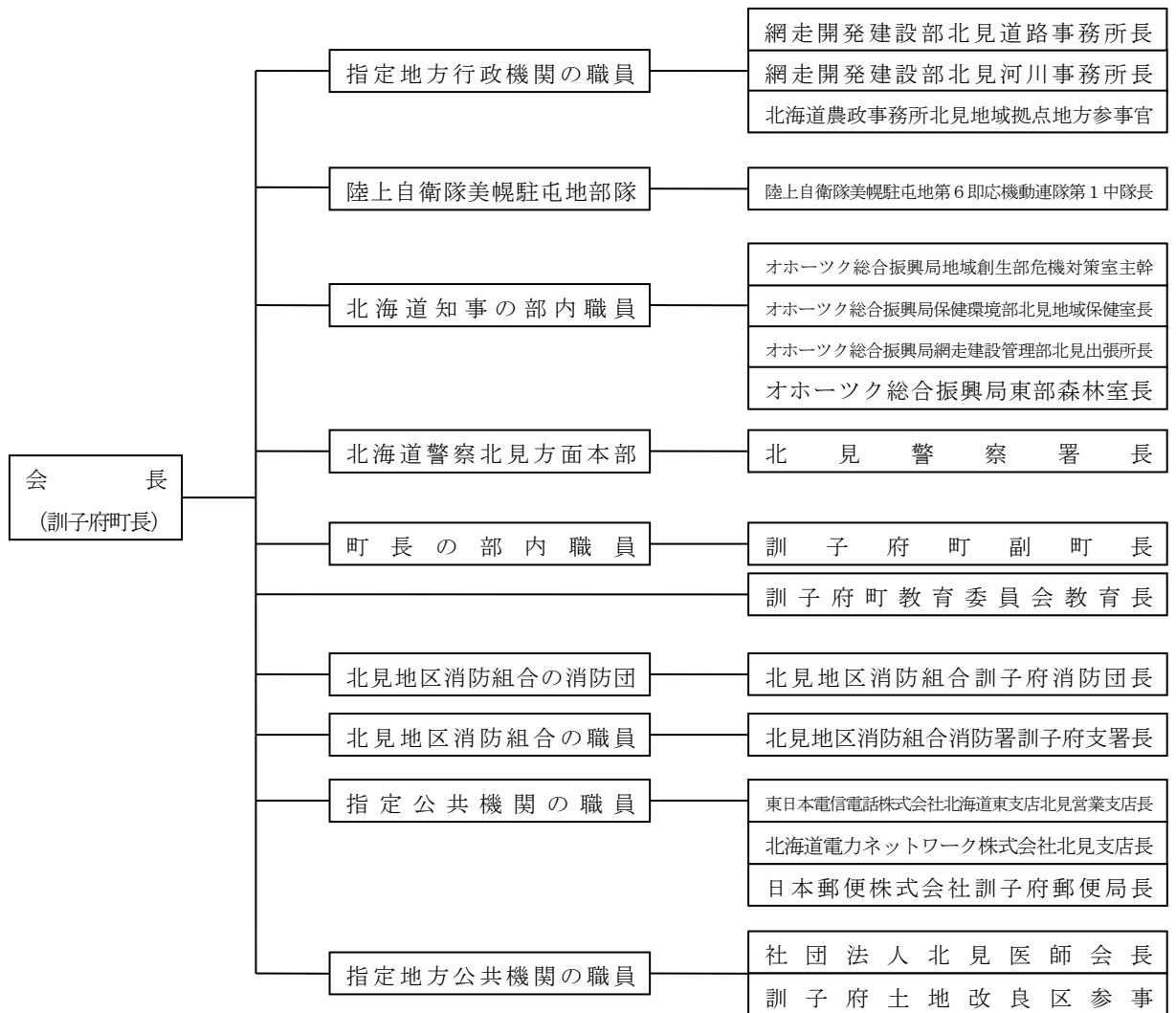
災害の予防、応急対策及び復旧等の防災諸活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報の伝達に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 防災会議

防災会議は、基本法第16条の規定に基づき設置するもので、町長を会長とし指定地方行政機関等の長等を委員として組織するものであり、その所掌事務としては、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに本町の地域内に災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集し、関係機関相互の連絡調整並びに支援等を行うものである。

第1 防災会議の組織

防災会議の組織は、次のとおりである。



第2 防災会議の運営

防災会議の運営は、訓子府町防災会議条例の定めるところによるほか、必要な事項は会長が町防災会議に諮って定めるものとする。

第2節 災害対策本部

第1 災害対策本部（水防本部）設置

町長は、区域内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、本部を設置し、強力的に防災活動を推進するものとする。

第2 災害対策本部設置の基準及び廃止の時期

1 設置基準

災害対策本部設置基準	
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（大雨・暴風）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
雪害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（暴風雪・大雪）が発表されたとき ・多くの住家又は人的被害が発生し、又は発生するおそれがあり、被害の拡大が予想されるとき ・多くの地域で孤立集落、避難者等が発生し、応急対策が必要なとき ・多くの交通機関の障害又は生活基盤の被害が発生し、応急対策が必要なとき
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する必要があるとき ・地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき
火山災害	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報（噴火警報～噴火警戒レベル4以上）又は噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域又は山麓等に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき
大事故等	
航空災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
道路災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
危険物等災害	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模火災	<ul style="list-style-type: none"> ・被害が大規模なとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が複数の市町村にわたり消火活動の難航が予想されるとき ・人命の救助救出活動の難航が予想されるとき
大規模停電災害	<ul style="list-style-type: none"> ・人命の救助救出案件が多数発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき
冷（湿）害	<ul style="list-style-type: none"> ・各地で冷（湿）害被害が発生したとき

2 災害対策本部の組織図

組織図は、本計画資料編に掲載。

3 災害対策本部の各対策部及び各班の所掌事務

災害対策本部の各対策部及び各班の所掌事務は、次のとおりとする。

部 名	班 名	対 策 業 務
総務対策部	庶務班	1 災害対策の調整に関すること 2 本部の設置及び運営に関すること 3 各防災関係機関、住民組織との連絡調整に関すること 4 消防支署との連絡調整に関すること 5 気象予報、警報並びに情報等の収集及び伝達に関すること 6 職員の招集、出動及び解散に関すること 7 職員等の食糧、寝具、災害出動用被服などの調達及び配布に関すること 8 庁内外の非常体制に関すること 9 防災会議に関すること 10 災害救助法業務の適用に関すること 11 災害日誌及び災害記録に関すること 12 団体等の出動要請及び作業員等の雇上げに関すること 13 被害情報の収集及び状況報告に関すること 14 行方不明者の捜索に関すること 15 自衛隊の災害派遣要請に関すること 16 各部、各班の連絡調整に関すること 17 被災者台帳整備に関すること 18 その他各部、各班に属さないこと
	広報連絡班	1 被害情報の収集連絡及び災害記録写真に関すること 2 災害現地との連絡、伝令、通信等に関すること 3 住民に対する警報、避難命令、避難解除等の広報に関すること 4 報道機関との連絡に関すること 5 庶務班への支援に関すること
	財政班	1 災害対策の財政に関すること 2 災害対策及び復旧対策資料の収集に関すること 3 中央関係機関に対する要請書及び資料調整に関すること 4 庶務班への支援に関すること
	調査班	1 被害（人的被害・住宅被害等）の調査に関すること 2 被災者の納税の減免措置に関すること

民生対策部	厚生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難施設の開設及び管理に関すること 2 被災者に対する炊き出し、食品の給与、貸与に関すること 3 給与物資の配布及び被服、寝具、生活必需品の給与に関すること 4 被災者の救助計画及び実施に関すること 5 災害対策従事者の炊き出しに関すること 6 被災者の避難誘導に関すること 7 被災者の生活保護に関すること 8 義援金の受付、配布に関すること 9 救助活動の記録に関すること 10 被災者相談所の開設に関すること 11 日赤救助活動機関との連絡に関すること 12 災害ボランティア受け入れ・調整に関すること 13 防疫に関すること
	避難行動要支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者及び避難行動要支援者支援に関すること
	衛生班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医療及び助産に関すること 2 被災地の防疫及び清掃に関すること 3 被災者の健康管理、指導に関すること 4 救護班の編成に関すること 5 被災時のじん芥、汚物、し尿処理に関すること 6 死体の収容処理、埋葬に関すること
産業対策部	農務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業被害に関する応急措置、被害対策に関すること 2 農業被害調査に関すること 3 被災農家の援護に関すること 4 農作物の防疫に関すること 5 その他、農業被害に関し各班に属さないこと
	産業振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の応急食料の供給計画及び実施に関すること 2 商工業者の災害対策及び被害調査に関すること 3 被災商工業者の金融に関すること 4 災害時における危険物の保安に関すること 5 林野火災の予消防に関すること 6 林野被害の調査並びに被害復旧対策に関すること 7 林業被害の防疫に関すること 8 被災地の死亡獣畜処理に関すること 9 家畜の救助計画及び被害対策に関すること 10 家畜の被害調査に関すること 11 家畜の防疫及び衛生に関すること 12 家畜の飼料対策に関すること
土木対策部	建設班	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の被害調査、応急措置及び災害復旧に関すること 2 建築物の被害調査及び災害対策に関すること 3 土木被害の現地調査及び収集に関すること 4 被災者の救助計画及び実施に関すること 5 土木被害の災害記録写真に関すること 6 災害時の関係河川の水位、雨量の情報収集に関すること

		<ul style="list-style-type: none"> 7 水防技術の指導に関する事 8 災害時における応急、復旧資材の需給に関する事 9 応急仮設住宅設置及び住宅の応急修理に関する事
土木対策部	車両資材班	<ul style="list-style-type: none"> 1 土木被害等の応急対策及び資材等の調達並びに人員、食糧の輸送に関する事 2 機械の借上げ及び町有車両の運行管理に関する事 3 除雪に関する事 4 障害物の除去に関する事 5 災害時の輸送計画及び車両の運行実施に関する事 6 公園施設等の被害調査及び災害復旧に関する事 7 建設班への支援に関する事
	耕地班	<ul style="list-style-type: none"> 1 耕地被害の現地調査及び収集に関する事 2 耕地被害の災害記録写真に関する事 3 農地及び農業施設の災害応急対策に関する事 4 土地改良事業の被害調査及び災害復旧対策に関する事 5 建設班への支援に関する事
	公有財産班	<ul style="list-style-type: none"> 1 公有財産（教育施設を除く。以下同じ）の被害対策及び被害状況調査に関する事 2 町有財産の応急対策及び災害復旧に関する事 3 建設班の支援に関する事
	上下水道班	<ul style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査、応急対策及び復旧対策に関する事 2 飲料水の供給に関する事 3 下水道施設の被害調査、災害復旧対策に関する事 4 応急仮設下水道等代替施設の設置に関する事
教育対策部	管理班	<ul style="list-style-type: none"> 1 教育施設の応急措置及び災害復旧対策に関する事 2 教育施設の被害調査に関する事 3 被害児童の援護及び学用品の給与に関する事 4 災害時における学校施設の避難所への使用に関する事 5 被災者及び災害対策従事者の炊き出しの応援協力に関する事
	社会教育班	<ul style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設の災害対策に関する事 2 社会教育等施設入場者の避難誘導に関する事 3 文化財等の保護及び応急対策に関する事
	子ども未来班	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設の被害調査及び災害復旧対策に関する事 2 認定こども園児等の避難誘導に関する事
第1予備部	第1班	<ul style="list-style-type: none"> 1 緊急時における民生対策部への応援に関する事
防災会議情報室		<ul style="list-style-type: none"> 1 各関係機関より派遣し、各機関の情報を収集すること 2 災害情報の集約と災害対策本部との連携に関する事

4 廃止

町長は、災害の発生するおそれが消したと認めた場合又は災害対策活動が完了した場合に本部を廃止する。

5 設置又は廃止の公表

設置又は廃止の公表は、次により実施する。

庁内、関係指定地方公共機関の長、知事、道の出先機関の長、関係指定公共機関の長、警察署長、消防機関の長、隣接市町長、及び一般住民に対して、電話その他適宜の方法で周知する。

6 看板の表示

本部の設置期間中、本部所在施設入口に本部の看板を掲示する。

看板には、「訓子府町（災害名）災害対策本部」と表示する。

第3 本部員会議

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で町長が必要と認めた場合は、本部の招集を行い、災害に対処できる方策を樹立するため本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長・副本部長・本部員（教育長、各課長等）で構成する。

なお、本部員は、必要により所属の職員を伴って会議に出席することができる。

1 本部員会議の協議事項

- (1) 応急対策の指示
- (2) 各対策部間の調整事項の指示
- (3) 他市町村への応援要請の要否
- (4) 自衛隊への災害派遣要請の要否
- (5) 災害救助法の適用申請の要否
- (6) 被害状況視察隊の編成
- (7) その他災害対策に関する重要な事項
- (8) 次回本部員会議開催予定日時の決定

2 本部員会議の開催

- (1) 本部員会議は、本部長が指示する場所で開催するものとする。
- (2) 本部員は、それぞれの所掌事項について必要な資料を提出しなければならない。

3 会議事項の周知

会議決定事項のうち、本部長又は、各対策部長が職員に周知すると認めたものについては、速やかにその徹底を図るものとする。

4 本部連絡員

- (1) 本部連絡員は、各班長（災害対策本部の組織の各班長）をもって充て、本部との情報及びその調整を図る。
- (2) 各部は、部内の所掌事務を処理するため、あらかじめ情報連絡責任者を定めておくなど体制の整備をしておくものとする。
- (3) 各部の情報連絡責任者は、次に掲げる事務を行う。
 - ア 所管する部にかかわる災害に関する情報を逐次取りまとめ、部長を経て本部員会議に報告する。
 - イ 本部員会議から伝達される災害対策に係る指令及び指示事項について部長を経て所管の班長に周知する。

5 本部の庶務

本部の庶務は、訓子府町役場総務課において処理する。

6 その他

その他本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

第3節 配備体制

第1 職員の動員配備

1 非常配備基準と体制

本部は、被害を最小限に抑え、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、別記1の基準により非常配備体制を整えるものとする。ただし、本部が設置されない場合であっても非常配備体制を取ることができるものとする。また、配備体制下の活動はおおむね別記2のとおりとする。

2 本部職員に対する伝達方法

(1) 平時執務時の伝達方法

職員の動員は、本部の配備体制にしたがって、本部長の決定に基づき、総務対策部長が各対策部長に対して庁内放送又は電話などで行う。

連絡系統図は、本計画資料編に掲載。

(2) 休日及び夜間の伝達方法

当直者及び庁舎委託管理人は、次の情報を受けたときは、総務対策部長（総務課長）に連絡する。

- ・災害の発生するおそれのある防災気象情報等が関係機関から通報され、緊急に応急措置を実施する必要があるとき
- ・災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき
- ・災害の発生するおそれがある異常現象の通報があったとき

連絡系統図は、本計画資料編に掲載。

(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき又は災害の発生、あるいは災害の発生の情報を察知したときは、所属長と連絡し、あるいは自らの判断により登庁する。

(4) 現場連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により部長が指名する現場連絡員を置く。現場連絡員は、現場の状況を所属班長及び本部員に報告するとともに指示を受け、現場で指揮監督を行うものとする。

(5) 配備体制の解除

各対策部における配備体制の解除は、町長（本部長）が指令する。

(6) 町長の職務の代理

本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して町長に事故あるときは、副町長がその職務を代理する。

別記1

非常配備の種類と配備基準

	基準	警戒配備を行う部局	警戒配備の内容
風水害	次の各号のいずれかに該当する場合 1 訓子府町に大雨、洪水又は暴風に関する気象警報等が発表された場合 2 北見地方に台風に関する情報が発表された場合	総務課等全部局	1 気象に関する情報及び災害情報等の収集及び伝達 2 防災関係機関との連絡調整 3 災害危険地域等の警戒巡視 4 災害応急対策 5 避難所開設の準備 6 本部体制への移行準備
雪害	次の各号のいずれかに該当する場合 1 訓子府町に大雪又は暴風雪に関する気象警報等が発表された場合 2 訓子府町に暴風に関する情報が発表された場合	町長が指定する部局等	
航空災害	航空機の墜落等により、死傷者が発生し、又は発生するおそれがある場合	総務課等全部局	
大事故	次の各号のいずれかに該当する場合 1 交通事故等による死者及び負傷者の合計が15名以上になると予想される場合 2 橋梁等の崩落、落下等により相当の被害が予想される場合 3 道路上へ危険物、毒劇物等が大量に流出し、被害が拡大するおそれがある場合 4 大規模停電が発生し、被害や停電の影響が拡大し、長期化が予想されるとき 5 上記以外の社会的な影響の大きい事故災害が発生した場合	総務課等全部局	
その他	上記以外の災害により、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合	町長が指定する部局等	

※ 地震災害関係の配備体制は、第6章第6節「災害応急対策計画」のとおりとする。

別記2

非常配備

種別	種別の基準	活動内容
第1非常配備	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>1 訓子府町に暴風、暴風雪、大雨、大雪又は洪水に関する気象警報等が発表され、局地的に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。</p> <p>2 本町内で大規模な火災、爆発その他の重大な災害が発生した場合</p> <p>(※「震度4」の地震が発生したとき)</p>	<p>1 総務課長は、防災担当職員を招集し、情報連絡に当たる</p> <p>2 状況により、次の配備体制に円滑に移行できる体制とするため、総務課、建設課、農林商工課、上下水道課全員の招集を行い情報連絡に当たる</p> <p>他職員は、自宅待機等とし、各所属長からの指示を待つ</p> <p>3 事態の推移に伴い、速やかに第2非常配備に移行し得る態勢とする</p>
第2非常配備	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>1 複数の区域で相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>2 訓子府町に特別警報（暴風・暴風雪・大雨・大雪）が発表された場合</p> <p>(※「震度5弱」及び「震度5強」の地震が発生したとき)</p>	<p>1 災害応急対策に関係のある各班の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動開始できる体制とする。</p> <p>各対策部長 各班長 総務対策部 全員 土木対策部 全員 産業対策部 全員 民生対策部 全員</p> <p>2 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備に移行し得る態勢とする</p>
第3非常配備	<p>本町の全域に甚大な被害をもたらす災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</p> <p>(※「震度6弱」以上の地震が発生したとき)</p>	<p>全部局全職員で所掌する災害対策を実施する</p>

(備考) 災害の規模及び特性に応じ上記基準により難しいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

※ 風水害に関しては、上記非常配備を基本に、町の「防災に関する初動体制マニュアル」（風水害編）と調整し対応に当たるものとする。

※ 地震災害関係の配備体制は、第6章第6節「災害応急対策計画」のとおりとする。

第4節 住民組織等への協力要請

災害時において、本部及び関係機関の職員をもってしても、応急活動を円滑に実施するための人員に不足が生じた場合、町長は、各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

第1 協力要請事項

各住民組織に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- 1 災害時における住民の避難誘導、救出及び罹災者の保護に関すること。
- 2 緊急避難のための一時避難場所と、罹災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- 3 被災地の公共施設等の保全に関すること。
- 4 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- 5 災害情報等の地域住民に対する広報に関すること。
- 6 避難所内での炊き出し及び罹災者の世話に関すること。
- 7 被災箇所の応急処置に関すること。
- 8 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。

第2 協力要請先

組織の名称及び代表者	連絡方法及び連絡先	協力要請事項
訓子府町内会連絡協議会 会長	連協会長に連絡後各单位会長に要請 (事務局 町民課内)	避難誘導、救出、保護、災害 情報収集、本部への連絡 災害情報等の地域住民に対 する広報 被害箇所の応急処置 他
訓子府町実践会連絡協議会 会長	同上 (事務局 きたみらい農業協同組合訓 子府地区事務所内)	
訓子府町建設業協会 会長	事務局に依頼	被害箇所の応急処置 作業員等の雇い上げ 機械の借り上げ
訓子府町青年団体連絡協議会	(事務局 教委 社会教育課内)	必要に応じ協力要請
きたみらい農業協同組合青年部 訓子府支部	(事務局 きたみらい農業協同組合訓 子府地区事務所)	
訓子府町商工会青年部	(事務局 商工会事務局内)	
日本アマチュア無線連盟訓子府クラブ 代表	(事務局)	

※ 協力要請先に係る組織代表者氏名、連絡方法等については、別に名簿を調製しておくものとする。

第5節 気象業務に関する計画

暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水等による災害を未然に防止し、また、その被害を軽減するため、気象、地象（地震及び火山現象を除く）及び水象（地震に密接に関連するものを除く）等の特別警報・警報・注意報並びに情報等の伝達方法及びこれらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等は次に定めるところによる。

第1 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名

1 府県予報区

担当気象官署	府県予報区	一次細分区域名	市町村等をまとめた地域	二次細分区域名
網走地方気象台	網走・北見・紋別地方	網走地方	網走東部	斜里町、清里町、小清水町
			網走西部	北見市常呂、網走市、佐呂間町、大空町
			網走南部	美幌町、津別町
		北見地方		北見市北見、訓子府町、置戸町
		紋別地方	紋別北部	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
			紋別南部	遠軽町、湧別町

第2 気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報及び火災気象通報

気象等に関する特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報並びに火災気象通報の発表、伝達等は、気象業務法（昭和27年法律第165号）、水防法（昭和24年法律第193号）、消防法（昭和23年法律第186号）、及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき行うもので、特別警報・警報・注意報等の種類、発表基準、発表方法、伝達方法は次によるものとする。

1 気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達

(1) 種類及び発表基準

ア 気象等に関する特別警報

予想される現象が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報。発表は市町村単位で発表される。

種類	摘要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される

大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる

※ 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

イ 火山・地震（地震動）に関する特別警報

現象の種類	基準
地震動	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）
火山現象	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）又は噴火警報（居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置付ける）

ウ 気象等に関する警報・注意報

1) 気象警報

大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける

2) 気象注意報

大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具

	体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される

3) 洪水警報及び注意報

洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

(2) 防災気象情報と警戒レベル・警戒レベル相当情報との関係

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)		
			洪水に関する情報		土砂災害に関する情報
		避難情報等	水位情報がある場合	水位情報がない場合	
警戒レベル5	命が危険な状況直ちに安全確保	緊急安全確保	氾濫発生情報	・(大雨特別警報(浸水害)) ・大雨特別警報(浸水害)の危険度分布(災害切迫)	・(大雨特別警報(土砂災害)) ・土砂災害に関するメッシュ情報(災害切迫)
警戒レベル4	災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布(危険)	・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(危険)
警戒レベル3	危険な場所から高齢者や障がいのある人は避難	高齢者等避難	氾濫警戒情報	・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒)	・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒)
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する	洪水注意報 大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布(注意)	・土砂災害に関するメッシュ情報(注意)
警戒レベル1	災害への心構えを高める	早期注意情報(警報級の可能性)			

※ 大雨特別警報は、洪水や土砂災害の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報「洪水」や警戒レベル5相当情報「土砂災害」

として運用する。ただし、町長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。

なお、町が発令する避難指示等は、町が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

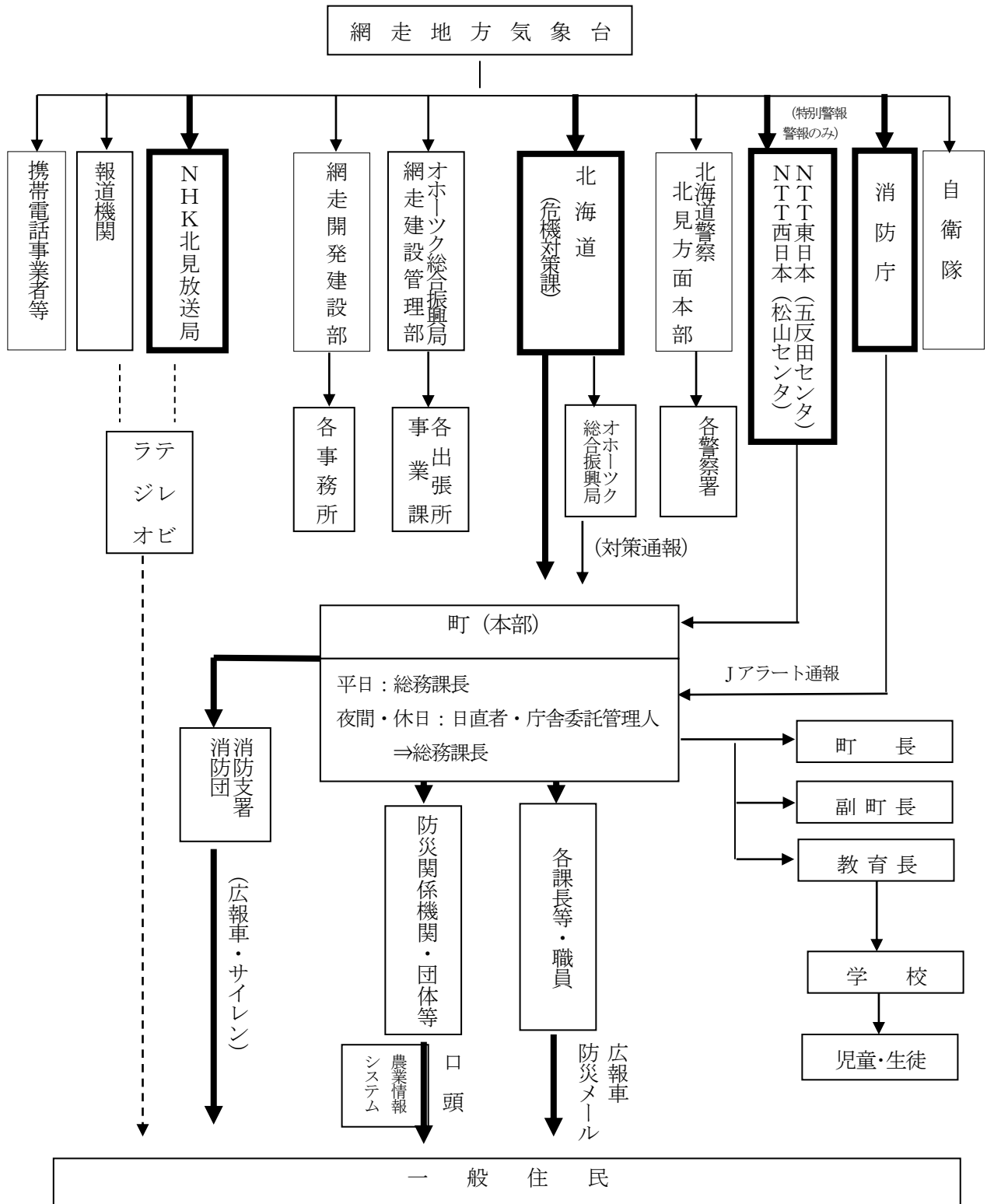
(3) 気象等に関する特別警報・警報・注意報の伝達

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

なお、気象業務法第15条の2の規程に基づき、気象等に関する特別警報を受けた北海道は直ちに関係市町村に通知し、北海道からの通知を受けた町は直ちに住民及び所在の官公署への周知の措置を講じなければならない（法定義務）。

※ 周知の措置：広報車巡回、携帯メールサービス、消防団等による伝達等

防災気象情報伝達系統（火山・地震（地震動）を除く）



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 (気象業務法第15条第1項)

➔ (太線) は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知措置が義務付けられている伝達経路

※ 「気象等に関する特別警報」が発表された場合、気象庁から携帯電話事業者を介し、携帯電話ユーザーに「緊急速報メール」が配信

2 キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 <p>※以下、土砂キキクルの区分と同様</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p>

3 水防活動用気象等警報及び注意報

水防活動の利用に適合する警報及び注意報は、次の表の左欄に掲げる種類ごとに、同表の右欄に掲げる特別警報・警報及び注意報により代行する。

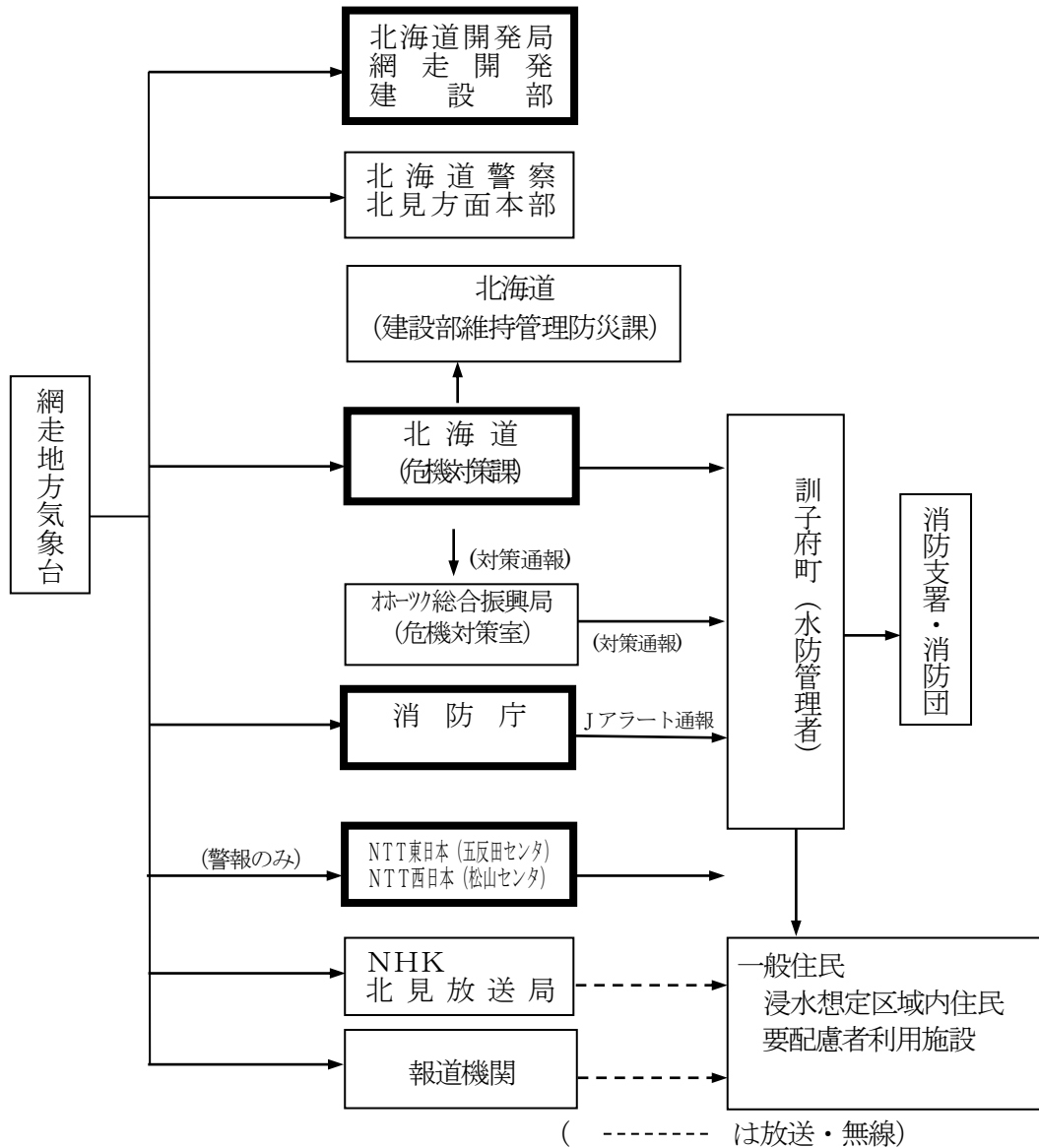
その種類は次のとおりであり、伝達は次の系統により行う。

(1) 種類

水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
	大雨特別警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

(2) 伝達

水防活動用気象警報・注意報



※ 太枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第3号、4号の規定に基づく法定伝達先。(気象業務法第14条の2)

※ 要配慮者利用施設—社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設(水防法第15条)

4 土砂災害警戒情報

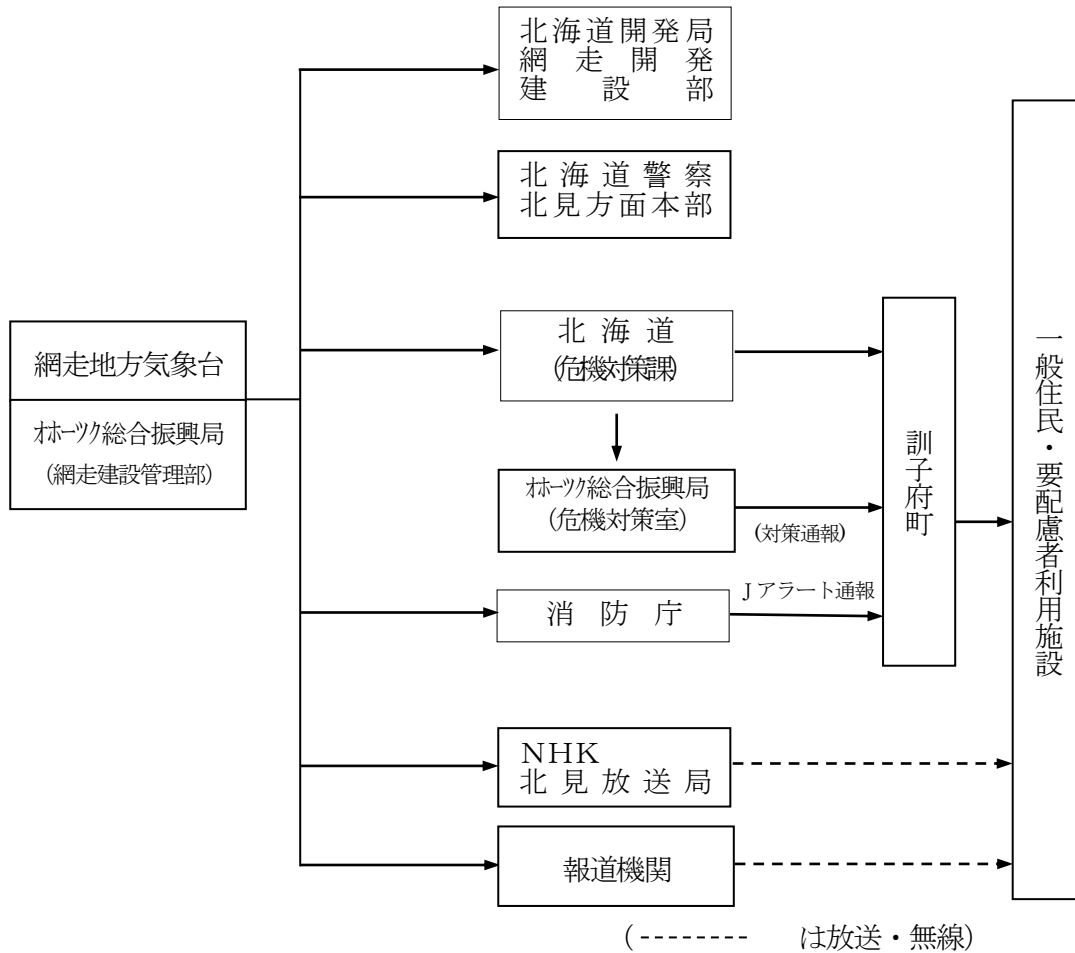
大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状

況となったときに、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる

(<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>)。

危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

伝達は次の系統により行う。



5 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川（以下「洪水予報河川」という。）について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報。警戒レベル2～5に相当する。

また、国土交通省と北海道が共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報が発表される。

(1) 洪水予報河川及び担当

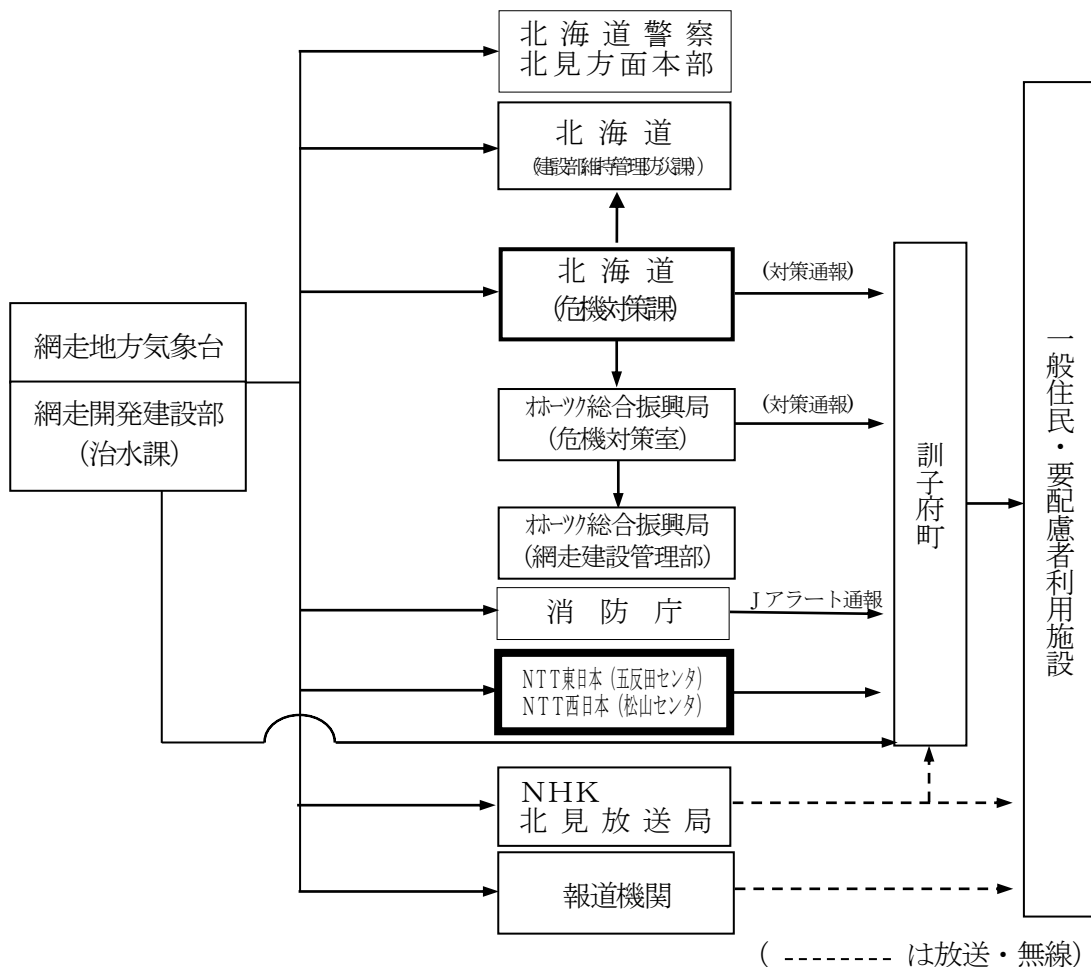
水系名	河川名	担 当	洪水予報河川指定区域	
			左岸	右岸
常呂川	常呂川	網走地方気象台 網走開発建設部	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地 地先 至：河口	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地 地先 至：河口

(2) 種類及び発表基準

種類	標 題	概 要
洪水 警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意 報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(3) 伝達

網走地方气象台とオホーツク総合振興局網走建設管理部が共同で発表する場合



6 水防警報

水防警報指定河川の水防警報は網走開発建設部又はオホーツク総合振興局網走建設管理部が発表する。

(1) 水防警報指定河川 (国土交通大臣指定)

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
常呂川	常呂川	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地先 至：河口	自：常呂郡置戸町拓殖 105 番地先 至：河口

(2) 水防警報指定河川 (知事指定)

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
常呂川	訓子府川	自：訓子府町字福野 284 番地 2 地先の豊田橋下流端 至：常呂川への合流点	自：訓子府町字福野 284 番地 2 地先の豊田橋下流端 至：常呂川への合流点

(3) 警報発表基準 (発表官署 網走地方气象台 令和5年6月8日現在)

訓子府町	府県予報区	網走北見紋別地方	
	一次細分区域	北見地方	
	二次細分区域	訓子府町	
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	127
	洪水	流域雨量指数基準	訓子府川流域=13.1 ケトナイ川流域=11
		複合基準	—
		指定河川洪水予報 による基準	常呂川[置戸]
	暴風	平均風速	18m/s
	暴風雪	平均風速	16m/s 雪による視程障害を伴う
大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 40cm	

(4) 注意報発表基準 (発表官署 網走地方気象台 令和5年6月8日現在)

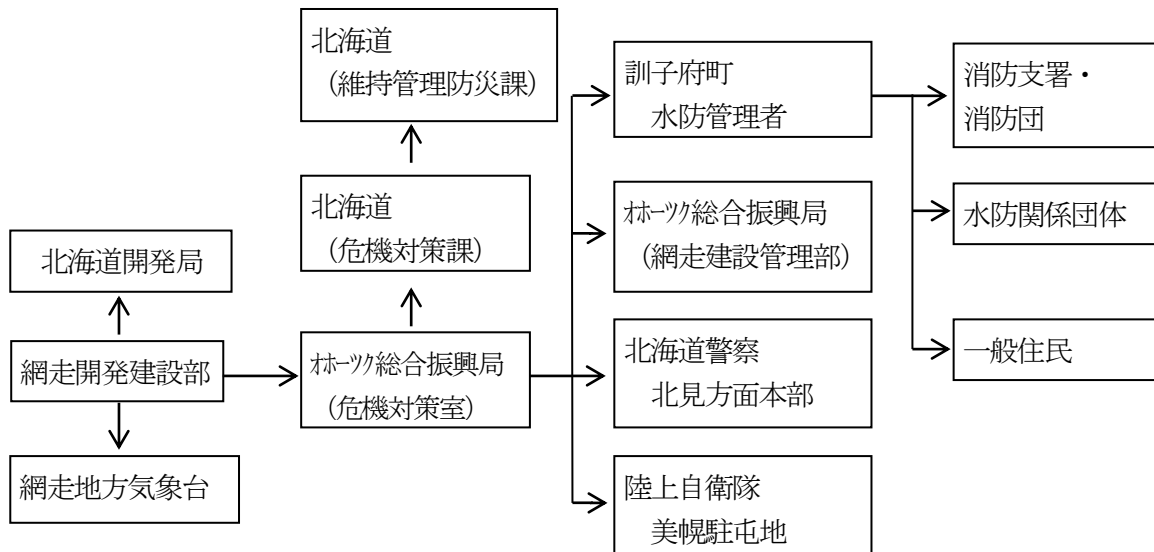
注意報	大雨	表面雨量指数基準	5	
		土壌雨量指数基準	86	
	洪水	流域雨量指数基準	訓子府川流域=10.4 ケトナイ川流域=8.8	
		複合基準	—	
		指定河川洪水予報による基準	常呂川[置戸]	
	強風	平均風速	12m/s	
	風雪	平均風速	10m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 25cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	200m	
	乾燥	最小湿度30% 実行湿度60%		
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上		
	低温	5月～10月：(平均気温) 平年より4℃以上低い日が2日以上 継続 11月～4月：(最低気温) 平年より8℃以上低い		
	霜	最低気温3℃以下		
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続			

(5) 記録的短時間大雨情報

記録的短時間大雨情報	1時間雨量	90mm
------------	-------	------

水防法第16条第1項に基づく水防警報

水防警報指定河川(国土交通大臣指定)についての水防警報は網走開発建設部が発表する



気象予報、警報並びに情報等の伝達責任者

伝達先	伝達責任者	伝達方法	一般住民に対する伝達
庁内各課等	総務課長	電話、庁内放送	
関係機関等	総務課長	電話	
訓子府支署	総務課長	電話	
各町内会長	総務課長	電話	広報車・防災メール・サイレン(特別警報のみ)による周知
各実践会長	総務課長	電話・FAX	広報車・防災メール・サイレン(特別警報のみ)による周知
認定こども園	教育長	電話	
小中高等学校	教育長	電話	

関係機関等の連絡先一覧

関係機関名	代表者名	所在地	電話番号	
網走開発建設部北見道路事務所	所長	北見市西三輪	36-2281	
網走開発建設部北見河川事務所	所長	北見市田端町	23-6118	
北海道農政事務所北見地域拠点	地方参事官	北見市青葉町	23-4171	
ホツ総合振興局地域創生部 危機対策室	主幹	網走市北7西3	0152-41-0625	
ホツ総合振興局網走建設管理部 北見出張所	所長	北見市緑ヶ丘	25-7311	
ホツ総合振興局東部森林室	室長	北見市青葉町	24-6276	
ホツ総合振興局保健環境部 北見地域保健室	室長	北見市青葉町	24-4171	
北海道警察北見方面本部北見警察署警備課	課長	北見市青葉町	24-0110	
訓子府警察官駐在所	所長	訓子府町栄町	47-2410	
陸上自衛隊美幌駐屯地	司令	美幌町字田中	0152-73-2114	
NTT東日本株式会社北海道東支店 北見営業支店	支店長	北見市中央町	21-2141	66-2045
北海道電力ネットワーク株式会社 北見支店	支店長	北見市北8条 東1丁目	26-1114	
網走地方気象台	台長	網走市台町	0152-43-4348	
北見地区消防組合消防署訓子府支署	支署長	訓子府町東幸町	47-2419	
日本郵便株式会社訓子府郵便局	局長	訓子府町元町	47-2160	
北海道立総合研究機構農業研究本部 北見農業試験場	場長	訓子府町字弥生	47-2146	
訓子府町建設業協会	会長	訓子府町字穂波	47-3036	
J Aきたみらい農業協同組合 訓子府地区事務所	運営委員長	訓子府町仲町	47-2151	
新世紀森林組合	組合長	置戸町字置戸	52-3536	

訓子府土地改良区	理 事 長	訓子府町東町	47-3165	
訓子府町商工会	会 長	訓子府町元町	47-2241	

7 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

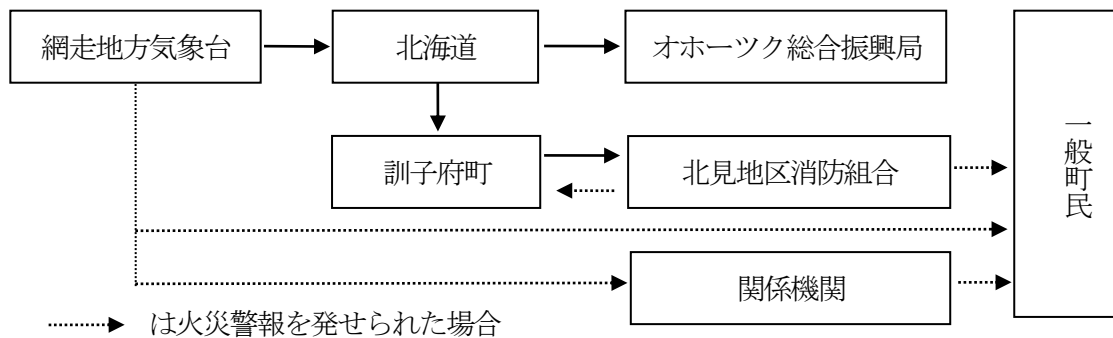
火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき、網走地方気象台から北海道を経由して通報されるものである。

北見地区消防組合管理者は、第4章第10節「消防計画」に定めるところにより、火災警報を発令することができる。

なお、火災気象通報は、林野火災気象通報を兼ねるものとする。

(1) 伝達

火災気象通報の伝達系統は、次のとおりである。



(2) 通知基準

火災気象通報基準は、以下のとおりである。

発表官署	地域名	通報基準
網走地方気象台	北見地方	実効湿度60%以下で最小湿度30%以下、若しくは、平均風速が12m/s以上と予想される場合

※上記通報基準の平均風速は、陸上を対象とした予測である。平均風速が基準以上の予測であつても降雨及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

8 気象情報等

(1) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(2) 網走・北見・紋別地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を補完的に解説する場合等に発表する情報。

(3) 台風に関する気象情報

北海道地方への台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する情報。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分

析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、網走地方気象台から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

土砂キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

浸水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

洪水キキクル(危険度分布) <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

※ 雨雲の動き(降水・雷・竜巻ナウキャスト)：<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

第3 異常現象を発見した者の措置等

1 通報義務(基本法第54条第1及び2項)

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその状況を町役場、又は警察(駐在所含む)、若しくは消防支署に通報しなければならない。何人もこの通報が最も迅速に到着するように協力しなければならない。

2 町長への通報(基本法第54条第3項)

町以外の機関(警察、消防)が1の通報を受けたときは速やかにこれを確認し、町長に通報しなければならない。

3 町長から関係機関の通報及び住民への周知(基本法第54条第4項)

町長は、1又は2の通報を受けた場合、その旨を必要と認める関係機関及び団体と住民に周知するものとする。

第4章 災害予防計画

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、災害予防責任者は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生又は拡大の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、町は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

なお、町は、町の地域において災害が発生するおそれのある区域（以下「災害危険区域」という。）を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害危険区域における災害予防策を講じるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発並びに防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 町

- (1) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。
- (2) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。
- (3) 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する検証結果や調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

(4) 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、計画的かつ継続的な研修、実践的な訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

第2 配慮すべき事項

- 1 東日本大震災をはじめ、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。
- 2 要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
- 3 公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 4 地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努めるものとする。
- 5 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- 6 防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- 7 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できる取組みを推進する。
- 8 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第3 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

- 1 各種防災訓練の参加普及
- 2 ラジオ・テレビ、有線放送施設の活用
- 3 町ホームページ、SNS の活用
- 4 新聞、広報誌（紙）等の活用
- 5 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- 6 広報車両の利用
- 7 テキスト、マニュアル、パンフレット等の活用
- 8 防災イベントや研修会、講習会、講演会等の開催
- 9 学校教育の場の活用
- 10 その他

第4 普及・啓発及び教育を要する事項

- 1 町防災計画概要
- 2 災害に対する一般的知識
- 3 災害の予防措置
 - (1) 自助（備蓄）の心得
 - (2) 防災の心得
 - (3) 火災予防の心得
 - (4) 台風襲来時の家庭の保全方法
 - (5) 農作物の災害予防事前措置
 - (6) その他
- 4 災害の応急措置
 - (1) 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - (2) 災害の調査及び報告の要領・方法
 - (3) 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
 - (4) 災害時の心得
 - ア（家庭内、組織内の）連絡体制
 - イ 気象情報の種別と対策
 - ウ 避難時の心得
 - エ 被災世帯の心得
- 5 災害復旧措置
 - (1) 被災農作物に対する応急措置
 - (2) その他
- 6 その他必要な事項

第5 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進

- 1 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象や災害の予防等の知識の向上及び防災の実践的な対応方法（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- 2 学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、児童生徒の安否確認方法や保護者への引き渡しの手順を明確にしたマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。
- 4 児童生徒等に対する防災教育の充実に努めるため、教職員等に対する防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 5 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実態に応じた内容のものとして実施する。
- 6 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、女性団体等の会合や、各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第6 普及・啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間などの防災関連行事等を通じ、最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及を図ることを目的とした防災訓練計画については、本計画の定めるところによる。

第1 訓練実施機関

- 1 訓練は、災害予防責任者が自主的に訓練計画を作成し、それぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して実施するものとする。
また、学校、自治会、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。
- 2 町及び防災機関は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 3 町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、町民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。
- 4 なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

第2 訓練の種別

災害応急対策の万全を期するため、次に掲げる訓練を実施するものとする。

- 1 水防訓練
- 2 土砂災害に係る避難訓練
- 3 消防訓練
- 4 避難訓練
- 5 災害通信訓練
- 6 非常招集訓練
- 7 総合訓練
- 8 防災図上訓練
- 9 その他災害に関する訓練

第3 相互応援協定に基づく訓練

町及び防災関係機関等は、協定締結先と相互応援の実施についての訓練を実施するものとする。

第4 民間団体等との連携

町及び防災関係機関等は、防災の日や防災週間等を考慮しながら、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び要配慮者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

第5 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において町民の生活を確保するための、食料その他の物資の確保及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し、供給事業者の保有量と併せ、備蓄量等の把握に努める。

その際、要配慮者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第1 食料その他の物資の確保

1 町（総務対策部）は、災害時に避難所等で必要となる食料、飲料水、生活必需品、衛生用品、燃料、その他の物資について、概ね発災から3日目までに必要な数量（住民持参分を除く）を備蓄するよう努めるものとし、備蓄が困難な物資については、民間事業者との災害協定による流通在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備に努める。

また、町（土木対策部）は、応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備（備蓄）に努める。

[備蓄品の例]

食料…米類、乾パン、麺類、缶詰、乳幼児用ミルク

飲料水…ペットボトル水

生活必需品…毛布、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）

衛生用品…マスク、消毒液

燃料…ガソリン、灯油

その他…トイレ、発電機、投光器、水袋、扇風機、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋

2 町（総務対策部）は、防災週間や防災関連行事等あらゆる機会を通じ、町民や事業者に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄に努めるよう啓発を図る。

第2 防災資機材等の整備

町（総務対策部）は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具等の整備に努める。

第3 備蓄倉庫等の整備

町（総務対策部）は、防災資機材倉庫の整備に努め、避難所の円滑な開設・運営に資する。

町有防災敷材、備蓄倉庫

区 分	所 在 地
訓子府町役場	訓子府町東町
訓子府町水防倉庫	訓子府町栄町
訓子府町防災倉庫	訓子府町元町

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、町及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

第1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用にも努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

第2 相互応援（受援）体制の整備

1 町

- (1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。
- (2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (3) 災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の市町村に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との協定締結も考慮するものとする。

2 消防機関

近隣市町村の消防機関相互の応援・受援が円滑に進むようあらかじめ体制を整えておくほか、緊急消防援助隊についても実践的な訓練等を通じて、応援・受援体制の整備に努めるものとする。

3 防災関係機関等

あらかじめ、道、町その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、災害対策本部との

役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- 1 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- 2 町及び指定地方行政機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 3 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害発生時の被害防止及びその被害を最小限に止めるため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

第1 自主防災組織の育成

1 地域住民による自主防災組織

町は、地域ごとに自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、要配慮者の避難の誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

2 事業所等による自主防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所において、自衛消防組織が法令により義務付けられている事業所などは、消防関係法令の周知の徹底を図るとともに防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においても、自主防災組織の設置、育成等を図り、積極的な防災体制の整備、強化に努める。

第2 自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に発揮するために、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくこととする。

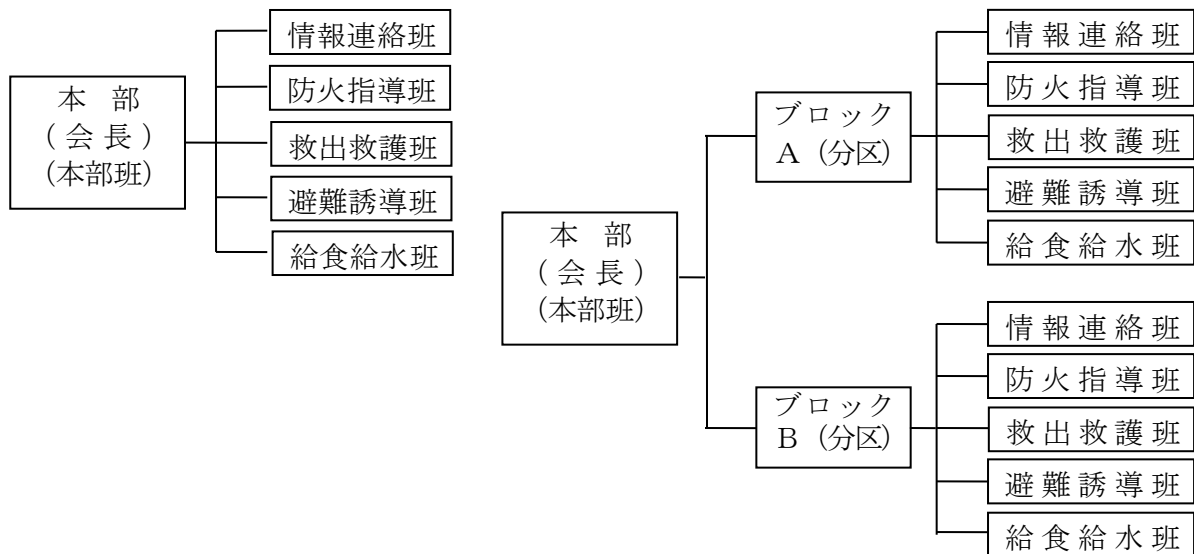
なお、組織の編成に当たっては、地域の実情に応じて次の点に留意する。

- 1 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感を持てるよう適正な規模で編成するものとし、大規模な組織にあっては、いくつかのブロックに分ける。

最も基本的な組織編成として、次のような班編成の普及を図る。

- (1) 情報連絡班 災害情報の収集伝達
- (2) 防火指導班 出火防止と消火器による初期消火
- (3) 救出救護班 負傷者の救出救護
- (4) 避難誘導班 地域住民の掌握と避難誘導
- (5) 給食・給水班 給食・給水活動

[例1] 1町内会・1実践会ブロック（小規模の場合） [例2] 1町内会・1実践会2ブロック以上（大規模の場合）



2 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障がないよう組織を編成する。

第3 自主防災組織の活動

1 平常時の活動

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

(2) 防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。訓練を計画する際には、地域の特性を考慮したものとする。

ア 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ、迅速に町民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ 避難訓練

避難の要領を熟知し、指定緊急避難場所や指定避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

エ 救出救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きとなった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

オ 図上訓練

町の一定の区域内における図面を活用して、想定される災害に対し、地域の防災上の弱

点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践する。地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(3) 防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、期日を定めて一斉に防災点検を行う。

(4) 防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織は、活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、これら資機材は災害時に速やかな応急措置をとることができるように日頃から点検を行う。

2 非常時及び災害時の活動

(1) 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して市民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を町民に伝達する責任者及びルート

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域の被災状況、救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止に当たる。

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

(3) 救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とするものがあるときは、救護所等へ搬送する。

(4) 避難の実施

町長等から緊急安全確保、避難指示及び高齢者等避難（以下「避難指示等」という。）が発令された場合には、町民に対して周知徹底を図り、大雨、暴風、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、町民の協力のもとに早期に避難させる。

(5) 指定避難所の運営

指定避難所の運営に関し、被災者自らが行動し、助け合いながら指定避難所を運営することが求められていることから、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進める。

こうした避難所運営体制を発災後速やかに確立し、円滑に運営するため、日頃から避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）等を活用するなど、役割・手順などの習熟に努める。

(6) 給食・救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊出しや救援物資の支給が必要となってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から町民の生命・身体を保護するための避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

第1 避難誘導體制の構築

- 1 町は、大規模火災、その他の災害から町民の安全を確保するために必要な避難路をあらかじめ指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、指定避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- 2 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるとともに、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。
- 3 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 4 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるとともに、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 5 北見保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。
- 6 町は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 7 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における認定こども園等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。
- 8 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

第2 指定緊急避難場所の確保等

- 1 町は、災害の危険が切迫した緊急時において町民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があると認めるときは、次の異常な現象の種類ごと

の基準に適合し、災害時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。

その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮するとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から町民等への周知徹底に努めるものとする。

異常な現象		がけ崩れ ・ 土石流 ・ 地すべり	大規模な 火事	洪水	内水氾濫 (※1)	噴火に伴い発生 する火山現象 (※2)	地震
基準							
管理の基準		<p>居住者等に開放され、居住者等受入用部分等(※)について物品の設置又は地震による落下、店頭、移動等の事由により避難上の支障を生じさせないもの。</p> <p>下記 a2 の場合、居住者等受入用部分等には、当該部分までの避難上有効な階段等の経路が含まれる</p>					
施設の 構造の 基準 又は 立地の 基準 (A)+(B) いずれ かに 該当	構造 (A) (施設の 基準が 複数あ る場合 は、そ の全て を満た すこと)	<p>想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等受入用部分が配置され、かつ、当該居住者等受入用部分までの避難上有効な階段等の経路がある (a2)</p>				<p>施設が地震に対して安全な構造のものとして地震に対する安全性に係る建築基準法等(※3)に適合するもの (a3)</p>	
	立地 (B)	<p>異常な現象による水圧、振動、衝撃等が作用する力によって、施設の構造体力上支障のある事態(損壊、転倒、滑動、沈下等)を生じない構造のもの (a1)</p>				<p>当該場所又はその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼす恐れのある建築物・工作物等がない</p>	
		<p>安全区域内(人の生命または身体に危険が及ぶ恐れがないと認められる土地の区域内)にある</p>					

※1 一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道の排水施設又は河川等の公共の水域に雨水を排水できないことによる浸水

※2 火砕流、溶岩流、噴石、泥石流等

※3 建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定

2 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- 3 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- 4 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなると認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- 5 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

第3 指定避難所の確保等

- 1 町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

構造	避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること
規模	速やかに、避難者等を受入、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること

- 2 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を福祉避難所として指定する。
 - (1) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (2) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (3) 災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。
- 3 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- 4 町は、指定避難所の指定に当たっては、次の事項について努めるものとする。
 - (1) 指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておく。
 - (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。
 - (3) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
 - (4) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

- (5) 前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
 - (6) 学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
 - (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
 - (8) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、乳幼児等にも配慮するものとする。
 - (9) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、町民等への普及に当たっては、町民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
 - (10) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- 5 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
 - 6 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
 - 7 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示するものとする。

第4 避難計画の策定等

1 避難指示等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町は、適時・適切に避難指示等を発令するため、あらかじめ避難指示等の具体的な判断基準（発令基準）を策定するものとする。

また、町民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難指示等の意味と内容の説明、避難すべき区域や避難指示等の判断基準（発令基準）について、日頃から町民等への周知に努めるものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び町民等への周知

町長は、町民等の円滑な避難を確保するため、水防法に基づく浸水想定区域など、災害発生時

に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 町の避難計画

町は、主に次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や実践会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、個別避難計画の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難指示等を発令する基準及び伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (3) 指定緊急避難場所・指定避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては、入り込み客対策を含む。）
- (4) 避難誘導を所管する職員等の配備及び連絡体制
- (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア 給水、給食措置
 - イ 毛布、寝具等の支給
 - ウ 衣料、日用必需品の支給
 - エ 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ 負傷者に対する応急救護
- (6) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理に関する事項
 - ア 避難中の秩序保持
 - イ 町民の避難状況の把握
 - ウ 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知・伝達
 - エ 避難住民に対する各種相談業務
- (7) 避難に関する広報
 - ア 緊急速報メール、サポートメール@防災くんねっぷによる周知
 - イ 広報車（消防、警察車両の出動要請を含む。）により周知
 - ウ 避難誘導者による現地広報
 - エ 住民組織を通じた広報

4 被災者の把握

被災者の避難状況の把握は、被災者支援、災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や指定避難所等への受入状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、指定避難所等における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員や避難所管理者に周知徹底を図るとともに、災害時用の住民台帳（データベース）など、避難状況を把握

するためのシステム整備に努めることが望ましい。なお、個人データの取り扱いには十分留意するものとする。

また、避難者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管することが望ましい。

第5 防災上重要な施設の管理者

1 学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、主に次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難体制の整備に万全を期するものとする。

- (1) 避難の場所（指定緊急避難場所、指定避難所）
- (2) 避難の経路
- (3) 移送の方法
- (4) 時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- (5) 保健、衛生及び給食等の実施方法
- (6) 暖房及び発電機の燃料確保の方法

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法等の関係法令などに基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第6 公共用地等の有効活用への配慮

町は、北海道財務局及び道と相互に連携しつつ、避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全確保等については、本計画の定めるところによる。

第1 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等が、被害を受けやすい、情報入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから、町及び社会福祉施設等の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

1 町の対策

町は、防災担当部局や福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿の作成・定期的な更新、個別支援計画の作成に努めるとともに、庁舎等に被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者その他避難支援等の実施に携わる関係者（以下、避難支援等関係者という。）と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画の策定

避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本節に定めるとともに、細目的な部分も含め、町地域防災計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

福祉担当部局は関係部局の連携のもと、要配慮者について、あらかじめその情報を整理、把握しておく。また、難病患者に関わる情報等、町で把握していない情報について必要がある場合は、道に対して、情報提供を求めるものとする。なお、把握に当たっては、要配慮者のプライバシーには十分配慮するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

避難行動要支援者名簿は、次の範囲のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者について、心身や家族の状況等を考慮した要件を設定した上で作成する。

- ア 介護保険の要介護3以上の認定を受けている者
 - イ 障害支援区分4以上の認定を受けている者
 - ウ 身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けている者
 - エ 療育手帳A判定の交付を受けている者
 - オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - カ 上記以外で、現に避難支援等が必要とされる者
- 名簿記載事項は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 性別

ウ 生年月日（年齢）

エ 住所

オ 連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由、また、その等級や様態

避難行動要支援者名簿の情報について、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

なお、災害時には、本人同意がなくとも名簿情報を提供できることについて留意する。

(4) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に対し名簿情報を提供することができ、提供を受けた避難支援等関係者等は、避難支援を実施するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて、本人の同意を得ることを要しない。

町は、名簿情報の漏えいの防止等情報管理に関し、以下の必要な措置を講じる。

ア 名簿は、避難支援等の実施に必要な避難行動要支援者の範囲に限り提供すること。

イ 災害対策基本法に基づき個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

ウ 施錠可能な場所へ名簿の保管を行うように指導すること。

エ 名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

オ 名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で取り扱う者を限定するよう指導すること

(5) 個別避難計画の策定

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努め、積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(6) 避難行動支援に係る地域防災力の向上

ア 町は、町地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

イ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

ウ 地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及、啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(7) 福祉避難所の指定

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。

(8) 避難行動要支援者の避難支援及び避難支援等関係者の確保

避難行動要支援者の避難の支援に携わる者を、防災関係機関及び福祉関係機関や平常時から要配慮者と接している町内会・実践会等と協力し確保するものとする。避難支援等関係者の範囲は次のとおりとする。

- ア 町関係課
- イ 自主防災組織
- ウ 町内会・実践会
- エ 民生委員児童委員
- オ 消防団
- カ 警察
- キ 社会福祉協議会
- ク 福祉事業者

(9) 避難支援等関係者の対応と安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うものとする。避難支援等関係者本人又は、その家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提で、町は避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

2 社会福祉施設等の対策

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、社会福祉施設等の利用者や入所者が、寝たきりの高齢者や障がい者等の要配慮者であるため、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、施設管理者は、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水・医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

特に、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町との連携の下に、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織と入所者の実態等に応じた協力が得られるような体制の整備に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設

置するなど、緊急時における情報伝達の手段・方法を確立するとともに、施設相互の連携協力の強化に資するため、町の指導の下に緊急連絡体制を整える。

町は、浸水想定区域内の要配慮者が利用する施設、あるいは土砂災害警戒区域内の要配慮者施設について、洪水あるいは土砂災害の発生が予想されたときに円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう指定河川洪水予報あるいは土砂災害警戒情報等を電話、広報車により施設管理者に伝達するとともに避難誘導等を実施する。指定河川洪水予報および土砂災害警戒情報の伝達系統は、第3章第5節「気象業務に関する計画」に準じる。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、施設の職員や入所者が災害時等においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

第2 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、在留管理制度における手続き等様々な機会をとらえて防災対策についての周知を図る。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

- 1 多言語による広報の充実
- 2 指定緊急避難場所・道路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- 3 外国人を含めた防災訓練・防災教育の実施
- 4 外国人観光客等に対する相談窓口等の設置

第8節 情報収集・伝達体制整備計画

平時における防災関係機関等の情報交換及び情報伝達体制の整備等については、本計画に定めるところによる。

第1 防災会議構成機関

- 1 情報等の収集及び連絡を迅速、かつ、的確に行うため、気象等特別警報・警報・注意報及び災害情報等の取扱い要領を定め、災害発生時に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定め、あらかじめ防災会議会長に報告するものとする。
- 2 情報に関し必要とする資料その他を積極的に防災会議構成員間で共有するとともに、地域防災計画（資料編）に掲載するよう努める。
- 3 災害の予測・予知や災害研究を推進するため、それぞれの機関が所有する計測・観測データや危険情報などの災害予測に資する情報を必要とする機関に提供するとともに、これら情報の多角的な活用に向け、関係機関は情報を共有化するため通信ネットワークのデジタル化を推進するとともに、全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備に対応したシステムの構築に努めるものとする。

第2 町及び防災関係機関

- 1 要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。
- 2 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。特に、被災者等への情報伝達手段として、町防災行政無線等の無線通信システムの整備を図るとともに、IP通信網、ケーブルテレビ網等の有線通信システムや携帯電話、衛星携帯電話等の無線通信システムも含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

なお、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国、道、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図るものとする。

- 3 非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意するものとする。

なお、電気事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

- 4 情報通信手段の施設については、平常時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取扱い及び機器の使用方法的確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図るものとする。
- 5 無線通信システムの運用においては、混信等の対策に十分留意するため、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。また、通信の輻輳時及び途絶時を想定した他の防災関係機関等との連携による通信訓練の参加に努めるものとする。

- 6 町は、災害時でも情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所の選定に努めるものとする。

第9節 建築物災害予防計画

風水害、地震、火災等の災害から、建築物を防御するため必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 建築物防災の現状及び予防対策

本町の市街地には建築物が密集しており、火災の発生や延焼拡大の可能性があるが、本町は都市計画法の適用外のため、都市計画法に基づく集団的な防火に関する規制などを行う防火地域及び準防火地域の指定はないことから、耐火建築物の建築や建築物の不燃化等についての啓蒙により、予防対策を行うものとする。

第10節 消防計画

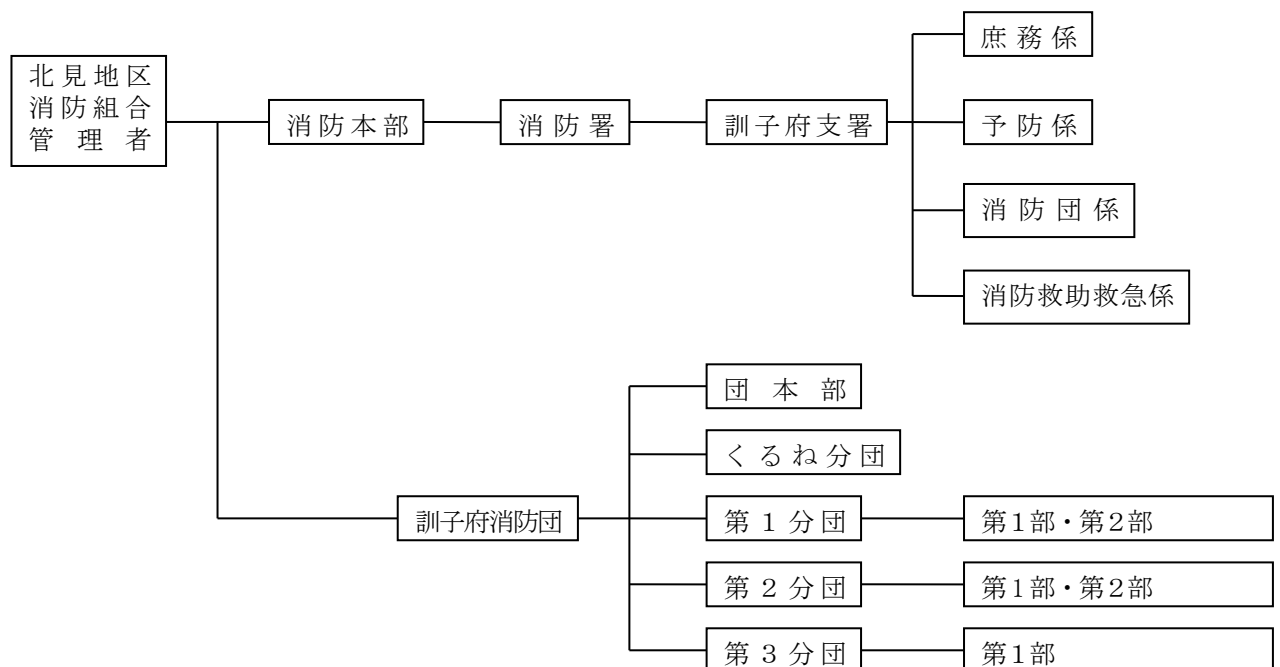
火災等による災害を未然に防止することにより、町民の生命、身体及び財産を守るため、消防体制を強化し、科学的な予防施策を進めるとともに、暴風、異常乾燥、地震等による大規模な火災や爆発等の災害に際し、消防機関が十分にその機能を発揮させることを目的とした消防計画は、本計画の定めるところによる。

第1 消防組織

1 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための消防組織は、北見地区消防組合消防本部規則、北見地区消防組合消防組織規程、北見地区消防組合消防団条例の定めるところによる。

消防の組織は、次のとおりとする。



2 非常災害時の組織機構

非常災害時に、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防隊の編成及び事務分掌は、北見地区消防組合警防規程（以下「警防規程」という。）の定めるところによる。

3 非常災害時の定義

非常災害時とは、原則として消防職員及び団員を招集し、又は北海道広域消防相互応援協定に基づき応援を求めなければならないような災害で、次に掲げる場合をいう。

- (1) 風水害等により災害が発生し、又はそのおそれが大きいとき。
- (2) 地震等により家屋等の倒壊のため人的被害が大きいとき、又は火災が発生したとき。
- (3) 災害対策本部が設置されたとき。
- (4) 風水害等により指揮本部長が必要と認められたとき。

第2 消防力等の整備計画

この計画は、訓子府町の消防力の現勢を正しく把握し、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）及び「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）等に準拠して予想される災害の規模、様態等あらゆる災害事象に対応できる消防力の増強及び更新等の整備計画であり、第6次訓子府町総合計画に基づき実施するものとする。

1 現有人員と消防自動車等

本計画資料編に掲載。

2 消防水利

本計画資料編に掲載。

第3 火災予防

火災予防を強化するため、予防査察、火災予防運動を推進するとともに防火思想の普及促進に努める。

1 防火査察

- (1) 定期査察 年5回
- (2) 臨時査察 強風時、乾燥期に警戒巡視と兼ねて行う
- (3) 特別査察 随時実施する
- (4) 学校査察 年2回各学校から提出される消防計画により、避難訓練、水利調査を兼ねて全般に行う
- (5) 防火対象物 年3回
- (6) 危険物を対象とする査察 年2回

2 火災予防運動

年2回火災予防運動を実施し、各事業所等に対し防火に関する研修会や消防訓練の指導並びに防火チラシ・ポスター等の資料を配布して、防火思想の普及に努める。

3 建設物等火災予防計画

火災あるいは地震等の災害から建築物を防御するため、防火建築の促進を図る。このため本町では、家屋の密集する地域に対し昭和38年5月、建築基準法第22条の規定に係る防火区域の指定を受け、建築施行業者に対し法の定めに従い技術的な指導を行うとともに、必要な措置を講じ防火建築物の推進に努めるものとする。

4 予防広報

- (1) 広報車による啓発
- (2) 広報「くんねっふ」による啓発
- (3) 防火思想の普及及び映画と講演会
- (4) 「防災」発行（9月、2月）

第4 警報

1 火災警報の発令条件

北見地区消防組合管理者は、消防法第22条第2項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第3項に基づく火災警報を発令することができる。

- (1) 実効湿度66%以下であって、かつ最低湿度40%以下となり、最大風速14m/sを超える

見込みのとき

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、北見地区消防組合予防計画に基づき行うものとする。

(3) 解除

北見地区消防組合管理者は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除しなければならない。

第5 火災警防

火災等の警戒及び鎮圧するため、おおむね次の警防活動を行う。

1 消防職員及び消防団の招集

火災の規模に応じ、消防職員及び消防団員を招集して、消防隊を編成し、消防力の強化を図る。また、火災等の出動区は、警防規程に基づき第1出動から第3出動までの区分により出動するものとする。

2 救助及び救急活動

警防規程の定めるところにより、火災事故等による要救助者の救出及び負傷者に応急措置を施し、速やかに医療機関に搬送するものとする。

3 避難誘導

住民及びり災者等の避難誘導は警防規程に基づくものとする。

4 現場広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努める。

第6 相互応援計画

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大防止を図るため、北海道広域消防応援協定により、相互間の連携を密にし、防災活動を行う。なお、消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

第7 教育訓練

消防職員及び団員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、物的消防力の強化とともに職団員の資質と能力の向上を図り、消防人としての職務と人格の高揚、学術、技能の習得、体力、気力の錬成、規律を保持し、もって能率的な警防活動等を遂行でき得るよう計画的に教育訓練を実施するものとする。

第11節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な計画は、本計画の定めるところによる。

第1 現 況

本町の主要河川は、常呂川水系常呂川本流並びに支流である訓子府川、オロムシ川、シルコマベツ川、ポンケトナイ川、ケトナイ川、オシマ川、紅葉川、山林川、熊野川で、特に水防上警戒を要する重要水防箇所が16か所（本計画資料編に掲載）となっている。

第2 予防対策

町は、洪水等による災害を防ぎ、又は被害の軽減を図るとともに、河川改修等の治水事業の推進、小河川の河道の障害物除去や河川監視を随時行い、流水機能維持に努めるものとする。また、特に水防上警戒を要する区域などについて、河川監視を随時実施するなど河川管理に万全を期するものとする。

さらに、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示に努めるものとする。

- 1 町は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等を迅速に住民に伝達するため、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、登録制メール（サポートメール@防災くんねっぷ）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図る。
- 2 洪水浸水想定区域等域の指定があったときは、町防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路に関する事項
 - (3) 防災訓練として町長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 洪水浸水想定区域等の区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。本計画資料編に掲載。
- 3 町防災計画において前項（3）に掲げる事項を定めるときは、町防災計画において、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - (1) 要配慮者利用施設所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

第3 防災体制の強化

町その他関係機関は、水防に関する組織、動員体制、情報連絡体制等の整備充実を図り、水防体制の万全を期する。

第4 水防資機材

水防資機材の整備については、水防法に基づき作成した訓子府町水防計画の定めるところによる。

第5 常呂川洪水ハザードマップ（訓子府町防災ガイドマップ）

1 基本的事項

(1) 浸水想定区域

浸水想定区域は、現状の河道状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨であるおおむね1000年に1度程度起こる大雨（常呂川流域の12時間総雨量280ミリ）が降ったことにより常呂川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものである。

(2) 洪水予報区間

浸水想定区域に係る洪水予報区間は、次のとおりである
常呂川水系常呂川 実施区間 左岸 右岸

(3) 洪水ハザードマップ

北海道開発局網走開発建設部で策定した浸水想定区域図を基に浸水想定区域における浸水、がけ崩れ等危険箇所、土石流危険溪流、重要水防区域、避難所等の情報を示したものが、洪水ハザードマップである。

2 洪水予報等の伝達方法

洪水想定区域に関する洪水予報の伝達方法は、第3章第5節「気象業務に関する計画」に定める指定河川洪水予報の伝達系統によるものとする。

3 避難所

各避難施設は、本計画資料編に掲載。

4 要配慮者利用施設の洪水予報の伝達

町は浸水想定区域内の要配慮者利用施設について、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等を電話、FAX、広報車等により施設管理者に伝達するとともに避難誘導を実施する。

第6 水防計画

水防に関する計画は、水防法に基づき作成した訓子府町水防計画（別冊）の定めるところによる。

第12節 風害予防計画

風による災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 予防対策

町は、学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮する。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて町は施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第13節 雪害予防計画

異常降雪時において、迅速的確な除雪を実施し、交通の確保を図ることを目的とした雪害予防計画は、本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町は、雪害対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、下記の事項につき十分留意するものとする。

異常降雪により雪害の発生が予想される場合の体制、窓口は、第3章第2節「災害対策本部」に定めるところにより災害対策本部を設置し対策に当たる。

- 1 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- 2 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- 3 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- 4 積雪における消防体制を確立すること。
- 5 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料等の供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- 6 要配慮者世帯の安否確認や除雪支援の体制を整えること。
- 7 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - (1) 食料、燃料等の供給対策
 - (2) 医療助産対策
 - (3) 応急教育対策
- 8 除雪機械、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- 9 雪捨て場の設定に当たっては、交通障害及び溢水災害等の発生防止について十分配慮する。

第2 予防対策

1 除雪路線は、次の区分により実施分担

- (1) 高規格道路（直轄管理）の路線の除雪は、網走開発建設部北見道路事務所が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、オホーツク総合振興局網走建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。

2 町道の交通確保

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、町の除排雪計画に基づいて、主要幹線より順次除排雪を実施するものとする。

- (1) 路線の緊急順位
 - ア 1級路線：市街地道路、郊外主要幹線道路、通学路線、スクールバス路線、集乳路線
 - イ 2級路線：郊外幹線道路、連絡道路
 - ウ その他路線：その他の路線
- (2) 除雪機械の数量及び除雪状況
本計画資料編に掲載。

3 積雪時における消防対策

雪害時における消防対策は、本章第10節「消防計画」に定めるところによる。

4 避難救出措置等

雪害の発生により応急対策を実施する場合は、北海道と緊密な連絡をとり、町地域防災計画の

定めるところにより、避難、救出、給水、食糧供給及び防疫等に万全の措置を講ずるものとする。

5 通信施設の雪害防止対策

通信施設の雪害防止については、迅速な電話回線障害の復旧を図るため、東日本電信電話株式会社が施設の改善、応急対策を行うものとする。

6 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク(株)北見支店は関連事業所と連絡を取り、冠雪、着氷雪対策を確立、必要に応じて巡視等を行うものとする。

7 屋根雪による事故防止

雪おろし中の転落防止や屋根雪の落下等による人心事故を防ぐため、広報等により住民へ周知を図る。

8 雪捨て場

(1) 雪捨て場は、交通に支障のない場所を選定することとし、やむを得ず道路法面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう十分に配慮するものとする。

(2) 河川等を利用して雪捨て場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生に十分配慮するものとする。

9 孤立予想地区の雪害対策

異常降雪時における孤立地域の食料、燃料等の供給対策、急患医療等対策は、除雪機械の有効な活用を図り、これに当たるものとする。

第3 暴風雪等積雪寒冷対策の推進

1 指定避難所等の防寒対策の推進

積雪や低温など冬季における本町の厳しい自然条件を踏まえ、町が設置する指定避難所等における防寒対策として、毛布、発電機、ストーブ等の暖房器具など冬季避難所用備蓄品の促進を図る。

2 帰宅困難者支援の推進

大規模災害や暴風雪時などにおける帰宅困難者対策や一時避難のため、町内事業者や住民等への周知・防災意識の啓発を行う。

第14節 融雪災害予防計画

融雪による河川の出水災害に対処するための予防計画は、水防計画に定めるほか本計画の定めるところによる。

第1 町の体制

町（土木対策部、総務対策部）は、融雪災害対策を積極的に実施するため、「北海道融雪災害対策実施要綱」に準じ、所要の措置を講ずるとともに、特に次の事項に十分留意するものとする。

- 1 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること
- 2 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること
- 3 融雪出水、雪崩、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること
- 4 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること
- 5 融雪災害時に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと
- 6 災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制及び出動体制並びに避難・救助体制を確立すること
- 7 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと
- 8 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保に努めること
- 9 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること

第2 気象情報及び積雪状況の把握

融雪時においては、関係機関の積雪状況等の観測資料及び融雪災害に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等を的確に把握するとともに降雨及び気温の上昇等気象状況に留意し、融雪出水による災害の予測に努めるものとする。

第3 融雪出水対策

融雪出水期における警戒地域を調査するとともに、事前に予防対策を樹立し、常に警戒に当たるものとする。

第4 なだれ予防対策

道路管理者は、なだれ発生予想箇所に危険を周知させるための標識を設置し、随時当該区域のパトロールを行うものとする。また、気象情報を把握し、なだれの発生が予想される場合は、関係機関と連携を保ち迅速に当該道路の交通規制等の措置を講ずるものとする。

第5 重要水防区域等の警戒

重要水防区域及び雪崩、地すべり、又は山崩れ等の懸念のある地域の危険を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- 1 町、消防機関は、町民等の協力を得て、既往の被害箇所、その他水害危険区域を中心に、巡視警戒を行うものとする。
- 2 町は、警察等の関係機関と緊密な連絡をとり、危険区域の水防作業及び避難救出方法を事前に検討しておくものとする。

第6 交通の確保

道路管理者は、積雪、捨雪及びじん芥等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため 融雪出水前に道路側溝内の除去に努め、排水能力の確保を図るものとする。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

第1 現況

- 1 本町における土砂災害の危険箇所は、次のとおりである。

(1) 地すべり、がけ崩れ等危険区域	16箇所（資料編）
(2) 崩壊土砂流失危険地区	54箇所（資料編）
(3) 山腹崩壊危険地区	25箇所（資料編）
(4) 地すべり危険地区	1箇所（資料編）
(5) 土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）	3箇所（資料編）
(6) 土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）	10箇所（資料編）
- 2 各危険箇所のうち土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、次のとおりである。

(1) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	3箇所（資料編）
(2) 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域（土石流）	5箇所（資料編）
(3) 土砂災害警戒区域（土石流）	3箇所（資料編）

第2 予防対策

町は、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

- 1 町地域防災計画に、土砂災害警戒情報等と連携した避難指示等の発令基準、警戒区域等、避難指示等の発令対象区域、情報の収集及び伝達体制、指定避難所の開設・運営、避難行動要支援者への支援、町民の防災意識の向上など土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について記載するものとする。
- 2 警戒区域等の指定があったときは、町地域防災計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
 - (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
 - (4) 警戒区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。本計画資料編に掲載。
 - (5) 救助に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 3 町地域防災計画において、前項（4）に掲げる事項を定めるときは、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項（1）に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。
- 4 町は、町地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそ

れがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を町民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

- 5 土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するとともに、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定するものとする。また、避難指示等は、土砂災害の危険度分布（大雨警報（土砂災害）の危険度分布及び土砂災害危険度情報）において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に発令することを基本とする。

第3 形態別予防計画

1 地すべり等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり災害が多発する傾向にあり、ひとたび、地すべりが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害につながるおそれがある。

町民に対し、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域及び地すべり危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、斜面等の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

2 かけ崩れ防止対策

土地の高度利用と開発に伴って、かけ崩れ災害が多発する傾向にあり、ひとたび、かけ崩れが発生すると、多くの住家、農耕地、公共施設等に被害が発生し、二次的被害では、山地の崩壊による土石流災害の発生、河川の埋没による冠水災害につながるおそれがある。

(1) 急傾斜地の崩壊（かけ崩れ）等予防計画

町民に対し、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険箇所の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民に対し、急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）の報告や住民自身による防災措置（不安定な土壌、浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図る。

(2) 山腹崩壊防止対策

町民に対し、山腹崩壊危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において、必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

3 土石流予防計画

町民に対し、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流及び崩壊土砂流出危険地区の周知に努めるとともに、町地域防災計画において必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の町民に対し、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り）の報告や町民自身による防災措置（自主避難等）などの周知・啓発を図る。

第4 土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備

町は、降雨等により土砂災害が予想される場合、土砂災害に関する情報の収集をはじめ、土砂災害危険箇所の監視並びに巡回等を行い、地域住民の安全確保を図るための体制の整備に努める。

1 地域住民等の通報

土砂災害の被害の軽減を行うためには、前兆現象を察知し、速やかな警戒避難体制を確保しなければならない。そのためには、土砂災害危険箇所の近隣の地域住民からの通報が重要となる。

このことから、町は、前兆現象を察知した場合、町や防災関係機関への通報方法等について、地域住民へ普及周知を図る。

2 警戒避難体制の活動

土砂災害に関する気象情報等	活動内容
大雨注意報	(1) 情報収集 (2) 警戒活動準備
大雨警報（土砂災害） 洪水警報	(1) 巡視活動による情報収集 (2) 雨量の監視 (3) 高齢者等避難の発令判断
土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）を発見した場合	(1) 北海道土砂災害警戒情報システムによる土砂災害危険度の監視 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を重点に巡視活動を強化 (3) 避難場所の開設準備 (4) 避難指示の発令判断
大雨特別警報（土砂災害） 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害が発生した場合	(1) 自主避難の広報 (2) 緊急安全確保の発令判断 (3) 避難場所の開設 (4) 応急対策の準備

※避難指示等の発令に当たっては、訓子府町避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）を基本とし、土砂災害警戒情報等の気象状況、住民の通報等により前兆現象の収集に努め、総合的に判断する。

第5 土砂災害警戒情報の収集及び伝達

1 土砂災害警戒情報の提供

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行うことや住民の自主避難の判断等の参考となるよう、オホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が共同で作成し、市町村ごとに発表する情報である。

なお、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判断し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩落とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩落、山体の崩落、地すべり等については、発表対象としていない。

2 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準は、それぞれ次のいずれかに該当する場合にオホーツク総合振興局網走建設管理部と網走地方気象台が協議して行う。

(1) 発表基準

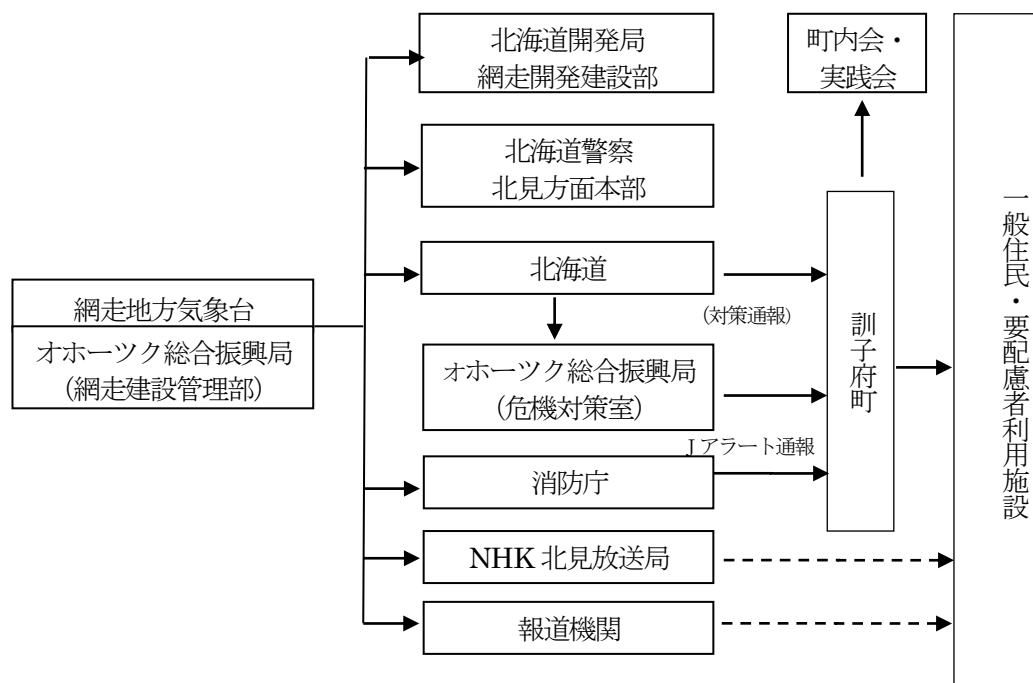
大雨警報発表中に降雨の実況値及び数時間先までの予測降雨量が警戒基準（土砂災害発生危険基準線（CL））に達した場合

(2) 解除基準

- ア 降雨の実況値が警戒基準を下回り、かつ短時間で再び警戒基準を超過しないと予想される場合
- イ 無降雨状態が長時間続いている場合

3 土砂災害警戒情報の伝達

町は、土砂災害警戒情報を受けた場合は、直ちに危険箇所の住民、自治会及び関係機関に伝達する。



第16節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関は、積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

第1 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的、長期的な雪対策の推進により確立される。

このため、町及び防災関係機関は、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

第2 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、北海道雪害対策実施要綱に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- 1 積雪・寒冷期に適切な避難指示等の発令ができるようにしておくこと
- 2 災害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること

第3 交通の確保

1 道路交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

(1) 除雪体制の強化

ア 道路管理者は、道道、町道及び高規格道路等との整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

イ 道路管理者は、除雪の向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の増強に努める。

(2) 積雪寒冷地に適した道路整備の推進

ア 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備を推進する。

イ 道路管理者は、雪崩や地吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設の整備を推進する。

(3) 雪上交通手段の確保

町及び防災関係機関は、積雪期においては、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送などに必要な雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

第4 雪に強いまちづくりの推進

1 家屋倒壊の防止

町は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。

また、自力での屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

2 積雪期における指定避難所、避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難所、避難路の確保に努める。

3 計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等

町及び防災関係機関は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努める。

第5 寒冷対策の推進

1 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品や発電機などの整備、備蓄に努める。

2 避難所対策

町は、指定避難所における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材(長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボード等)の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

また、被災地以外の地域にあるものを含め、宿泊施設等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、民間事業者との協定の締結などにより、必要な台数の確保に努める。

3 指定避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

4 住宅対策

町は、道と連携、協力して、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供に努めるとともに、その仕様については、積雪寒冷に対応したものとし、引き続き検証、検討を進め、改善に努める。

第17節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

第1 予防対策

- 1 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- 2 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- 3 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

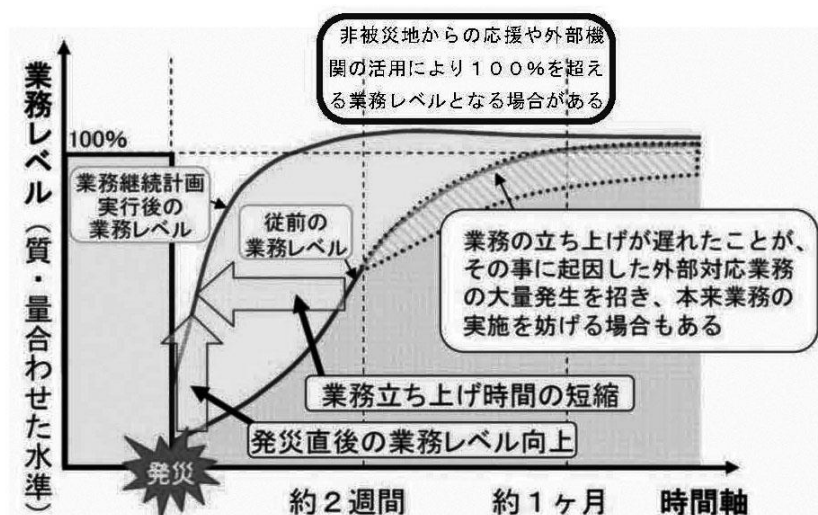
第18節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

第1 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町及び事業者自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

業務継続計画の作成による業務改善のイメージ



第2 業務継続計画（BCP）の策定

1 町

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

特に、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務（事業）継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

第3 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

基本法第50条第1項の趣旨を達成するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するため、災害応急対策計画を定める。

災害応急対策実施責任者は、可能な限りの確に災害の状況把握に努め、人材、物資その他の必要な資源を適切に配分しつつ、生命及び身体の安全を守ることを最優先して災害応急対策を実施するものとする。

また、その実施に当たっては、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応するものとする。

なお、災害応急対策実施責任者は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

第1節 災害情報収集・伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策等の実施のため、必要な災害情報、被害状況報告等の収集及び伝達等については、本計画の定めるところによる。

第1 情報及び被害状況報告の収集、連絡

災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）の収集連絡は、災害の予防及び応急対策を実施する基本となるものである。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

第2 異常現象時における措置

1 発見者の通報（基本法第54条第1項、第2項）

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある異常現象（激しい降雨、降雪、地すべり、がけ崩れ、土石流、山地災害、なだれ、火災、異常水位、堤防からの漏水、決壊等）を発見した者は、災害情報等連絡システムにより、速やかに町役場、又は警察（駐在所含む）、若しくは消防支署に通報するものとする。

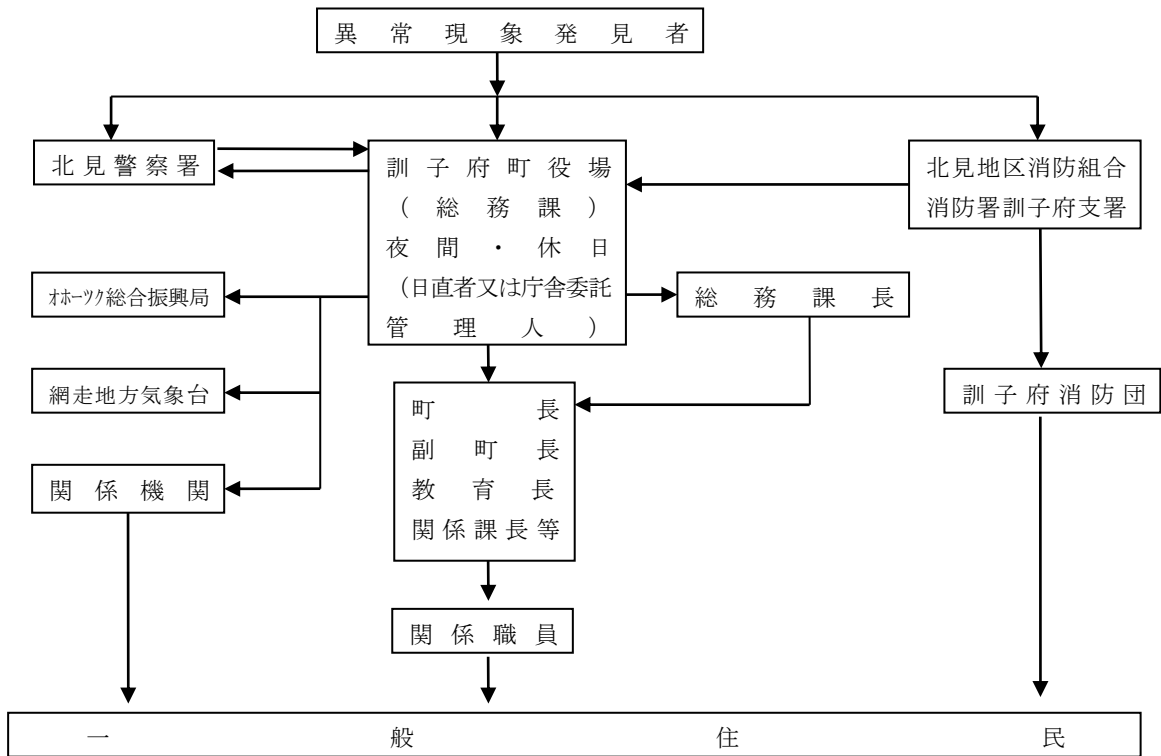
2 町長への通報（基本法第54条第3項）

町以外の機関（警察、消防）が1の通報を受けたときは速やかにこれを確認し、町長に通報しなければならない。

3 町長から関係機関の通報及び住民への周知（基本法第54条第4項）

町長は、1又は2の通報を受けた場合、その旨を必要と認める関係機関及び団体と住民に周知するものとする。

災害情報等連絡系統図



第3 町の災害情報等収集及び連絡

- 1 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講ずるとともに、その状況をオホーツク総合振興局長に報告するものとする。
 なお、災害発生場所の報告においては、地図等、場所の特定ができる資料を添付するものとする。
- 2 町長は、気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び災害情報等の取扱要領を定め、災害の発生等緊急事態に対処する体制を整備するとともに、災害情報等連絡責任者を定めておくものとする。

第4 災害等の内容及び通報の時期

1 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道に通報する。

- (1) 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに
- (2) 災害対策本部等の設置・・・災害対策本部等を設置した時直ちに
- (3) 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時
- (4) 被害の確定報告・・・被害状況が確定したとき

2 町の通報

町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

第5 被害状況報告

災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」（本計画資料編に掲載）に基づき知事に報告するものとする。

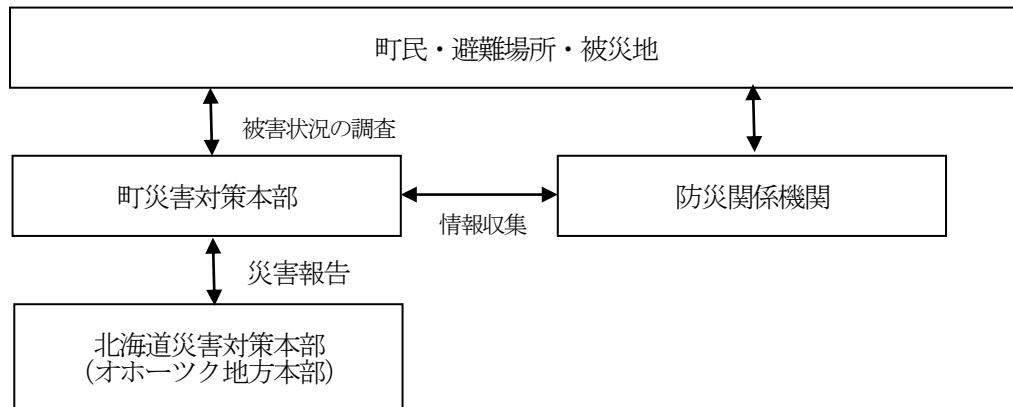
なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を消防庁へ提出する。

第6 情報の分析整理

町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

【情報収集と報告までの流れ】



【道への災害情報等報告】

報告の種類	内 容	報告の方法
災害情報	災害の経過に応じ、逐次報告	文書又は電話、無線等
被害状況報告（速報）	被害発生後、直ちに件数のみ報告	
被害状況報告（中間報告）	被害状況が判明次第報告。なお、報告内容に変更が生じた場合その都度報告	
被害状況報告（最終報告）	応急措置完了後、15日以内に報告	文書

第2節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信方法並びに災害応急対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に行うための通信施設の利用等については、本計画の定めるところによる。

第1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

なお、その場合において、町は応急復旧対策のために必要な場所を確保し、提供するものとする。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、東日本電信電話株式会社等の公衆通信設備や防災関係機関が設置した通信施設及び衛星携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとし、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要通信を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶等における措置等

第1における通信設備が使用できない場合は、次の方法により通信連絡を行うものとする。

1 電話による通信

電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するものとする。

なお、災害時優先電話は、発信は優先扱いされるが、着信については通常電話と同じ扱いとなることに留意すること。

災害時優先電話

非常通話用緊急電話番号	
訓子府町役場	0157-47-2113

2 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

① 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す

② NTTコミュニケータがでたら

ア 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる

イ あらかじめ指定した登録番号と通話責任者名等を告げる

ウ 届け先、通信文等を申し出る

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う

電 報 の 内 容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であつて、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警報若しくは予防のため緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路、港湾等を含む）の災害の予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係がある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係がある機関相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力の供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係がある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援のため必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある事を知った者と前各欄に掲げる機関との間

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う

電 報 の 内 容	機 関 等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に関わる事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救助、復旧等に関し、緊急を要する事項	(1) 非常扱いの電報を取り扱う機関相互間 (アの8項に掲げるものを除く) (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれのあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間
3 天災、事変その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間

<p>5 水道、ガス等の国民の日常生活に必要な不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項</p>	<p>(1)水道、ガスの供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体（アの表、本表1～5(2)に掲げるものを除く）相互間</p>
--	--

3 公衆通信施設以外の通信

公衆通信設備以外の通信として災害時緊急に利用できる通信施設は、おおむね次のとおりである。

通信施設名	所轄機関名	通信範囲	備考
訓子府町防災行政無線	訓子府町	訓子府町内	基地局1基 移動局23基
消防業務無線	北見地区消防組合 消防署訓子府支署	北見地区消防組合内	
北海道総合行政ネットワーク	訓子府町 北海道	北海道の本庁、総合振興局、出先機関並びに市町村等を経て行う。	
網走開発建設部関係無線	網走開発建設部	道開発局及び開発建設部を経て行う	
陸上自衛隊の通信等による通信	美幌駐屯部隊	美幌駐屯部隊の有線及び無線通信電話をもって通信を行う	
警察電話	訓子府駐在所	警察専用電話をもって通信相手機関に最も近い警察署等を経て行う。	
警察無線電話装置	訓子府駐在所	北海道警察本部及び各方面本部、警察署、同移動局（パトカー）等を経て行う。	

4 通信途絶時等における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、1から3までに掲げる各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出
- イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

- ア 移動通信機器の借受を希望する場合
 - 1) 借受申請者の氏名及び住所
 - 2) 借受希望職種及び台数
 - 3) 使用場所

- 4) 引渡場所及び返納場所
 - 5) 借受希望日及び期間
 - イ 移動電源車の借受を希望する場合
 - 1) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - 2) 台数
 - 3) 使用目的及び必要とする理由
 - 4) 使用場所
 - 5) 借受期間
 - 6) 引渡場所
 - ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
 - 1) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - 2) 希望エリア
 - 3) 使用目的
 - 4) 希望する使用開始日時
 - 5) 引渡場所及び返納場所
 - 6) 借受希望日及び期間
 - エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
 - 1) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - 2) 上記に係る申請の内容
- (3) 連絡先

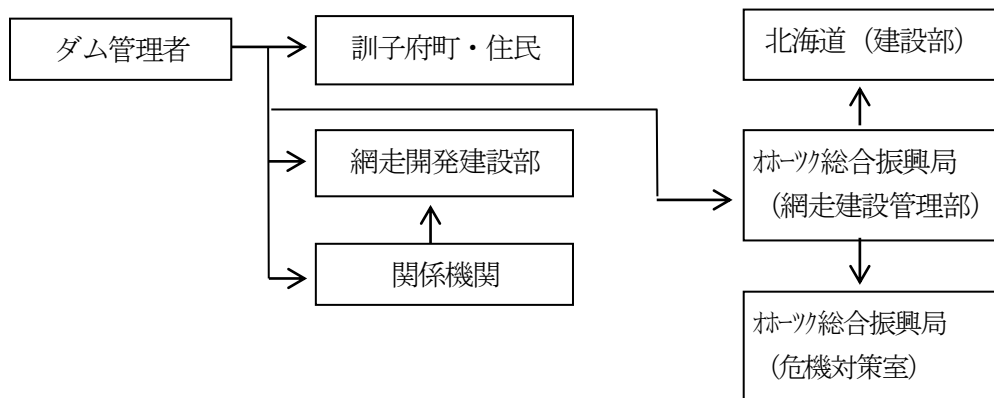
総務省北海道総合通信局防災対策推進室（直通電話） 011-747-6451

第3 ダム操作情報

1 ダム操作情報

ダム管理者は、出水時又はダム操作により流水状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、放流等のダム操作を行うときは、次の系統図により必要事項を通報するとともに、サイレン、スピーカー等により付近住民への周知を図るものとする。

2 ダム操作情報系統図及び水防上重要ダム操作通報先一覧



河川名	ダム名称	位 置	管理者名	通報先	通報先に対する周知	住民に対する周知
常呂川	鹿ノ子	置戸町 字常元	北海道開発局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網走開発建設部 ・ オホーツク総合振興局網走建設管理部 ・ 北見市 ・ 訓子府町 ・ 北見警察署 ・ 北見地区消防組合 消防署訓子府支署 ・ 網走地方気象台 ・ 北見土地改良区 ・ 訓子府土地改良区 	加入電話 無線電話 専用電話	サイレン スピーカー 警報車

第3節 職員の動員計画

災害時における応急対策活動に必要な要員を確保し、災害応急活動を確実にを行うための要員の動員については、本計画の定めるところによる。

第1 職員の動員配備、伝達系統及び伝達方法

1 平常執務時の伝達方法

第3章第2節「災害対策本部」に定めるところにより、災害対策本部が設置された場合、総務対策部長は本部長の指示により、各対策部長に対し口頭又は電話により第1非常配備体制あるいは第2非常配備体制、さらに緊急事態に備えて本部全職員を出勤させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各対策部長は直ちに次の伝達系統により所属職員に連絡し、災害応急対策を実施する体制を確立するものとする。ただし、本部が設置されない場合における動員も本計画に準じて行うものとする。

連絡系統図は、本計画資料編に掲載。

2 休日又は退庁後の伝達方法

- (1) 各課長等は、所属職員の連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置しておくものとする。
- (2) 管理人等は、次に掲げる情報を察知したときは、総務課長に連絡して指示を仰ぎ、必要に応じて関係各課長等に連絡するものとする。
 - ア 災害発生のおそれがある気象情報が、関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - イ 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。
 - ウ 災害が発生するおそれのある異常現象の通報があったとき。
- (3) 当直室には、町長、副町長、教育長、各課長をはじめ、職員の住所録、電話番号及び連絡方法を表示しておくものとする。
- (4) 休日又は退庁後に行う連絡系統図は、本計画資料編に掲載。

3 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等において登庁の指示を受けたとき、又は災害が発生し、あるいは災害の発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

4 配備体制確立の報告

各対策部長は、本部長の配備体制の指示に基づき体制を確立したときは、直ちに連絡員を通じて本部長に報告するものとする。

5 非常連絡員

現場の活動を円滑に行うため、必要により各対策部長が指名する非常連絡員をおく。

非常連絡員は、所属の対策部と本部との連絡に当たるとともに、所属の対策部長若しくは副部長、班長に報告して指示を仰ぎ、現場での指揮監督を行うものとする。

第4節 災害広報・情報提供計画

町及び防災関係機関が行う、被災者等への的確な情報伝達のための災害広報等は、本計画の定めるところによる。

第1 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、本章第1節「災害情報収集・伝達計画」によるほか、次の収集方法によるものとする。

- 1 総務対策部調査班及び広報連絡班による災害現場の取材及び写真記録の収集
- 2 報道機関、その他関係機関及び住民等の取材による情報収集
- 3 その他災害の状況に応じて、職員の派遣による情報収集

第2 災害広報及び情報等の提供の方法

町及び防災関係機関等は、災害時において、被災地住民をはじめとする町民に対して、正確かつ分かりやすい情報を迅速に提供することにより、流言等による社会的混乱の防止を図り、被災地の住民等の適切な判断による行動を支援する。

また、町は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

1 町民に対する広報等の方法

- (1) 町及び防災関係機関等は、地域の実情に応じ、報道機関（コミュニティFMを含むラジオ、テレビ、有線放送、ワンセグ放送、新聞）への情報提供をはじめ、町防災行政無線、緊急速報メール、登録制メール（サポートメール@防災くんねっふ）、広報車両、郵便局、インターネット、SNS（Facebook等）、臨時災害放送局、掲示板、印刷物など、あらゆる広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。また、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。
- (2) 町及び防災関係機関等は、報道機関からの災害報道のための取材活動に対し、資料の提供等について協力するものとする。
- (3) (1)の実施に当たっては、要配慮者への伝達に十分配慮する。
- (4) (1)のほか、町は、北海道防災情報システムのメールサービスやLアラート（災害情報共有システム）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営業者へ協力を求めること等により、効果的な情報提供を実施する。また、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させるものとする。

2 町の広報

町は、区域内の防災関係機関との連絡を密にするとともに、被災者のニーズを十分把握した上で、被災者をはじめとする町民に対し、直接的に、被害の区域・状況、二次災害の危険性、緊急

安全確保、避難指示・高齢者等避難、指定避難場所・指定避難所、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、交通規制、被災者生活支援に関する情報等についてボランティア団体やNPO等とも連携を図りながら、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害の種別（名称）及び発生日月日
- (2) 災害発生場所又は被害激甚地域
- (3) 被害状況
 - ア 交通、通信状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、通信途絶区域）
 - イ 火災状況（発生箇所、避難等）
 - ウ 電気、上下水道、ガス等公益事業施設状況
（被害状況、復旧状況、営業状況、注意事項等）
 - エ 道路、橋梁、河川、港湾等土木施設状況（被害状況、復旧状況等）
 - オ その他判明した被災地の情報（二次災害の危険性等）
- (4) 救助法適用の有無
- (5) 応急、恒久対策の状況
 - ア 避難について（避難指示・高齢者等避難の状況、避難場所・避難所の位置、経路等ほか、避難所開設に関する情報の提供）
 - イ 医療救護所の開設状況
 - ウ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
 - エ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- (6) 災害対策本部の設置又は廃止
- (7) 市民の責務等民生の安定及び社会秩序保持のため必要とする事項

3 防災関係機関の広報

防災関係機関は、相互に連携し、それぞれの広報計画に基づき、町民への広報を実施する。

特に、町民生活に直結した機関（道路、交通、電気、上下水道、ガス、通信等）は、応急対策活動と発生原因や復旧見込、復旧状況を町民に広報するとともに、災害対策本部に対し、情報の提供を行う。

4 道及び関係機関等に対する情報の提供

北海道（オホーツク総合振興局）ほか、災害予防責任者に対して必要に応じ災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努める。

5 災害対策現地合同本部等の広報

災害対策現地合同本部等が設置されたときは、必要に応じて、各防災機関の情報をとりまとめて広報を実施する。

6 庁内連絡

本部情報連絡員は、町災害対策本部業務の適切な遂行のため、災害情報、災害状況等の推移を適宜担当する本部職員に通知にする。

7 記録ビデオ、写真帳等の作成

災害の状況により必要がある場合は、災害記録ビデオ、災害写真帳等の作成を行う。

第3 広報担当班

本部の広報を担当する班は、総務対策部広報連絡班をもって充てる。

- 1 広報は、本部長の承認を得て行う。

- 2 広報連絡班は、災害情報及び被害状況の推移等の情報もあわせて職員に情報提供し、共有化を図る。

第4 総合的な情報提供・相談窓口の設置

- 1 町長は、必要があると認めたときは、各部の情報提供・相談事業との連携により、情報提供・相談窓口を開設し、町民からの生活関連情報等の問い合わせ等に応ずるものとする。
- 2 情報提供・相談窓口は、各部から派遣された要員で構成し、本部の下に置く。

第5 安否情報の提供

1 安否情報の照会手続

- (1) 安否情報の照会は、町に対し、照会者の氏名・住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）や照会に係る被災者の氏名・住所・生年月日・性別、照会理由等を明らかにして行うものとする。
- (2) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会者に対してマイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード等の本人確認資料の提示又は提出を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。
- (3) 安否情報の照会を受けた町は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、次の照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をすることができるものとする。

	照会者と照会に係る被災者との間柄	照会に係る被災者の安否情報
ア	・被災者の同居の親族 (婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)	・被災者の居所 ・被災者の負傷若しくは疾病の状況 ・被災者の連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
イ	・被災者の親族（アに掲げる者を除く。） ・被災者の職場の関係者その他の関係者	・被災者の負傷又は疾病の状況
ウ	・被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	・被災者について保有している安否情報の有無

- (4) 町は、(3)に関わらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、必要と認められる照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる限度において情報を提供することができるものとする。

2 安否情報を回答するに当たっての町の対応

町は、安否情報を回答するときは、次のとおり対応するものとする。

- (1) 被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防・救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲において回答するよう努めるものとする。
- (2) 安否情報の適切な提供のために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
- (3) 安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、警察等と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある

ある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該する被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第5節 避難対策計画

災害時において町民の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置については、本計画の定めるところによる。

第1 避難指示等

1 避難指示等の種類

	発令時の状況	立退き避難が必要な居住者に求める行動
高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者が行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者は、計画された避難所への避難 (避難支援者は支援行動を開始) 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所、避難所等へ避難
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 直ちに避難、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

第2 避難実施責任者及び措置内容

風水害、火災、山（崖）崩れ、地震、火山噴火等の災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要があると認められるときは、町長等避難実施責任者は、次により避難指示等を発令する。

特に、町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令する必要がある。

なお、避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間や暴風警報発表時に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

1 訓子府町長（基本法第60条）

(1) 町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要があると認めるときは、直ちに必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、次の指示を行う。

ア 避難のための立ち退きの指示

イ 必要に応じて行う立退先としての指定避難場所等の避難場所の指示

ウ 緊急安全確保措置の指示

(2) 町長は、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官にその指示を求める。

(3) 町長は、上記の指示又はその解除を行ったときは、その旨を速やかにオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。

2 水防管理者（水防法第29条）

(1) 水防管理者は、洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

(2) 水防管理者は、待避のための立退きを指示した場合は、その状況をオホーツク総合振興局長に速やかに報告するとともに、北見警察署長にその旨を通知する。

3 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(1) 警察官は、1の(2)により町長から要求があったとき、又は町長が指示できないと認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示を行うものとし、避難のための立ち退きを指示する場合に必要なと認めるときには、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに町長に通知するものとする。

(2) 警察官は、災害による危険が急迫したときは、その場の気概を避けるため、その場にいるものを避難させることができる。

4 知事又はその命を受けた職員

（基本法第60条・第72条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

(1) 知事（総合振興局長）又は知事の命を受けた職員は、洪水による氾濫若しくは地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるとき、又はその可能性が大きいと判断されるときは、避難のため立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し立退きの指示をすることができる。

また、知事（総合振興局長又は振興局長）は洪水、地滑り以外の災害の場合においても、町長が行う避難、立ち退きの指示について必要な指示を行うことができる。救助法が適用された場合、避難所の開設、避難者の受入れ等については町長に委任する。

(2) 知事は、災害発生により町長が避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置の指示に関する措置ができない場合は当該市町村長に代わって実施する。

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるとき、立ち退きを指示する。

5 自衛隊（自衛隊法第94条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官がその場にはいないときに限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- (2) 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- (3) 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- (4) 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- (5) 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

【実施責任者及び実施の基準】

	実施責任者	措置	実施の基準	根拠法令
高齢者等避難	町長	立退き準備の勧告（避難行動要支援者は立退きの勧告）	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	基本法第60条
		立退きの指示	※洪水時及び土砂災害の判断基準については、本計画第3章第5節「気象業務に関する計画」による	
		立退きの指示及び立退き先の指示		
避難指示	警察官	立退きの指示及び立退き先の指示	町長が避難のための立退き指示ができないと認めるとき又は町長から要求があったとき	基本法第61条
		警告 避難の措置	危険な状態が切迫したと認められるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのあるものに対し、必要な限度で避難の措置をとる	警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において警察官がその場にいらない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた道の職員	立退きの指示	洪水若しくは地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条、地すべり等防止法第25条
	水防管理者		洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法第29条

第3 避難措置における連絡、助言、協力及び援助

1 連絡

町、オホーツク総合振興局及び北見警察署及び自衛隊（美幌駐屯地）は、法律又は町防災計画の定めるところにより、避難の措置を行った場合には、その内容について相互に通報・連絡するものとする。

2 助言

(1) 町

町は、避難のための立退き又は緊急安全確保措置の指示を行うに際して、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有している地方気象台、河川事務所等、国や道の関係機関から、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができるものとする。

町は、避難指示等を発令する際に必要な助言を求めることができるよう、国や道の関係機関との間でホットラインを構築するなど、災害発生時における連絡体制を整備するよう努める。

さらに、町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 国や道の関係機関

町から助言を求められた国や道の関係機関は、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、道は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言するものとする。

また、国や道の関係機関は、その所掌する事務に関する助言を行うものとする。なお、国及び道は、町長による水害時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。

3 協力、援助

(1) 北見警察署

北見警察署長は、町長が行う避難の措置について、関係機関と協議し、避難者の誘導や事後の警備措置等に必要な協力を行うものとする。

第4 避難指示等の周知

町長は、避難指示等の避難情報を迅速かつ確実に住民に伝達するため、避難指示等の発令に当たっては、消防機関等関係機関の協力を得つつ、次の事項について、生命や身体に危険が及ぶおそれがあることを認識できるように避難指示等の伝達文の内容を工夫することや、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動について、町民にとって具体的で分かりやすい内容とするよう配慮し、町防災行政無線、北海道防災情報システム、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の特徴を踏まえた複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努め、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

特に、避難行動要支援者の中には、避難等に必要な情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいることから、障がいの状態等に応じ、適切な手段を用いて情報伝達を行うとともに、民生委員等の避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早期に避難行動を促進できるよう配慮する。

- 1 避難指示等の理由及び内容
- 2 避難場所、避難所等及び経路
- 3 火災、盗難の予防措置等
- 4 携行品等その他の注意事項

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない
警戒レベル4	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示
警戒レベル3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

5 避難指示等の実施責任者及び代理者等

避難指示等の実施責任者は町長である。

実施責任者に事故があり職務を遂行できないときは、副町長がその職務を代理する。なお、副町長に事故があり職務を遂行できないときは、訓子府町長の職務を行う者の順位に関する規則（昭和35年規則第4号）に定める順序によるものとする。

第5 避難方法

1 避難誘導

避難誘導は、町の職員、消防職・団員、警察官、その他指示権者の命を受けた職員が当たり、人命の安全を第一に、円滑な避難のための立退きについて適宜指導する。その際、自力避難の困難な避難行動要支援者に関しては、その実態を把握しておくとともに、事前に援助者を定めておく等の支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう十分配慮する。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に当たる者の安全の確保に努めるものとする。

- (1) 町は、災害時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行うものとする。
- (2) 町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- (3) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、町民等への周知徹底に努めるものとする。

2 移送の方法

- (1) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による避難が不可能な場合は、協定を締結した運送業者等と連携し、町において車両等によって移送する。
- (2) 町は、避難者移送の実施が困難な場合、他の市町村又は道に対し応援を求める。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援

1 避難行動要支援者の避難支援

町長は、平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画の情報を提供することに同意した者については、個別避難計画に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報や個別避難計画を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報や個別避難計画の提供を受けた者に係る守秘義務に留意する。

2 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

3 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた地域防災計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、地域防災計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

- (1) 指定避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動
- (2) 病院への移送
- (3) 施設等への緊急入所

4 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への入居に当たり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

5 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

6 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町等への応援を要請する。

第7 避難路及び避難場所等の安全確保

住民等の避難に当たっては、町の職員、警察官、その他避難措置の実施者は、避難路、避難場所、避難所等の安全確保のための支障となるものの排除を行う。

第8 避難者の受入れ及び生活環境の整備

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れることとする。

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、速やかな指定避難所等の供与及び避難所内における安全性や良好な居住性の確保に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、指定避難所等に滞在する避難者、やむを得ない理由により指定避難所等に滞在することができない被災者のいずれに対しても、必要となる生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第9 避難所等の指定と開設

1 避難場所の指定

- (1) 町長は、緊急避難のための指定緊急避難場所（一時避難場所）と収容施設の避難所を公共施設の中からあらかじめ指定するものとする。
- (2) 各避難施設は、本計画資料編に掲載。
- (3) 福祉避難所は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者の避難所とし、生活相談員などを配置し生活に配慮するものとする。
- (4) 災害の程度によっては、指定施設以外の施設も管理者の同意を得て指定の上、利用するものとする。さらに避難行動要支援者に配慮して、旅館などを避難場所として借上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 指定緊急避難場所の開設

町は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

3 指定避難所の開設

- (1) 町は、災害時に必要に応じて指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。
- (2) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。また、必要に応じ、可能な場合は避難者に対して、親戚や友人の家等への避難を促す。
- (4) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に都道府県に報告し、都道府県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。
- (5) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- (6) 町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に道に報告し、道は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。
- (7) 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (8) 町は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (9) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所が著しく不足し、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所の設置についてスプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用除外措置があることに留意する。

- (10) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、必要な場合には旅館やホテル等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

4 道への報告等

- (1) 避難の指示又は高齢者等避難を町長が発令したときは、発令者、発令の理由、発令日時、避難の対象区域及び避難先を記録するとともに、知事（オホーツク総合振興局）に報告する。解除の場合も同様とする。
- (2) 避難所を開設したときは、知事（オホーツク総合振興局）に次の内容について、報告する。
また、廃止したときもその旨を報告する。
- ア 避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ 収容状況、収容人員
 - ウ 開設期間の見込み及び炊き出し等の状況

第10 指定避難所の運営管理等

1 運営・管理

- (1) 町は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、実践会及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (2) 町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所運営に関与できるように配慮するよう努めるものとする。
- なお、実情に合わせて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運営業務の分担等、自主運営のための各種支援を行うこととし、関係団体等との連携・協力に努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所における食事や物資の配布など生活上の情報提供について、障がい特性に応じた情報伝達手段を用いて、情報伝達がなされるよう努めるものとする。
- (4) 指定避難所に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- また、必要に応じて、関係機関と協力し、病院、福祉施設等への入所をはじめ、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うよう努めるものとする。
- (5) 指定避難所における情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (6) 町は、指定避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食

事のみ受け取りに来ている被災者、車中泊の被災者等に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。

- (7) 町は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう実態とニーズ把握に努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (8) 町は、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとし、道においては、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保についての指針を示すなど、町に対する助言・支援に努めるものとする。なお、家庭動物のためのスペースは、特に冬期を想定し、屋内に確保することが望ましい。

また、町は獣医師や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。
- (9) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (10) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大が見られる場合は、防災担当部局と福祉保健担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (11) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。
- (12) 町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (13) 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

- (14) 町は、災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
特に要配慮者等へは、良好な生活環境に努めるものとする。
- (15) 町は、災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。
- (16) 町は、車中泊による避難を受け入れる場合は、トイレの確保や医療・保健関係者等と連携して、エコノミークラス症候群や一酸化炭素中毒等への予防対処策の周知、冬期間の寒さ対策など健康への配慮を行うものとする。
また、安全対策や避難所施設の利用ルール、各種情報や食事等支援物資の提供方法などについてあらかじめ規定し、円滑な避難所運営ができる体制の構築に努めるものとする。
- (17) 町は、避難所における食事については、食物アレルギー等に配慮し、避難生活が長期化した場合には、メニューの多様化や栄養バランス等を考慮して、適温食を提供できるよう、管理栄養士等の協力を得ながら、ボランティア等による炊き出しや地元事業者からの食料等の調達その他、給食センターを活用するなど、体制の構築に努めるものとする。

第11 学校等の避難計画

1 事前措置

本章第27節「文教対策計画」に定めるところによるほか、町内各学校の校（園）長は、災害に備え、各学校における防災マニュアルの作成に努めるものとする。作成にあたっては、教職員数、児童生徒数、支援を必要とする児童生徒数を考慮した災害時の対応を明確にするとともに、登下校中の災害発生時の避難については、保護者や地域、町と連携した避難体制を講じるものとする。

2 避難措置

町内各学校の校（園）長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各学校における防災マニュアルに基づき、児童生徒等を避難させる。

また、児童生徒等の在校時に災害が発生した場合には、通学路の安全確認や公共交通機関の運行状況等を含めた情報を収集し、児童生徒等を学校に待機させるか等の判断を行う。

第12 住民への防災情報伝達体制の整備

町長は、避難指示等防災情報の住民への迅速な伝達のため、広報車、携帯電話メール等多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるものとする。

第13 広域一時滞在

1 道内における広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受け入れについて協議を行う。
なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。
- (2) 道内広域一時滞りの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめオホーツク総合振興局長を通じて知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

- (3) 町長は、道内広域一時滞在の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）又は知事より、道内広域一時滞在の協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、指定避難所を提供し、被災住民を受け入れるものとし、受入決定をしたときは、直ちに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知するとともに、速やかに、協議元市町村長に通知する。
- なお、町長は、必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。
- (4) 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。
- (5) 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知し、その内容を公示するとともに、知事に報告する。
- (6) 町長は、協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

2 道外への広域一時滞在

- (1) 町長は、災害発生により被災住民について、道外における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認める場合、知事に対し、他の都府県知事（以下、「協議先知事」という。）に対する被災住民の受け入れについて協議することを求めることができるものとする。
- (2) 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。
- (3) 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに指定避難所の管理者等の被災住民への支援に関係する機関に通知する。

3 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、避難元と避難先の市町村における連携に配慮する。

第6節 応急措置実施計画

町の区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は関係法令及び本計画の定めるところにより、町長、消防支署長及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、また、町長は必要により道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

第1 実施責任者

- 1 町長、又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員
- 2 消防機関、水防団の長その他法令の規定に基づきその責任を有する者
- 3 警察官等
- 4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官
- 5 道知事
- 6 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長
- 7 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長

第2 町の実施する応急措置

- 1 町長、消防機関の長及び防災に関係ある施設の管理者等は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令及び町地域防災計画等に定めるところにより、消防、水防、救助等の災害の発生の防衛又は災害の拡大を防止するための所要の措置を講ずるものとする。
- 2 町長は、応急措置をはじめとする災害応急対策を実施するため、必要に応じて、道及び他の市町村、関係機関等の協力を求めることができる。

第3 警戒区域の設定

1 町長（基本法第63条、地方自治法第153条）

町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 消防吏員又は消防団員（消防法第28条・第36条）

火災又は水災を除く他の災害の現場においては、消防吏員又は消防団員は、警戒区域を設定し、救護従事者その他総務省令で定める者以外の者に対して、当該区域からの退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

3 水防団長、水防団員又は消防機関に属する者（水防法第21条）

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又は当該区域からの退去を命ずることができるものとする。

4 警察官等

（基本法第63条、地方自治法第153条、消防法第28条・36条、水防法第21条）

- (1) 警察官等は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定することができるとともに、直ち

に警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。その場合、直ちに、警戒区域を設定した旨を町長に通知することとする。

- (2) 警察官は、火災（水災を除く他の災害について準用する。）の現場において、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは、消防警戒区域を設定して、消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者その他総務省令で定める者以外の者に対して、その区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し若しくは制限することができる。また、火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合、現場の警察官は、これを援助することとする。
- (3) 警察官は、水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（基本法第63条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することができる。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

6 応急公用負担の実施

町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第64条第1項の規定に基づき本町区域の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第82条及び基本法施行令第24条の規定に基づき措置を取らなければならない。

(1) 工作物及び物件の占用に対する通知

町長は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。この場合、占有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その通知事項を訓子府町公告式条例（昭和25年条例第9号）（以下「公告式条例」という。）を準用して町役場の掲示場に掲示する等の措置をしなければならない。

- ア 名称又は種類
- イ 形状及び数量
- ウ 所在した場所
- エ 処分した機関又は期日
- オ その他必要な事項

(2) 損失補償

町は当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第4 他の市町村長に対する応援の要請等

- 1 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めることができる。また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。
- 2 1の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長指揮の下に行動する。

第5 知事に対する応援の要請等

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

第6 住民等に対する緊急従事指示等

- 1 町長は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、本町地域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。（基本法第65条）
- 2 町長（水防管理者）及び消防支署長は水防のためやむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。（水防法第24条）
- 3 消防職員又は消防団員は緊急の必要があるときは、火災の現場付近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命救助その他の消防作業に従事させることができる。（消防法第29条第5項）
- 4 救急隊員は、緊急の必要があるときは、傷病者の発生した事故の現場付近に在る者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。（消防法第35条の10第1項）
- 5 町長等は、前各号の応急措置等の業務に協力援助した住民等が、そのため負傷、疾病、廃疾又は死亡した場合は、別に定める額の補償を行う。

第7 救助法適用の場合

救助法適用の場合は、次のとおりである。

1 実施責任者

救助法による救助は、知事が行う。ただし、救助法第30条に基づき災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）により委任された職務については町長が行う。

2 救助法による救助の種類、程度、方法及び期間**(1) 救助の種類**

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災を受けた住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は飼料の給与又は貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 埋 葬
- コ 死体の捜索及び死体の処理

サ 障害物の除去

(2) 救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則の定めるところによる。

3 救助法の適用手続き及び適用基準

町長は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が本章第35節「災害救助法の適用と実施」に定める適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにオホーツク総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

第7節 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

天災、地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要がある場合には知事及びその他の災害派遣要請権者は、自衛隊(指定部隊等の長)に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請することができる。

第1 災害派遣要請基準

- 1 人命救助のための応援を必要とするとき。
- 2 水害による災害又は災害の発生が予想される緊急の措置に応援を必要とするとき。
- 3 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- 4 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- 5 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- 6 医療、防疫、給水及び通信等などの応援を必要とするとき。

第2 災害派遣要請の要領

1 災害派遣要請の手続き

町長は、災害派遣要請の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書(様式1 資料編)をもって知事(オホーツク総合振興局長)に要求する。また、緊急を要する場合は電話等により依頼し、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

- 2 町長は、人命の緊急救助に関し、知事(オホーツク総合振興局長)に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事(オホーツク総合振興局長)と指定部隊との連絡が不能である場合等については、直接部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合、速やかに知事(オホーツク総合振興局長)に連絡し、上記(1)の手続きを行うものとする。

第3 災害派遣部隊の受入体制

1 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内に置く。

2 宿泊所、車両、機械等保管場所

避難支援など大部隊の派遣を受ける場合に備え、多数の車両、施設等が展開できる場所をあらかじめ定めておくものとする。

3 連絡責任者及び連絡員

派遣部隊との連絡責任者は、総務対策部長とし、連絡員は総務対策部庶務班長をもって充てる。

4 作業計画の樹立

町長を指揮者とし、所要人員、各種資器材等の確保、その他必要な計画を本部会議で樹立して、

災害派遣部隊到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

第4 派遣部隊到着の処理

1 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長は、目的地に誘導するとともに、関係各部長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な処置をとる。

2 知事への報告

町長は、派遣部隊到着後及び必要に応じて次の事項をオホーツク総合振興局長を経由して知事へ報告する。

- (1) 派遣部隊の長の官職氏名
- (2) 隊員数
- (3) 到着日時
- (4) 従事している作業内容及び進行状況
- (5) その他必要な事項

第5 派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣要請の目的を達成したとき又はその必要がなくなったときは、速やかに文書(様式2 資料編)をもって知事(オホーツク総合振興局長)に対し、その旨報告するものとする。

ただし、文書による報告に日時を要するときは、電話等で要請し、その後文書を提出する。

第6 経費の負担等

1 自衛隊の派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が防災活動に要する次の費用は町において負担するものとする。

- (1) 資材費及び機器借上料
- (2) 電話料及びその施設費
- (3) 電気料
- (4) 水道使用料
- (5) 下水道使用料

2 その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協議の上、定めるものとする。

3 派遣部隊は、防災関係機関又は民間から宿泊・給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができる。

第7 派遣活動

災害派遣時における自衛隊の支援活動は、次のとおりである。

- 1 被害状況の把握
- 2 避難の援助
- 3 遭難者等の捜索救助活動
- 4 水防活動
- 5 消防活動
- 6 道路又は水路の啓開
- 7 応急医療、救護及び防疫

- 8 人員及び物資の緊急輸送
- 9 炊飯及び給水
- 10 物資の無償貸与又は譲与
- 11 危険物の保安及び除去
- 12 その他

第8 自衛隊との情報交換

自衛隊は、収集した情報を必要に応じ関係機関に伝達するとともに、町長等においても災害情報について自衛隊に提供するものとする。

第9 知事等の要請を待ついとまがない場合の自衛隊の災害派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合は、自主的に部隊等を派遣する。この場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

災害に際し、自衛隊が自主的に派遣を行う場合の基準は、次のとおりである。

- 1 関係機関に対して災害派遣に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- 2 知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- 3 航空機・海難事故の発生等を探知した場合、又は近傍等での災害発生に際し、直ちに人命救助の措置をとる必要があると認められること。
- 4 その他上記に準じ、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められること。

第10 自衛隊との連携強化

1 連絡体制の確立

町長は、災害時に自衛隊との相互連絡が迅速に行えるよう、あらかじめ要請（通報）手順、連絡調整窓口、連絡方法を定めるなど、情報収集・連絡体制の確立に努めるものとする。

2 連絡調整

町長は、災害時に自衛隊の救援活動が適切かつ効率的に行われるよう、災害派遣を要請した指定部隊等の長と密接な連絡調整を行うものとする。

第11 災害派遣時の権限

災害派遣時の自衛官の権限行使は、自衛隊法及び基本法並びにこれに基づく政令、総理府令及び訓令の規定による。知事等の要請により派遣された自衛隊は、警察官等職権を行う者がその場にいない場合に限り、次の措置を行うことができる。

なお、自衛官が次にあげる措置を行う場合、指揮官の命令によるものとする。ただし、緊急を要し指揮官の命令を待ついとまがない場合にはこの限りではない。

- 1 住民等の避難等の措置等（警察官職務執行法第4条）
- 2 他人の土地等への立入（警察官職務執行法第6条第1項）
- 3 警戒区域の設定等（基本法第63条第3項）
- 4 他人の土地等の一時使用等及び被災工作物等の除去等（基本法第64条第8項）
- 5 住民等への応急措置業務従事命令（基本法第65条第3項）

6 自衛隊用緊急運行車両の通行の確保のための車両等の移動等の措置命令等

(基本法第76条の3第3項)

第8節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時に町単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、本章第5節「避難対策計画」による。

第1 実施機関

町及び北見地区消防組合

第2 実施内容

1 町

(1) 応援協定による応援

町長は、大規模災害が発生し、町単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

(2) 基本法による応援

ア 町長は、災害応急対策を実施するに当たり必要があると認めるときは、他の市町村長及び知事（オホーツク総合振興局長）に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。

イ 町長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事（オホーツク総合振興局長）に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事（オホーツク総合振興局長）は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。

ウ 知事（オホーツク総合振興局長）は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。

2 消防機関

(1) 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。また、必要に応じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

(2) 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

(3) 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受け入れは、「緊急消防援助隊北海道隊応援等実施計画」及び「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、迅速かつ的確に対処する。

第9節 ヘリコプター等活用計画

災害時におけるヘリコプター等の活用については、本計画の定めるところによる。

第1 基本方針

町は、町内において大規模な災害が発生し、迅速な救急・救助活動やヘリコプター等を活用した災害応急対策を実施するため、防災関係機関が保有する広域的かつ機動的に活動できるヘリコプター等を活用する。

第2 実施責任者

ヘリコプター等の出動要請は、町長が行う。

第3 ヘリコプター等を保有する防災関係機関

北海道、北海道開発局、北海道警察、自衛隊

第4 実施方法

1 要請の要件

町長は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次のいずれかに該当する場合は、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- (1) 災害が隣接する市町に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 町内の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

また、自衛隊に対する要請は、本章第5節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」による。

2 要請方法

知事（危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（様式1 資料編）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

3 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

TEL 011-782-3233 FAX 011-782-3234

第5 ヘリコプター等の活動内容

次に掲げる活動で、ヘリコプター等の特性を十分に活用することができ、その他必要性が認められる場合に運航する。

1 災害応急対策活動

- (1) 被災状況の調査などの情報収集活動
- (2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

2 救急・救助活動

- (1) 傷病者、医師等の搬送
- (2) 被災者の救助・救出

3 火災防ぎょ活動

- (1) 空中消火
- (2) 消火資機材、人員等の搬送

4 その他

ヘリコプター等の活用が有効と認める場合

第6 受入体制

町長はヘリコプター等の災害応急活動の円滑な対応のため、受入体制等の確保を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講ずるものとする。

1 離着陸場等の確保

安全対策等の措置が常時なされている場所又は災害発生時において迅速に措置できる発着及び物資投下の可能な地点として次の場所を指定する。

場 所	所 在
訓子府小学校グラウンド	訓子府町仲町
居武士小学校グラウンド	〃 字大谷
訓子府中学校グラウンド	〃 東町
訓子府町レクリエーション公園	〃 字協成
元町緊急時ヘリポート	〃 元町

2 安全対策

ヘリコプターの離発着に支障が生じないための必要な措置、地上の支援体制等を講ずるものとする。

第10節 救助救出計画

災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出については、本計画の定めるところによる。

なお、町をはじめとする救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、被災地の町内会、実践会、自主防災組織等は、可能な限り救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

第1 実施責任

1 町（消防機関）

町（救助法を適用された場合を含む。）は、災害により生命または身体に危険が及んでいる者等をあらゆる手段を講じて早急に救助救出し、負傷者については、速やかに医療機関、または、日本赤十字社北海道支部の救護所に収容する。

2 北見警察署

北見警察署は、被災地域において生命又は身体に危険が及んでいる者等の救助救出を実施する。

第2 他機関への救出要請

町長は、救助力が不足する場合は、隣接市町長、知事（オホーツク総合振興局長）等に応援を求める。

また、大規模災害が発生し、救出の実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画の定めるところにより、知事（オホーツク総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を依頼する。

第3 救出対象者

災害のため、現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態、おおむね次に該当するときとする。

- 1 火災の際、火中に取り残された場合
- 2 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合
- 3 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合
- 4 山崩れ、地滑り等により生き埋めとなった場合及び自動車等の大事故が発生した場合

第4 救助救出活動

町及び北見警察署は、職員の安全を図りつつ、緊密な連携のもとに被災地域を巡回し、救助救出を要する者を発見した場合は、資機材を有効活用するとともに、救助関係機関及び町民の協力を得て、被災者の救助救出活動を実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

第5 救出状況の把握

被災者を救出した場合は、被災者の救出状況記録簿等を作成する。

第11節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任者

町（民生対策部衛生班）が行い、救助法が適用された場合は、知事の委任により町長が実施するほか、知事に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。

第2 基本方針

1 医療救護活動は、災害急性期（発災後1週間程度）においては、災害派遣医療チーム（DMAT）を被災地等に派遣することとし、亜急性期（発災から2～3週間）以降においては、道又は町が設置する救護所等において、救護班が実施することを原則とする。

また、精神保健医療については、災害発生直後から中長期にわたり必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）を派遣する。

2 救護班は、医師、薬剤師、看護師その他の要員により組織し、その編成は災害の状況に応じたものとする。

3 災害派遣医療チーム（DMAT）は、研修を受講した災害拠点病院等の医師、看護師等により組織する。

4 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療機関への搬送支援
- (4) 災害時に北海道が設置するSCU（広域搬送拠点臨時医療施設）における広域医療搬送や地域医療搬送に関する調整
- (5) 助産救護
- (6) 被災現場におけるメディカルコントロール（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）
- (7) 被災地の災害拠点病院、広域医療搬送拠点等での医療支援（災害派遣医療チーム（DMAT）のみ）

5 災害派遣精神医療チーム（DPAT）は、災害時におけるこころの対応が可能な医師、看護師、臨床心理技術者等により組織する。

6 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する精神科医療
- (2) 被災者及び支援者に対する精神保健活動

第3 医療及び助産の対象者

1 対象者

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- (2) 災害の発生日前後7日以内の分娩者又は分娩予定者で、災害のため助産の途を失った者

2 対象者の把握

対象者の把握は、所管のいかに問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し町長に報告するものとする。報告を受けた町長は、直ちに救護に関し医師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の緊急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるよう関係対策部、班に指示するものとする。

第4 医療・救護活動の実施

1 町

- (1) 町は、災害の程度により医療・救護活動を必要と認めるときは、道又は日本赤十字社北海道支部訓子府分区長、北見医師会等その他の関係機関に派遣を要請する。また、災害急性期においては、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (2) 要請する場合は、次の項目を通知する。
 - ア 災害発生の日時、場所、原因及び状況
 - イ 出動の時期及び場所
 - ウ 出動を要する人員及び資機材
 - エ その他必要な事項
- (3) 町は、災害の程度により歯科医療・救護活動を必要と認めるときは、北海道歯科医師会及び北見歯科医師会に救護班の編成及び派遣を要請する。
- (4) 町は、災害の規模に応じ、道、その他の関係機関に協力を要請する。
- (5) 町は、被災者や避難行動要支援者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため医療救護所では、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施するほか、オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室等と連携をとりながら、メンタルヘルスケア体制の整備を図る。

第5 輸送体制の確保

1 救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）

救護班及び災害派遣医療チーム（DMAT）の移動手段についてはそれぞれの機関等で行うものとするが、道路の損壊などにより移動が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により、輸送を行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

2 重症患者等

重症患者等の医療機関への搬送は、原則として北見地区消防組合（訓子府支署）が実施する。ただし、救急車両が確保できないときは、町、道又は救護班が確保した車両により搬送する。道路の損壊などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、道等が所有するヘリコプター等により行う。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3 ドクターヘリの受け入れ体制の確保

町はヘリコプターを活用した医療機関への搬送活動の円滑な対応のため、ドクターヘリの受入体制を整えるとともに、活動に係る安全対策等を講じる。

第6 医療救護所の開設

医療救護所は、原則として次に掲げる公共施設とするが、災害の状況に応じて、救護を必要と

する地域の避難所に設置するものとする。

なお、医療救護所を設置したときは、直ちに当該地域の住民に周知するものとする。

施設名	所在地	電話番号	収容人員	備考
訓子府小学校	訓子府町仲町	47-2011	300	
訓子府中学校	訓子府町東町	47-2185	300	
居武士小学校	訓子府町字大谷	47-3160	100	

第7 医療品等の確保

町は、医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、暖房用燃料等について、町内外業者等からの調達により確保する。ただし、これらの方法で確保することが困難な場合は、道知事又は関係機関にその確保について要請する。

第8 臨時の医療施設に関する特例

町及び道は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

第9 医療・救護活動実施の記録

医療・救護活動を実施したときは、その状況を記録しておく。

第10 医療関係機関の状況

訓子府町内の医療関係機関は次のとおりである

医療機関

名称	所在地	電話番号	診療科目
訓子府クリニック	東町	47-3311	内科・外科・整形外科

第12節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

町（民生対策部）は、被災地域又は被災状況等を迅速に把握するとともに、関係機関と密接に連携して対策方針を定め、防疫体制の具体的な確立を図る。

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づくねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の措置を知事の指示に従い実施する。
- 2 北見保健所長の指導のもと集団避難所等において避難者に対する保健指導等を実施する。

第2 防疫の実施組織

災害防疫実施のための各種作業実施組織として、町長は、次の班等を編成しておくものとする。

1 防疫班の編成

町長は、ねずみ族、昆虫等の駆除及び消毒等の実施のため、防疫班（民生対策部厚生班及び衛生班）を編成する。

2 人員

防疫班は、おおむね衛生技術者1名、事務職員1名、作業員2～3名をもって編成する。

第3 感染症の予防

1 町

感染症予防上必要があると認めるときは、知事の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行う。

- (1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（感染症法第28条第2項）
- (3) 物件に係る措置に関する指示（感染症法第29条第2項）
- (4) 生活の用に供される水の使用制限等に関する指示（感染症法第31条第2項）
- (5) 公共の場所の清潔方法に関する指示
- (6) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第6条及び第9条）

2 検病調査及び保健指導等

- (1) 検病調査は、滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては、道等と連携し、少なくとも1日1回以上行う。
- (2) 関係機関の協力を得て防疫情報の早期把握に努める。
- (3) 検病調査の結果、必要があるときは、当該者に対し医療機関受診指導等の保健指導を実施する。

3 予防接種

感染症予防上必要なときは、道及び保健所の指導により、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施する。

4 清潔方法

家屋周辺の清潔方法は、各個人において実施するものとし、町は、管内における道路溝渠、公

園等公共の場所を中心に実施する。

(1) ごみ

収集したごみ、汚染その他の汚物は焼却、埋立等衛生的に処分させる。この場合の取扱い又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定するところによる。

(2) し尿

し尿は、できる限りし尿処理施設又は下水道終末処理施設を利用させる等の方法により不衛生にならないよう処分する。

5 消毒方法

町長は、感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成30年12月27日付健感発第1227第1号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引について」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施する。

(1) 浸水家屋、下水、その他不潔場所の消毒を被災後直ちに実施する。

(2) 避難場所の便所、その他不潔場所の消毒を、1日1回以上次亜塩素酸ソーダ水溶液などを用い実施する。

(3) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール又はクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の洗浄、床下の湿潤の程度に応じて所要石灰の散布、トイレの消毒、手洗設備の設置、汚染度の強い野菜の投棄等、衛生上の指導を行う。

(4) 家屋内の汚染箇所の洗浄、手洗水、トイレの消毒は、石灰酸水、クレゾール又はホルマリン水をもって散布する。便槽は、石灰乳又はクロール石灰水を十分かくはんするよう指導する。

6 ねずみ族、昆虫等の駆除

町長は、感染症法第28条第2項の規定に基づく知事の命令があったときは、感染症法施行規則第15条の規定に基づき薬剤の所要量を確保し、速やかにこれを実施する。

7 生活用水の供給

町長は、感染症法第31条第2項の規定による知事の指示があったときは、その期間中継続して容器により搬送、ろ水機によりろ過給水等事情に応じ、特に配水器具等は衛生的に処理して実施する。

なお、供給量は1日1人当たり約200を目安とする。

8 一般飲用井戸等の管理等

飲用水に飲用井戸等を利用している場合において、町長は、北見保健所とともに当該井戸等の設置者等に対し、北海道飲用井戸等衛生対策要領に基づく水質検査及び汚染が判明した場合の措置について十分指導徹底する。

第4 患者等に対する措置

町長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定められた1類及び2類感染患者又は病原体保有者が発生したときは、北見保健所の指示に従って、速やかに感染症指定医療機関に入院させる。ただし、感染症指定医療機関に入院させることが困難なときは、知事が臨時に指定した医療機関に入院させるものとする。また、やむを得ない理由で自宅療養を行う場合は、し尿等の処理を特に厳重に行う。

第2種感染症指定医療機関

名 称	所 在 地	ベ ッ ド 数	電 話
北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目	2床	24-3115

第5 指定避難所等の防疫指導

町長は、指定避難所等の応急施設については、次により防疫指導等を実施する。

1 健康調査等

指定避難所等の管理者、町内の衛生管理組織等と連携し、避難者の健康状況を適宜把握するとともに、必要に応じて医療機関受診等の保健指導等を実施する。

2 清潔方法、消毒方法等の実施

北見保健所等の指導のもと、指定避難所等の清潔方法を指導するとともに、避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導する。また、必要があるときは、消毒薬等によりトイレ、炊事場、洗濯場等の消毒を実施するよう指導する。

3 集団給食

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもって充て、できるだけ専従する。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物、塵芥等の衛生的処理についても十分指導徹底させる。

4 飲料水等の管理

飲料水の水質検査及び消毒については、十分指導徹底させる。

第6 防疫用薬剤の調達

町保有の消毒機器を使用し、防疫用薬剤は、町内業者から調達する。

なお、不足が生じた場合は、北見保健所、隣接市町等から借用する。

第7 家畜防疫

被災地域の家畜防疫は、知事（家畜保健衛生所長）が行う。

第13節 災害警備計画

町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災地域の社会秩序を維持し、町民の安全を確保するための警戒、警備については、本計画の定めるところによる。

第1 防災気象情報の伝達に関する事項

北見警察署長（以下「警察署長」という。）は、町長からの要請及びNTT通信回線の障害等の場合は、災害警備上必要と認められる範囲の予報及び警報の伝達について協力する。

第2 事前措置に関する事項

1 町長が行う警察官等の事前要請

町長が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する場合は、北見警察署長に対して行う。

2 町長からの要求により行う事前措置

北見警察署長は、町長からの要求により、基本法第59条に基づき事前措置についての指示を行ったときは、ただちに町長に通知する。

この場合、当該措置の事後処理は、町長が行う。

第3 災害時における情報の収集に関する事項

- 1 警察署長は、平素から災害の発生に備え、町長その他防災関係機関と緊密に連携して、災害警備上必要な情報収集に努めるものとする。
- 2 警察署長は、災害発生後直ちに情報収集体制を確立して、管轄被災地域の建造物の被害程度、被災者の状況、火災発生状況、避難経路等被災者救護を最優先として情報収集を行い、必要事項を町長及び関係機関に通報するものとする。
- 3 警察署長は、災害情報の収集及び連絡等の迅速な処理を図るため、本部に警察幹部を派遣するものとする。

第4 避難に関する事項

- 1 町長は、警察官から避難の必要性について連絡を受けた場合は、速やかに基本法第60条に基づく避難の指示について適切な措置を講ずるものとする。
- 2 警察官は、基本法第61条に基づき、避難の指示を行う場合は、避難所を示すものとする。災害の種別、規模、態様、現場の状況等により避難救出計画により難しい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。
この場合において、警察官が町長に通知したときは、当該避難先の借り上げ、給食等を町長が行うものとする。
- 3 警察官は、避難誘導に当たっては、町、消防機関等と協力し、安全な経路を選定して誘導するとともに、被災後の無人化した住宅街等におけるパトロールの強化、定期的な巡回を行い、犯罪の予防及び取締り等に当たるものとする。

第14節 交通応急対策計画

災害時における道路の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための交通の確保は、本計画の定めるところによる。

第1 交通応急対策の実施

発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。

1 北海道公安委員会（北見警察署）

- (1) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、道路（高速道路を含む。）における危険を防止し、交通の安全と円滑化を図るため必要があると認めるとき、また、災害応急対策上緊急輸送を行うため必要があると認められるときは、区域及び道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。
- (2) 通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) (2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

2 北海道開発局（網走開発建設部北見道路事務所）

国道及び高規格道路等（直轄管理）の路線に係る道路の構造の保全と交通の危険を防止するため、障害物の除去に努めるものとし、必要と認められるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、交通の確保を図る。

3 北海道

- (1) オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所
 - ア 道が管理している道路が災害による被害を受けた場合、速やかに被害状況や危険箇所等を把握するとともに、障害物の除去に努める。
 - イ 交通の危険を防止するため、必要と認めるときは、車両等の通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にしながら、交通の確保に努める。
- (2) オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課
道が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるとともに、ガソリン等について、町長の要請に基づき斡旋及び調達を行うものとする。

4 町及び消防機関

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その通行を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連絡を密にし、交通の確保に努める。

また、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努める。

- (2) 消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

5 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長等及び警察官がその場にはいないときに次の措置をとることができる。

- (1) 自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置を実施すること。
- (2) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立ち入り制限・禁止及び退去を命ずること。
- (3) 現場の被災工作物等の除去等を実施すること。

第2 道路の交通規制

1 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び北海道公安委員会（北見警察署）は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地内の道路及び交通の状況について、その実態を把握する。

- (1) 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- (2) 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- (3) 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

2 交通規制の実施

道路管理者及び北海道公安委員会（北見警察署）は、次の方法により交通規制を実施する。

- (1) 交通規制を実施するときは、道路標識等を設置する。
- (2) 緊急を要し道路標識等を設置するいとまがないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等の指示によりこれを行う。

3 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会（北見警察署）が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通して広報の徹底を図る。

第3 緊急輸送のための交通規制

災害が発生し、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。

1 通知

北海道公安委員会（北見警察署）は、緊急輸送のための交通規制をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に対し、禁止又は制限の対象、区域、区間、期間及び理由を通知する。

なお、緊急を要し、あらかじめ通知できない場合は、事後、直ちに通知する。

2 緊急通行車両の確認手続

- (1) 知事（オホーツク総合振興局長）又は北海道公安委員会（北見警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、応急対策に必要な物資の輸送等の緊急通行車両であることの確認を行う。
- (2) 確認場所
緊急通行車両の確認は、道庁（オホーツク総合振興局）又は警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。
- (3) 証明書及び標章の交付
緊急通行車両であると確認したものについては、車両ごとに標章（様式1 資料編）、緊急通行車両確認証明書（様式2 資料編）を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。
- (4) 緊急通行車両
ア 緊急通行車両は、基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される車両で次の事項について行う。
 - 1) 特別警報・警報の発表及び伝達並びに避難指示等に関する事項
 - 2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - 3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - 4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - 5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - 6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - 7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - 8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - 9) その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項イ 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (5) 事前届出制度の普及等
町及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、普及を図るものとする。

3 規制除外車両

北海道公安委員会（北見警察署）は、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により規制除外車両として通行を認める。

- (1) 確認手続
ア 北海道公安委員会（北見警察署長）は、車両の使用者等の申出により当該車両が、規制対象除外車両であることの確認を行うものとする。
なお、災害対策に従事する自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、規制除外車両として取り扱い、交通規制の対象から除外する。
- イ 確認場所

規制除外車両の確認は、警察本部、方面本部、警察署及び交通検問所で行う。

ウ 証明書及び標章の交付

規制除外車両であると確認したものについては、各車両ごとに「規制対象除外車両通行証明書」、「標章」を交付し、当該車両の前面に標章を掲示させる。

ただし、アに定める自衛隊車両等であって、自動車番号標により外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両については、確認標章の交付を行わない。

(2) 事前届出制度

ア 規制除外車両の事前届出の対象とする車両

北海道公安委員会（北見警察署）は、次のいずれかに該当する車両であって、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- 1) 医師・歯科医師・医療機関が使用する車両
- 2) 医薬品・医療機関・医療用資材等を輸送する車両
- 3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- 4) 建設用重機・道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 事前届出制度の普及

北海道公安委員会（北見警察署）は、規制除外車両の事前届出に関する手続きについて、民間事業者等に対し、事前届出制度の周知を行うとともに、災害に備えた規制除外車両の普及を図るものとする。

4 放置車両対策

- (1) 北海道公安委員会（北見警察署）は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。
- (2) 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。
- (3) 道は、町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

第4 緊急輸送道路ネットワーク計画

緊急輸送道路は、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、耐震性を有し、災害時にネットワークとして機能することが重要である。

このため、北海道開発局、北海道、東日本高速道路(株)北海道支社等の道路管理者と北海道警察、陸上自衛隊等の防災関係機関からなる北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会では、緊急輸送を確保するため必要な道路（以下「緊急輸送道路」という。）を定め、緊急輸送道路のネットワーク化を図る北海道緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

町は、この計画に基づき緊急輸送道路の確保に努める。

北海道緊急輸送ネットワーク計画による町内の緊急輸送道路

第2次緊急輸送道路	主要道道北見置戸線、町道東2丁目線、町道南13線
-----------	--------------------------

第15節 輸送計画

災害時において、災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため、町民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援若しくは救助のための資機材・物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を、迅速かつ確実に行うために必要な措置事項については、本計画の定めるところによる。

なお、町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、町は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

第1 実施責任

基本法第50条第2項に掲げる、災害応急対策の実施責任者が実施する。

第2 輸送の方法

1 車両等による輸送

災害時輸送は、一時的に町の所有する車両等を使用するが、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数で不足する場合は、他の防災関係機関に応援を要請し又は民間の車両の借上げを行う等、災害時輸送の万全を期する。町有車両、民間車両、燃料調達先は、土木対策部車両資材班で別に定めておくものとする。

なお、車両等による輸送が不可能な事態が生じたときは、人力による輸送を行うほか、スノーモビル及び雪上車による輸送を関係機関に要請するものとする。

2 舟艇の輸送

水害時における水中孤立者の救出、水中孤立者に対する食料等の供給の必要がある場合は、消防等で保有する舟艇により輸送を行う。

3 空中輸送

(1) 地上輸送のすべてが不可能な事態が生じた場合、又は急患輸送及び山間へき地等で緊急輸送の必要が生じたときは、知事を通じ自衛隊等に対し航空機輸送の要請をする。

ヘリコプターの要請については、本章第9節「ヘリコプター等活用計画」に定めるとおりとする。

第3 輸送の範囲

- 1 被災者を避難させるための輸送
- 2 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- 3 被災者の救出のために必要な人員、資機材等の輸送
- 4 飲料水の運搬及び給水に必要な人員、資機材等の輸送
- 5 救援物資等の輸送
- 6 その他本部が行う輸送

第16節 食料供給計画

災害による、被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

- 1 被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達、配給及び給付の実施責任者は、町長（産業対策部産業振興班、民生対策部厚生班、総務対策部庶務班）とする。
- 2 道は必要に応じて、食料の調達・供給の決定と調整を図る。
- 3 北海道農政事務所は、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を実施する。

第2 応急配給の対象者

- 1 避難所等に収容された者
- 2 住家が被災して炊事のできない者
- 3 旅行及び町内通過者等で他に食料等を得る手段のない者
- 4 被災地において応急作業に従事している者
- 5 その他応急配給を必要とする者

第3 食料の供給

- 1 町は、地域防災計画に従い、被災者及び災害応急対策従事者に対する食料の調達及び配給を直接行うものとするが、町において調達が困難な場合、町長は、その確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。
- 2 知事は、町から要請があったとき又は、その事態を照らし緊急を要し、町からの要求を待たないと認められるときは、被災地域に過不足なく食料が供給されるよう十分な配慮のもと、食料を調達し、町に供給するとともに、供給すべき食料が不足するときは、政府対策本部（内閣府）に対し食料の調達を要請する。
- 3 北海道農政事務所は、北海道及び町と十分連絡を取りつつ、応急用食料等の需給状況に関する情報収集を行うとともに、農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等を行う。

第4 応急供給する食料品目及び調達

1 米穀

(1) 調達

町長は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合で、被災者に対して炊き出し等の給食を必要とするときは、町内の業者から調達するが、応急用米穀等を町内で調達できないときは、米穀の確保についてオホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

なお、米穀については、必要に応じ、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号農林水産省総合食料局長通知）の規定により、農林水産省農産局長に直接、又は、オホーツク総合振興局長を通じて知事に対し、政府所有

米穀の緊急の引渡しを要請する。

(2) 受領

町長は、米穀の受領については知事の指示に基づいて行い、被災者等に配給する。

2 副食及び調味料等

缶詰、インスタント食品等の副食及び調味料については、必要に応じて町内の業者又は、災害協定締結事業者から調達する。

ただし、町内で調達できない場合、又はその必要数量を確保できないときは、オホーツク総合振興局長を通じて知事に要請する。

3 乳幼児の食料

乳幼児の食料となる粉ミルクについては、必要に応じて町内の業者から調達する。

災害時に速やかな対応ができるよう、事前に町内業者と協議し、調達先を定めておくとともに、調達可能な数量を把握しておく。

なお、町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

第5 炊き出し計画

1 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事しているものに対する炊き出しは、町長（民生対策部厚生班、総務対策部庶務班、教育対策部管理班）が行うこととする。

2 炊き出しの対象者

- (1) 避難所等に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事ができない者
- (3) 災害応急対策に従事している者

3 炊き出し施設

訓子府町学校給食センターを利用するほか、町内各避難者収容施設が有する給食施設により行う。

4 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合又は、米飯の提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内の業者から購入し配給する。

5 協力団体

日本赤十字奉仕団訓子府分区、社会福祉協議会、自主防災組織、ボランティア等の協力・応援を求めて実施する。

第6 食料の備蓄等

町長は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、3日分の食料及び飲料水の備蓄に努めるよう啓発を行うものとする。

第7 食料の配給

- 1 被災者に対する食料の配給は、原則として避難所において実施する。
- 2 食料を必要とする自宅残留者等については、最寄りの避難所で配給する。
- 3 食料は、自治会、自主防災組織等の協力により公平かつ平等に配給する。
- 4 被災者のうち要配慮者に対しては、優先的に配給し、配給内容についても考慮することとする。

第8 食料輸送計画

食料の輸送に当たって、車両等の輸送施設及び労務者を必要とする場合は、本章第15節「輸送計画」及び第33節「労務供給計画」により措置する。

第17節 給水計画

災害発生に伴う水道施設の破損により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町（総務対策部・土木対策部）は、給水活動を迅速かつ円滑に実施するための応急給水体制を確立し、町民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するとともに、給水施設等の応急復旧を実施する。

1 個人備蓄の推進

町（総務対策部）は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日間分程度、個人において準備しておくよう、町民に広報していくものとする。

2 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）プール、受水槽、防火水槽等の水を滅菌その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給するものとする。

3 給水資機材の確保

町（土木対策部）は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を所有機関から調達して、給水に当たるものとする。

また、給水を受ける容器のない町民に対し、非常用給水袋を支給する等の配慮に努めるものとする。

第2 給水施設の復旧

災害により給水施設が被災したときは、町民に必要な飲料水の確保と避難所、医療施設、消火栓等の緊急を要するものの復旧を優先的に行う。

第3 給水の実施

1 給水の方法

(1) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適切な補給水源がある場合は、給水車（給水タンク車・散水車・消防タンク車等）により補給水源から取水し、被災した地域内へ輸送のうえ、町民に給水するものとする。

この場合、散水車、消防タンク車等の使用に当たっては、事前にタンク内の清掃及び消毒を行う。

(2) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いてこれを浄化し、飲料水として町民に供給するものとする。

(3) 家庭用井戸等による給水

被災地付近の家庭用井戸水について水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、

その付近の町民に飲料水として供給するものとする。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、滅菌その他の方法により衛生上無害な水質とし、供給する。

(4) 避難所に関する給水

避難所が設置された場合の給水方法は、上記による方法のほか備蓄飲料水の供給、災害協定により設置されている「災害対応型自動販売機」により行うものとする。

なお、上記協定により、下記の自動販売機飲料の在庫内無償供給を行うものとする。

設 置 場 所	住 所	協 定 締 結 事 業 者	備 考
訓子府町スポーツセンター	訓子府町東町 400 番地	北海道コ・コーポトリング(株)	
訓子府町公民館	訓子府町東町 400 番地	北海道キンビバレッジ(株)	
訓子府町役場庁舎	訓子府町東町 398 番地	サントリーフーズ(株)北海道支店 北海道コ・コーポトリング(株)	

2 応援の要請

町長は、自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、他市町村又は道へ飲料水の供給又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

また、知事は、その事態に照らし緊急を要し、被災した市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たず被災した市町村に対する応急給水について必要な措置を講ずる。

第4 住民への周知

給水に際しては、給水時間、給水場所を事前に町民に周知する。

第18節 衣料、生活必需物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品の確保及び給与並びに物資の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

救助法を適用した場合の被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の調達、給与又は貸与については、町長が実施する。

なお、救助法が適用されない場合の被災者に対する物資の供給は、その都度、町長が行うものとする。

1 物資の調達、輸送

- (1) 地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- (2) 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- (3) 生活必需品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図っておくなど、迅速に調達できる方法を定めることとする。

第2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全焼（壊）、流失、埋没、半壊（焼）及び床上浸水となった者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

第3 給与又は貸与の方法

1 物資購入及び配分計画

- (1) 民生対策部は、世帯構成員別被害状況をもとに、救助物資を調達する。また、これらの物資について配分計画を立て、購入し、給与又は貸与に当たる。
また、町長は町内の小売業者並びに災害協定締結業者等から物資の購入及び応急措置、復旧、簡易コンロの手配など支援を要請することとする。
- (2) 社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。
 - ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。
 - イ 被災施設への応援、支援活動を考慮して確保する。

2 物資の調達

物資の調達は町が行い、町内で調達困難な場合は、近隣市町又は道に依頼し調達する。

3 救援物資の集積場所

調達物資及び道からの救援物資の集積場所は、公共施設の中から民生対策部長の指示により定める。

4 物資の給与又は貸与

- (1) 地区別取扱責任者
町は、区域ごとに物資取扱責任者を定め、協力を求めて、迅速かつ的確に実施する。
なお、救助法による援助物資とその他の義援物資とは、實際上及び書類上明確に区分し処理する。

- ア 物資取扱責任者 各町内会長、各実践会長
- イ 担当地区名 それぞれの町内会、実践会
- (2) 給与又は貸与物資の種類
 - ア 寝具（毛布、布団等）
 - イ 外着（作業衣、婦人服、子ども服等）
 - ウ 肌着（シャツ、ズボン下等）
 - エ 身の回り品（タオル、手ぬぐい、靴等）
 - オ 炊事用具（鍋、釜、包丁、バケツ等）
 - カ 食器（茶碗、お椀、皿、箸等）
 - キ 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯みがき粉等）
 - ク 光熱材料（マッチ、ろうそく、薪、木炭、石油等）
- (3) 給与及び貸与の期間

給与及び貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。
- (4) 給与及び貸与の費用

給与及び貸与の費用は、救助法が適用された場合に準じるものとする。
- (5) 給与及び貸与台帳

給与又は貸与台帳の様式は、次のとおり定める。

 - ア 世帯構成員別被害状況 (様式1号 資料編)
 - イ 物資購入（配分計画書） (様式2号 資料編)
 - ウ 物資受払簿 (様式3号 資料編)
 - エ 物資給与貸与及び受領簿 (様式4号 資料編)

第19節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む。）の供給については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町長は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。

また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

- 1 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。
- 2 地域の卸売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。
- 3 地域内において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。
- 4 LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

第2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油類燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあっせんを求めるものとする。

第20節 電力施設災害応急計画

災害時の電力供給のための応急対策については、北海道地域防災計画の定めるところによる。

町は、災害時の停電、復旧見込みなどの状況について、北海道電力ネットワーク株式会社から連絡を受けるものとする。

第21節 ガス施設災害応急計画

災害時のガス供給のための応急対策については、北海道地域防災計画の定めるところによる。

災害発生時には、ガス事業法により定められた「保安規程」、「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」その他災害対策に関する諸規程によるほか、警察・消防機関と連携を密にし、二次災害の防止に努めるものとする。

第2節 上下水道施設対策計画

災害時における、上水道及び下水道施設の応急復旧対策については本計画の定めるところによる。

第1 上水道施設

1 応急復旧

大規模災害により長時間断水になることは、生活の維持に重大な支障が生じるものであるため、災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害の発生に際しては、次の対策を講じて速やかに応急復旧し、町民に対する水道水の供給に努める。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 住民への広報活動を行う。

2 広報

災害により水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況及び復旧見込み等について広報を実施し、町民の不安解消を図るとともに、応急復旧までの対応についての周知を図る。

第2 下水道施設

1 応急復旧

災害の発生により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 要員及び資材等の確保等復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 管渠・マンホール内部の土砂の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。
- (5) 処理場への流入量の増大により、二次災害防止のためやむを得ずバイパス放流を行うなど緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡する。
- (6) 住民への広報活動を行う。

2 広報

災害により下水道施設に被害を生じた場合は、その被害状況と復旧見込み等について広報を実施し、町民の生活排水に関する不安解消に努める。

第23節 応急土木対策計画

災害時における公共土木施設及びその他土木施設（以下「土木施設」という。）の災害応急土木対策については、本計画に定めるところによる。

第1 災害の原因及び被害種別

1 災害の原因

- (1) 暴風、竜巻、洪水、地震その他の異常な自然現象
- (2) 豪雨、豪雪、融雪、雪崩及び異常気象等による出水
- (3) 山崩れ
- (4) 地滑り
- (5) 土石流
- (6) 崖崩れ
- (7) 火山噴火
- (8) 落雷

2 被害種別

- (1) 道路路体の地形地盤の変動及び崩壊
- (2) 盛土及び切土法面の崩壊
- (3) 道路上の崩土堆積
- (4) 橋梁及び道路と一体となって効用を全うする付属施設の被害
- (5) 河岸、堤防、護岸、水制、床止め及びその他施設の被害
- (6) 河川、砂防えん堤
- (7) 砂防、地滑り及び急傾斜地の崩壊を防止する施設の被害
- (8) 下水道管渠の蛇行、閉塞、亀裂及び処理場施設の被害

第2 応急土木復旧対策

1 実施責任者

災害時における土木施設の応急復旧等は、当該施設の管理者又はその他法令による当該施設の管理者以外の者により実施する。

2 応急対策及び応急復旧対策

災害時における被害の発生を予防し、また、被害の拡大を防止するための施設の応急措置及び応急復旧対策は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応急措置の準備

ア 所管の施設につき、あらかじめ防災上必要な調査を実施し、応急措置及び応急復旧を実施するための資機材の備蓄及び調達方法を定めておくものとする。

イ 災害の発生が、予期されるときは、逐次所管の施設を巡回監視し、周囲の状況及び推移等を判断して、応急対策に万全を期するものとする。

(2) 応急措置の実施

所管の施設の防護のため、逐次補強等の防護措置を講ずるとともに、状況により自己の能力で応急措置を実施することが困難と認められる場合、また当該施設が災害を受けるこ

とにより、被害が拡大して、他の施設に重大な影響を与え、又は住民の民生の安定に重大な支障を与えることが予想される場合は、応急公用負担等を実施し、又は、道、近隣市町、関係機関、自衛隊等の協力を求めるものとする。

(3) 応急復旧

災害が終局したときは、速やかに現地の状況に即した方法により、(2)に準じ応急復旧を実施するものとする。

3 関係機関等の協力

関係機関等は、法令及び防災業務計画並びに道計画に定めるところにより、それぞれ必要な応急措置を実施するとともに、当該施設の管理者が実施する応急措置等が、的確円滑に実施されるよう協力するものとする。

また、公共土木施設の管理者は、地域の関係団体や企業と連携を図ることにより、管理者が実施する応急措置等が的確円滑に実施されるよう協力体制の確立を図る。

第24節 被災宅地安全対策計画

町において、災害対策本部が設置されることとなる規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図る。

第1 危険度判定の実施の決定

町長は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

第2 危険度判定の支援

知事は、町長から支援要請を受けたときは、危険度判定支援本部を設置し、北海道被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「道協議会」という。）等に対し、判定士の派遣等を依頼する。

第3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- 1 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- 2 宅地の被害程度に応じて、「危険宅地」、「要注意宅地」及び「調査済宅地」の3区分に判定する。
- 3 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、法面等）に判定ステッカーを表示する。

区 分	表 示 方 法
危 険 宅 地	赤のステッカーを表示する
要 注 意 宅 地	黄のステッカーを表示する
調 査 済 宅 地	青のステッカーを表示する

第4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき、危険度判定実施本部は、次の業務を行う。

- 1 宅地に係る被害情報の収集
- 2 判定実施計画の作成
- 3 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
- 4 判定の実施及び判定結果の現地表示並びに住民対応
- 5 判定結果の調整及び集計並びに関係機関への報告

第5 事前準備

町及び道は、災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき次に努める。

- 1 町と道は相互支援体制を充実し、連絡体制を整備する。
- 2 町は、道及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木・

建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。

3 町は、道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄に努める。

第25節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の供与、住宅の応急修理については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

災害のため、住宅に被害を受け、自己の資力により住宅の応急修理をすることができない被災者に対しては、大工あるいは技術者を動員して応急修理を実施するものとする。

なお、救助法が適用された場合、避難所の設置及び住宅の応急修理を実施する。

また、町長（土木対策部）が応急仮設住宅を設置しようとする場合、事前に知事からの委任を受けて実施することができる。

第2 実施の方法

1 避難所

町長は、災害により住宅が被害を受け住居の場所を失った者を收容保護するため、本章第5節「避難対策計画」により、避難所を開設するものとする。

2 公営住宅等のあっせん

町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

3 応急仮設住宅

(1) 入居対象者

原則として住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とする。

(2) 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、町が行う。

(3) 建設型応急住宅の建設

原則として建設型応急住宅の建設は知事が行う。

(4) 建設型応急住宅の建設用地

町及び道は、災害時に建設型応急住宅の設置が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。

(5) 建設戸数（借り上げを含む）

道は町長からの要請に基づき設置戸数を決定する。

(6) 規模、構造、存続期間及び費用

ア 建設型応急住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。

ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建てにより実施する。

イ 応急仮設住宅の存続期間は、その建築工事（又は、借上げに係る契約締結を完了した）後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。

ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

ウ 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

(7) 維持管理

北海道知事が設置した場合、その維持管理は町長に委任する。

(8) 運営管理

応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

4 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして、当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

5 住宅の応急修理

(1) 対象者

ア 住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者

(2) 応急修理実施の方法

応急修理は、応急仮設住宅の建設に準じて行う。

(3) 修理の範囲と費用

ア 応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。

イ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

6 災害公営住宅の整備

(1) 災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が次の各号の一以上に達した場合に滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため国から補助を受けて整備し入居させるものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、その他の異常な自然現象による災害の場合

1) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

2) 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき

3) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

イ 火災による場合

1) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき

2) 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき

(2) 整備及び管理者

災害公営住宅は町が整備し、管理するものとする。ただし、知事が道において整備する必要を認めたときは道が整備し、整備後は公営住宅法第46条の規定による事業主体の変

更を行って町に譲渡し、管理は町が行うものとする。

(3) 整備管理等の基準

災害公営住宅の整備及びその管理はおおむね次の基準によるものとする。

ア 入居者資格

- 1) 当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること。
- 2) 収入分位50%（月収259,000円）を限度に地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公住宅と同じ扱いとする。
- 3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

イ 構造

再度の被災を防止する構造とする。

ウ 整備年度

原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする。

エ 国庫補助

- 1) 建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3。ただし、激甚災害の場合は3/4。
- 2) 借上げを行う場合は、住宅共用部分工事費の2/5。

第3 資材のあっせん、調達

- 1 町長は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道に斡旋を依頼するものとする。
- 2 道は、町長から資材等の斡旋依頼があった場合は、関係機関及び関係業者等の協力を得て、積極的に斡旋、調達を行うものとする。

第4 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第26節 障害物除去計画

水害、山崩れ等の災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る場合に必要となる措置事項については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任者

1 道路、河川に障害を及ぼしているものの除去

道路、河川に障害を及ぼしているものの除去は、道路法、河川法に定めるそれぞれの管理者が行うものとし、災害の規模及び障害の内容等により、各管理者は相互に協力し交通の確保を図るものとする。

なお、住居又はその周辺については、救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとする。

第2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、町民の生活に著しい支障及び危険を与え、又は与えたと予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認めたとときに行うものとするが、その概要は次のとおりである。

- 1 町民の生命財産等を保護するために速やかにその障害の排除を必要とする場合
- 2 障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合
- 3 河川における障害物の除去は、それによって河川の流れをよくし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- 4 その他公共的立場から除去を必要とする場合

第3 障害物の除去の方法

- 1 実施責任者は、自らの応急対策器具を用い、又は状況に応じ自衛隊及び土木業者の協力を得て速やかに障害物の除去を行うものとする。
- 2 障害物除去の方法は、原状回復ではなく応急的な除去に限るものとする。

第4 除去した障害物の集積場所

- 1 除去した障害物は、それぞれの実施機関において付近の遊休地等を利用し集積するものとする。
- 2 町は、北海道財務局北見出張所及び道と相互に連携しつつ、公共用地等の有効活用に配慮するものとする。

第5 放置車両の除去

放置車両の除去については、本章第14節「交通応急対策計画」の定めるところによる。

第27節 文教対策計画

学校施設の被災により、児童生徒等の安全の確保や、通常教育活動に支障を来した場合の応急対策については、本計画に定めるところによる。

第1 実施責任

1 学校管理者等

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害種別に応じた安全確保に努めるとともに、災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童生徒等の安全確保

ア 在 校（園）中の安全確保

在 校（園）中の児童生徒等の安全を確保するため、児童生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう防災訓練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を立てるとともに、あらかじめ教職員、児童生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

(3) 施設の整備

文教施設、設備等を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 北海道・町

救助法を適用した場合の児童生徒に対する教科書、文房具等の給与は町長が知事の委任により実施する。

第2 応急対象実施計画

1 施設の確保と復旧対策

(1) 応急復旧

被害程度により応急修理のできる場合は、速やかに修理をし、施設の確保に努めるものとする。

(2) 校舎の一部が使用不能となった場合

施設の一時転用などにより授業の確保に努める。

(3) 校舎の大部分又は全部が使用不能となった場合

公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎等を利用し、授業の確保に努める。

(4) 仮校舎等の建築

上記において施設の確保ができない場合は、仮校舎、仮運動場の建築を検討するものとする。

2 教育の要領

- (1) 災害状況に応じた特別の教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。特に授業の実施が不可能な場合にあっても家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努める。
- (2) 特別の教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意する。
 - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習の内容、方法が児童生徒の過度の負担にならないよう配慮する。
 - イ 公民館が避難所になっている場合など教育活動の場所として学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化、児童生徒の安全確保に留意する。
 - ウ 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。(集団登下校の際は、地域住民、関係機関、団体、父母の協力を得るようにする。)
 - エ 学校に避難所が開設された場合には、特に児童生徒の指導・管理に注意するとともに、避難の受入れ収容が授業の支障とならないよう留意する。
 - オ 教育活動の実施に当たっては、被災による精神的な打撃によって児童生徒に生じやすい心理的な障害に十分配慮する。
- (3) 災害復旧については、教育活動に支障のない限り可能な協力をするものとする。

3 教職員の確保

町教育委員会及び道教育委員会は、公立学校が当該学校だけで教育活動の実施が不可能なときは、連絡を密にして近隣学校の教職員を動員配置し、教育活動に支障を来さないようにする。

4 教科書及び学用品の調達並びに支給

- (1) 支給対象者
住家が全焼、全壊、流失、半壊又は床上浸水等の被害を受けた世帯の児童生徒で、教科書、学用品を滅失又はき損した者に対して支給する。
- (2) 支給品名
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- (3) 調達方法
 - ア 教科書の調達
被災学校別、学年別、使用教科書別にその数量を速やかに調査し、道教育委員会に報告するとともに、教科書供給書店に連絡して供給を受ける。また、町内の他の学校及び他市町村に対し、使用済教科書の供与を依頼する。
 - イ 学用品の調達
北海道教育委員会の指示により調達する。
- (4) 支給方法
教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童生徒を調査把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。
- (5) 救助法が適用されない場合
被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行う。

5 学校給食等の措置

- (1) 給食施設設備が被災したときは、できる限り給食の継続が図られるよう応急措置を講ず

るものとする。

- (2) 給食用物資が被災したときは、米穀、小麦、脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行うものとし、その他の物資については応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に留意し、食中毒などの事故防止に努めるものとする。

6 衛生管理対策

学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意をして保健管理をするものとする。

- (1) 校舎内、特に水飲場、トイレは常に清潔にして消毒に万全を期すること。
- (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ隔絶すること。
- (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに便槽のくみ取りを実施すること。
- (4) 必要に応じて、北見保健所に依頼して被災学校の教職員、児童生徒の感染症予防接種、健康診断等を実施すること。

第3 文化財保全対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び訓子府町文化財保護条例等による文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）の所有者並びに管理者は常に当該指定物件の保全、保護に当たり、災害が発生したときは、町教育委員会に被害状況を連絡するとともに、その復旧に努めるものとする。

第28節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画

災害により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

1 町長

救助法が適用された場合は、町長が知事の委任により行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2 警察官

第2 行方不明者の捜索

1 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者。

2 捜索の実施

町長が、消防機関及び警察官に協力を要請し捜索を実施する。被災の状況によっては、地域住民の協力を得て実施する。

3 捜索の要請

町において被災し、行方不明者が流失等によって他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村に対し協力を要請するものとする。この場合は次の事項を明示するものとする。

- (1) 行方不明者が漂着又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者数及び氏名、性別、年齢、容ぼうの特徴、着衣等

第3 遺体の収容処理方法

1 対象者

遺体を発見したときは、速やかに警察官に届け出、検視後、次により処理するものとする。

遺体の身元が判明している場合は、遺族、親族に引き渡すものとするが、災害による社会混乱のため、その遺族等が遺体の処理を行うことができない場合、町長は、必要に応じ医師等の協力を得て次のとおり実施するものとする

2 処理の範囲

- (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- (2) 遺体の一時保存（町）
- (3) 検案
- (4) 死体見分（警察官）

3 安置場所の確保

町は、遺体安置場所の確保について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

4 変死体の届け出

変死体については直ちに警察官に届け出るものとし、死体の処理は検視した後に行う。

第4 遺体の埋葬

1 対象者

災害時の混乱の際に死亡した者及び災害のため埋葬を行うことが困難な場合又は遺族のいない遺体

2 埋葬の方法

ア 町長は、遺体を土葬又は火葬に付し、又は、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

イ 身元不明の遺体については警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬に当たっては土葬又は火葬にする。

第5 広域火葬の調整等

町は、大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

第6 平常時の規制の適用除外措置

町及び墓地・納骨堂・火葬場の管理者は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第5条及び第14条に規定する手続の特例を定めることができることに留意する。

第7 埋葬費用及び期間

行方不明者の捜索、遺体の収容及び埋葬のための費用及び期間は、災害救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

第8 火葬場の状況

火葬場名	所在地	電話番号	処理能力	備考
訓子府町葬斎場（清陵苑）	訓子府町字穂波 48 番地 10	47-3102	2基 8体	

第9 墓地の状況

墓地名	所在地	備考
訓子府町墓地	訓子府町字穂波 136・48-2	
南訓墓地	〃 字美郷 64	
中の沢墓地	〃 字福野 197	
西訓子府墓地	〃 字西富 272	

第29節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱いについては、本計画の定めるところによる。

第1 実施責任

町は、被災地における逸走犬等の管理を行うものとする。

第2 家庭動物等の取扱い

- 1 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年北海道条例第3号。以下この節において「条例」という。）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- 2 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、逸走犬等の保護・収容をするなど適切な処置を講ずるとともに、市民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第3 同行避難

家庭動物との同行避難について、予め市町村等は避難所における家庭動物の種に応じた同行避難の可否について調整しておくとともに、災害時には家庭動物同行避難所の開設状況を広報する。

また、災害発生時には、条例第6条第1項第4号の規定に基づき、動物の飼い主は自らの責任により、同行避難（飼養している動物を伴い、安全な場所まで避難すること）を行う。

第30節 応急飼料対策計画

災害に際し家畜飼料の応急対策については、本計画によるものとする。

第1 実施責任

災害時における家畜飼料の応急対策は、町長（産業対策部畜産班）が実施する。

第2 実施の方法

町長は、被災農家の家畜飼料等の確保ができないときは、応急飼料、転飼別所及び再播用飼料作物種子のあっせん区分により、次の事項を明らかにした文書をもってオホーツク総合振興局長を通じ北海道農政部長に応急飼料のあっせんを要請することができるものとし、道は必要に応じ農林水産省畜産局に応急飼料のあっせんを要請するものとする。

1 飼料（再播用飼料作物種子を含む）

- (1) 家畜の種類及び頭羽数
- (2) 飼料の種類及び数量（再播用種子については、種類、品質、数量）
- (3) 購入予算額
- (4) 農家戸数等の参考となる事項

2 転飼

- (1) 家畜の種類及び頭数
- (2) 転飼希望期間
- (3) 管理方法（預託、附添等）
- (4) 転飼予算額
- (5) 農家戸数等の参考となる事項

第31節 廃棄物等処理計画

災害によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物等の処理」という。）の業務については、本計画の定めるところによる。

ただし、住居又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等の除去については、本章第26節「障害物除去計画」によるものとする。

第1 実施責任

- 1 災害廃棄物の処理は、地域住民の協力を得て、町（民生対策部衛生班）が実施する。なお、町のみで処理することが困難な場合は、道及び近隣市町に応援を求め実施するものとする。
- 2 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が不明であるとき、又は所有者が処理することが困難なときは北見地域保健室の指示に基づき町長（民生対策部衛生班）が実施するものとする。

第2 廃棄物等の処理方法

廃棄物等の処理の責任者は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

1 廃棄物の収集、運搬及び処分の基準

町長は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、損壊家屋の解体を実施する場合には、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に基づき適切な分別解体を行うものとする。

この際、適切な処理が確保されるよう、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場において行う。ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、オホーツク総合振興局保健環境部長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

- (1) 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。
- (2) 移動できないものについては、北見保健所長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。
- (3) (1) 及び (2) において埋却する場合にあつては1 m以上覆土するものとする。

第3 清掃の方法

1 班の編成

清掃班の編成は、次の基準に基づき災害の状況によりその都度編成する。

- (1) ごみ処理班 班長 1名 班員 2～4名
- (2) し尿処理班 班長 1名 班員 2名
- 2 じん芥用車両及びし尿処理車が不足する場合は、近隣市町長に応援を要請する。

第4 ごみの収集、処理の方法

1 収集

- (1) 被災地住民の協力を要請し、原則として町の分別収集に基づく収集を行う。
- (2) 収集は生ごみ類及び感染症等の源となるものから収集し、その他のごみはその後に収集する。

2 処理

処理は指定のごみ処理施設で行うが、大量のごみが発生して処理が困難な場合は、町有地に一時保管し後日処理することとする。

- 3 ごみ収集車両 2台

第5 し尿の収集処理処分の方法

1 収集

- (1) し尿の収集は、町が委託する業者のし尿収集車で実施するものとし、トイレの倒壊、溢水等でし尿が他に散乱しないよう被害程度の大きな所から収集し、短時間に処理する。
- (2) くみ取り制限
被災地域での処理能力が及ばない場合は、一時的に便槽内の一部収集にとどめ、早急にトイレの使用を可能とするよう配慮する。

2 し尿の処理

し尿の処分は、北見地区スクラムミックスセンター（北見市）で処理し、必要に応じて町の貯留層で一時的に貯留する。また、必要に応じ簡易処理場を設置する。

- 3 避難所のし尿処理又は仮設トイレのし尿処理については、万全を期すものとする。

- 4 し尿処理車両 1台（民間）

- 5 じん芥処理施設及びし尿処理施設

じん芥処理施設

名 称	所在地
留辺薬町外2町一般廃棄物最終処理場	北見市留辺薬町富岡177番地1
置戸町堆肥供給センター	置戸町字秋田17番地の2、18番地の1

し尿処理施設

名 称	所在地
北見地区スクラムミックスセンター	北見市端野町3区

第32節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPO等との連携については、本計画の定めるところによる。

また、北海道災害ボランティアセンター及び被災地における災害ボランティアセンター等の活動等については「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

第1 ボランティア団体・NPOの協力

町（民生対策部）及び防災関係機関等は、社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部又は各種ボランティア団体・NPO等からの協力の申入れ等により、災害応急対策等の実施について労務の協力を受ける。

第2 ボランティアの受入れ

1 受入体制

町（民生対策部）、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に努める。

訓子府町社会福祉協議会に受付窓口を設置し、氏名、住所及び活動内容等を記録する。

2 支援

町、道及び関係団体は、ボランティアの受入れに当たって、高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。

3 活動等の把握

町は、ボランティアがどこで、どのような活動をしているか、また、どこでボランティアを必要としているかなどの情報を常に把握しておくものとし、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティアとの情報の共有化を図り、ボランティア活動における必要な調整などを行う。

第3 ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPO等に依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- 1 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- 2 炊出し、その他の災害救助活動
- 3 要配慮者等の介護、看護補助
- 4 清掃及び防疫
- 5 災害応急対策物資、資機材等の輸送及び仕分け・配布
- 6 被災建築物の応急危険度判定
- 7 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- 8 災害応急対策事務の補助
- 9 救急・救助活動
- 10 医療・救護活動
- 11 外国語通訳

- 12 非常通信
- 13 被災者の心のケア活動
- 14 被災母子のケア活動
- 15 被災動物の保護・救助活動
- 16 ボランティア・コーディネート

第4 ボランティア活動の環境整備

町、道及び社会福祉協議会は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

町及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組みが推進されるよう町及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、町と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

第33節 労務供給計画

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の要員が必要なときは、次により、一般労働者の供給を受け、災害対策の円滑な推進を図るものとする。

第1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇上げ及び民間団体への協力依頼については、町長（総務対策部庶務班）が行う。

第2 民間団体への協力要請

1 動員等の順序

災害応急対策実施に必要な活動要員を確保する場合の順序として、被災地付近の自治会及び自主防災組織の協力を得る。次に日本赤十字奉仕団及びボランティアの援助を受け、特に必要な場合に労働者の雇用を行うものとする。

2 動員の協力要請の内容

動員に当たっては各対策部と協議し、総務対策部において労務計画を立て、要請に当たっては、さらに次の事項を明確にする。

- (1) 動員を必要とする理由
- (2) 作業の内容
- (3) 作業場所
- (4) 就労予定時間
- (5) 所要人員
- (6) 集合場所
- (7) その他参考事項

3 自治会・自主防災組織等の要請先及び活動内容

(1) 要請先

第3章第4節「住民組織等への協力要請」及び第4章第5節「自主防災組織の育成等に関する計画」に定める団体、自主防災組織等へ協力を要請する。

(2) 活動内容

自治会等の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア 避難所に収容された被災者の世話
- イ 被災者に対する炊き出し
- ウ 救援物資の整理、配送及び支給
- エ 被災者への飲料水の供給
- オ 被災者への医療、助産の協力
- カ 避難所の清掃
- キ 町の依頼による被害者状況調査
- ク その他災害応急措置の応援

4 労働者の雇上げ

活動要員等の人員が不足し、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、労働者を雇上げるも

のとする。

(1) 労働者雇上げの範囲

- ア 被災者の避難誘導
- イ 医療又は助産のための移送
- ウ 被災者の救出のための機械器具資機材の操作
- エ 飲料水の供給のための運搬操作、浄水用医薬品の配布等
- オ 救助物資の支給
- カ 行方不明者の捜索及び処理

(2) 公共職業安定所長への要請

町において労働者の雇上げができないときは、次の事項を明らかにし、求人の申し込みをするものとする。

- ア 職業別、性別、所要労働者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

(3) 賃金及びその他の費用負担

- ア 労働者に対する雇用費用は、その求人を行った者が負担するものとする。
- イ 労働者に対する賃金の基準は、平常時における民間の雇用賃金に災害時の事情を勘案して決定する。

第34節 職員派遣計画

災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により町長等は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあっせんを求める。

第1 要請権者

町長又は町の委員会若しくは委員（以下本節において「町長等」という。）。

なお、町の委員会又は委員が職員の派遣を要請しようとするときは、町長にあらかじめ協議しなければならない。

第2 要請手続等

1 町長等（総務対策部）は、職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

2 町長等（総務対策部）は、職員の派遣のあっせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあっせんは、知事に対し行うものであるが、国の職員の派遣あっせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものである。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣のあっせんについての必要な事項

第3 派遣職員の身分取扱

1 派遣職員の身分取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとし、従って双方の法令・条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。

ただし、この場合双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議のうえ決定する。また、受入側はその派遣職員を定数外職員とする。

2 派遣職員の給料等の双方の負担区分は、指定行政機関及び指定地方行政機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また、地方公共団体の職員については地方自治法第252条の17の規定によるものとする。

3 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行う。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議のうえ決定するものとする。

4 派遣職員の服務は派遣受入側の規定を適用するものとする。

- 5 受入側は、災害派遣職員に対し災害派遣手当（本計画資料編に額の基準を参考掲載）を支給することができる。
- 6 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

第35節 災害救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動については、本計画の定めるところによる。

第1 実施体制

救助法による救助の実施は、知事（オホーツク総合振興局長）が行う。

ただし、町長は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

第2 救助法の適用基準

1 災害が発生した場合

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害により被災しており、現に救助を必要とする者に対して行う。

2 災害が発生するおそれがある場合

災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、町の区域を告示した場合で、町の区域の現に救助を必要とする者に対して行う。

区分	被害区分		被害が全道にわたり12,000世帯以上の住家が滅失した場合等
	町単独の場合	被害が相当広範囲な場合 (全道2,500世帯以上)	
訓子府町 (5,000人未満) (令和2年国勢調査人口4,682人)	住家滅失世帯数 30	住家滅失世帯数 15	町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められるとき
摘要	1 住家被害の判定基準		
	(1) 滅失 (全壊、全焼、流失)	住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの	
	(2) 半壊、半焼 (2世帯で滅失1世帯に換算)	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。	
	(3) 床上浸水 (3世帯で滅失1世帯に換算)	床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。	
	2 世帯の判定		
	(1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。		

第3 救助法の適用手続

1 町長（総務対策部）は、町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合には、直ちにその旨をオホーツク総合振興局長（以下「総合振興局長」とい

う。)に報告しなければならない。

- 2 災害の事態が急迫し、知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、町長は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに総合振興局長に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。
- 3 総合振興局長は、町長からの報告又は要請があったときは、速やかに知事に報告する。知事は、総合振興局長からの報告に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに適用し、その旨告示するとともに、総合振興局長を経由して、町に通知するものとする。

第4 救助の実施と種類

1 救助の実施と種類

知事は、救助法適用町に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助を実施するものとする。

なお、知事は、町長が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施について町長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

(1) 災害が発生した場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	7日以内	町
応急仮設住宅の供与	20日以内に着工 建設工事完了後3か月以内 ※特定行政庁の許可を受けて 2年以内に延長可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置～道 (ただし、委任したときは町)
炊き出しその他による食品の供与	7日以内	町
飲料水の供給	7日以内	町
被服、寝具その他生活必需品の 給与又は貸与	10日以内	町
医療	14日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
助産	分べんの日から7日以内	医療班～道・日赤道支部 (ただし、委任したときは町)
被災者の救出	3日以内	町
住宅の応急修理	3か月以内 (国の災害対策本部が設置され た場合は、6か月以内)	町
学用品の給与	教科書等 1か月以内	町
	文房具等 15日以内	町
埋葬	10日以内	町
遺体の搜索	10日以内	町
遺体の処理	10日以内	町・日赤道支部
障害物の除去	10日以内	町

(注) 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

(2) 災害が発生するおそれがある場合

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しないと判明し、現に救助の必要がなくなった日まで	町

2 救助に必要とする措置

知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなければならない。

第5 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

第6章 地震災害対策計画

第6章 地震災害対策計画

この計画は、基本法第42条の規定に基づき、訓子府町の地域における地震災害の防災対策に関し、必要な体制を確立するとともに、防災に関してとるべき措置を定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第1節 計画の基本方針

この計画は、町並びに指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等（以下、「防災関係機関」という。）の実施責任を明確にするるとともに、地震防災対策を推進するための基本的事項を定めるものであり、その実施細目については、防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとする。

なお、この計画に定めのないことは、本計画第1章、第3章～第5章及び第9章によるものとする。

第1 実施責任

1 訓子府町

訓子府町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、訓子府町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方の公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 北海道

道は、北海道の地域並びに道民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関の協力を得て、北海道の地域における防災対策を推進するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、訓子府町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、その所掌事務を遂行するに当たっては、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、訓子府町の防災活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を積極的に推進するとともに、訓子府町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、地震災害予防体制の整備を図り、地震災害時には応急措置を実施するとともに、訓子府町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民等の責務

防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱及び町民等の責務については、第1章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」、同章第7節「町民及び事業者の基本的責務」による。

第2節 災害予防計画

地震による災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的に、町及び防災関係機関は、災害予防対策を積極的に推進するとともに、町民及び民間事業者は、平常時より災害に対する備えを心掛けるよう努めるものとする。

地震災害に対する災害予防計画については、第4章「災害予防計画」に定めるところにより実施するほか、下記の対策を実施するものとする。

第1 町民の心構え

道内で過去に発生した地震災害や平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、町民は、自らの身の安全は自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

地震発生時に、町民は、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、地震災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとし、その実践を促進する町民運動を展開することが必要である。

1 家庭における措置

(1) 平常時の心得

- ア 地域の避難場所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する
- イ 崖崩れに注意する
- ウ 建物の補強、家具の固定をする
- エ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する
- オ 飲料水や消火器の用意をする
- カ 最低3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備する
- キ 地域のsに進んで参加する
- ク 隣近所と地震時の協力について話し合う
- ケ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等を行う

(2) 地震発生時の心得

- ア まずわが身の安全を図る
- イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声を掛けながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する
- ウ 揺れが収まったら素早く火の始末をする
- エ 火が出たらまず消火する
- オ 慌てて戸外に飛び出さず出口を確保する
- カ 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない
- キ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する
- ク 避難は徒歩で、持物は最小限にする
- ケ みんなが協力し合って、応急救護を行う
- コ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない
- サ 秩序を守り、衛生に注意する

2 職場における措置

- (1) 平常時の心得
 - ア 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること
 - イ 消防計画により避難訓練を実施すること
 - ウ とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること
 - エ 重要書類等の非常持出品を確認すること
 - オ 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること
- (2) 地震発生時の心得
 - ア まずわが身の安全を図る。
 - イ 特に緊急地震速報を見聞きしたときには、周りの人に声をかけながら周囲の状況に応じて、慌てずに、まず身の安全を確保する。
 - ウ 揺れが収まったら落ち着いて素早く火の始末をする。
 - エ 職場の消防計画に基づき行動すること。
 - オ 職場の条件と状況に応じ、安全な場所に避難すること。
 - カ 正確な情報を入手すること。
 - キ 近くの職場同士で協力し合うこと。
 - ク エレベーターの使用は避けること。
 - ケ マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 集客施設でとるべき措置

- (1) 館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動すること。
- (2) 慌てて出口・階段などに殺到しないこと。
- (3) 吊り下がっている照明などの下からは退避すること。

4 街など屋外でとるべき措置

- (1) ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れること。
- (2) ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れること。
- (3) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難すること。

5 運転者のとるべき措置

- (1) 走行中のとき
 - ア 走行中に車内のラジオ等で緊急地震速報を聞いたときは、後続の車が緊急地震速報を聞いていない恐れがあることを考慮し、ハザードランプを点灯するなど周りの車に注意を促した後、緩やかに停止させること。
 - イ 走行中に大きな揺れを感じたときは、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により、道路の左側に停止させること。
 - ウ 停止後は、ラジオ等で地震情報や交通情報を聞き、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。
 - エ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (2) 避難するとき
被災地域では、道路の破壊、物件の散乱等のほか、幹線道路等に車が集中することによ

り交通が混乱するので、やむを得ない場合を除き、避難のため車を使用しないこと。

(「第5章 第4節 避難対策計画」参照)

第2 地震に強いまちづくり推進計画

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など、構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりをめざすものとする。

1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、防災拠点ともなる幹線道路、一時避難地としての公園、河川など骨格的な基盤整備及び建築物や公共施設の耐震、不燃化等により、地震に強いまちづくりを図る。
- (2) 町及び道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- (3) 町、防災関係機関及び施設管理者は、不特定多数の者が利用する施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

2 建築物の安全化

- (1) 町は、「訓子府町耐震改修促進計画」において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (4) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (5) 国、道及び市町村は、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。
- (6) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (7) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転落防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。
- (8) 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の耐震対策に努めるものとする。

3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、

耐災害性の強化に努めるものとする。

5 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及びかんがい用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能を確保するため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。
- (2) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

6 崖地、液状化対策等

- (1) 町及び防災関係機関は、地震による崩落等の危険がある崖地等の把握に努め、急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進めるとともに、地域住民等に対して急傾斜地崩壊危険区域等について情報提供を行うとともに、警戒避難時の避難についても周知徹底を図る。
- (2) 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

7 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、危険物施設及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

8 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを平常時に十分行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺住民の理解を得るなど環境整備に努めることとする。

9 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等について、道が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、その整備を重点・計画的に進める。

第3節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般町民に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

第1 防災知識の普及・啓発

1 町及び防災関係機関は、職員に対して防災（地震）に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。

2 町及び防災関係機関は、一般町民に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

(1) 啓発内容

- ア 地震に対する心得
- イ 地震に関する一般知識
- ウ 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常持出品や緊急医療の準備
- エ 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- オ 災害情報の正確な入手方法
- カ 出火の防止及び初期消火の心得
- キ ビル街、百貨店等外出時における地震発生時の対処方法
- ク 自動車運転時の心得
- ケ 救助・救護に関する事項
- コ 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- サ 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- シ 要配慮者への配慮
- ス 各防災関係機関が行う地震災害対策

(2) 普及方法

- ア テレビ、ラジオ、新聞の利用
- イ インターネット、SNSの利用
- ウ 広報誌（紙）、広報車両の利用
- エ 映画、スライド、ビデオ等による普及
- オ パンフレットの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

3 町及び防災関係機関は、町民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第2 学校等教育関係機関における防災思想の普及

1 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

- 2 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- 3 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- 4 社会教育においては、PTA、成人学級、青年団体、婦人団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

第3 普及・啓発の時期

第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」の定めるところによる。

第4節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

第1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、町及び消防機関は地震時の火の取り扱いについて指導啓発をするとともに、北見地区消防組合火災予防条例に基づく火気の取り扱い及び耐震自動消火装置付き石油ストーブを使用するよう指導を強化する。

第2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食いとめるためには、初期消火が重要であるので、町及び消防機関は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- 1 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器の設置促進、消防用水の確保を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- 2 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、婦人防火クラブ、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- 3 ホテル、デパート、病院等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

第3 予防査察の強化指導

消防機関は、消防法に規定する立入検査を対象物の用途、地域等に応じて計画的に実施し、常に当該区域の消防対象物の状況を把握し、火災発生危険の排除に努め、予防対策の指導を図る。

- 1 消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に立入検査を実施する。
- 2 消防用設備等の自主点検の充実及び適正な維持管理の指導を強化する。

第4 消防力の設備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。

あわせて消防機関は、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び装備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

第5 消防計画の整備強化

消防機関は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- 1 消防力等の整備
- 2 災害に対処する消防地理、水利危険区域等の調査
- 3 消防職員及び消防団員の教育訓練
- 4 査察その他の予防指導
- 5 その他災害を予防する措置

第5節 災害応急対策計画

地震災害に対する応急対策計画については、「第5章 災害応急対策計画」に定めるところにより実施するほか、下記の対策を実施するものとする。

第1 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

災害対策本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努めるものとする。

1 災害対策本部の設置等

町長は、地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、次の基準の一に該当し必要と認められたときは、基本法第23条の2の規定のに基づき、第3章第2節「災害対策本部」に定める災害対策本部を設置し、状況によっては他の市町村、道、防災関係機関及び町内の公共的団体等の協力を得て、災害応急対策を実施するものとする。

地震災害の災害対策本部設置基準	
・	震度5弱以上の地震が発生し、総合的な災害対策を実施する恐れがあるとき
・	地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生する恐れがあるとき

2 職員の非常配備体制と基準

本部は、災害が発生し、又は、発生する恐れのある場合に災害予防・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な配備体制を取るものとする。ただし、本部が設置されていない場合であっても必要と認められたときは、非常配備の基準により、配備体制をとるものとする。

地震発生時の職員の配備基準及び配備人員は、次のとおりとする。

なお、本部職員に対する伝達方法は、第3章第3節「配備体制」の定めるところによる。

種 別	震災注意体制
非常配備基準	1 「震度3」の地震が発生したとき
非常配備体制	1 総務課長は、総務課防災担当職員を招集し、情報の収集、連絡に当たる。
活 動 内 容	1 総務課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ関係機関への状況報告を行う 2 震災第1非常配備体制関係グループ等の所属長は自宅待機とし、状況により速やかに参集できる状態とする。
種 別	震災第1非常配備体制
非常配備基準	1 「震度4」の地震が発生したとき。 2 被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の地震が発生したとき。
非常配備体制	1 次の部署の職員が情報の収集に当たる。 総務課 2 次の所属長を招集し、情報収集、関係対策の指示に当たる。 全対策部長及び第1予備部長
活 動 内 容	1 総務課長は、地震に関する情報の収集を図り、必要に応じ、関係機関への状

	況報告を行う。 2 その他指定の招集所属長は、関係者、機関との連絡調整及び関係施設の被害状況の収集に当たる。 3 被害状況に応じ、職員を招集し、応急措置・対策に当たる。
種別	震災第2非常配備体制
非常配備基準	1 「震度5弱」及び「震度5強」の地震が発生したとき。 2 町全域、あるいは局的に大きな被害をもたらす災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
非常配備体制	1 本部長は、各所属職員の2分の1以内の職員を招集し、直ちに災害対策の実施に当たる。 2 被害の状況により、震災第3非常配備体制に移行できる体制とする。
活動内容	1 速やかに町内地域及び所管業務関係の被害調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 2 各部各班は、速やかに状況を把握し、職員の招集及び被害状況調査、応急対策活動に当たる。
種別	震災第3非常配備体制
非常配備基準	1 「震度6弱」以上の地震が発生したとき。 2 町全域にわたり、甚大な被害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
非常配備体制	1 各部所属職員全員をもって、所掌する災害対策に当たる体制とする。
活動内容	1 速やかな町内全域の被害状況調査、収集、連絡活動及び応急対策に当たる。 2 各部各班は、全勢力を挙げて、速やかに町全域の被害状況を調査、収集に努めるとともに、応急対策活動に当たる。

第2 地震情報等の収集、報告及び伝達

1 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想された地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

2 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報は、地震による被害の軽減に資するため気象庁が発表し、日本放送協会（NHK）に伝達する。また、放送事業者、通信事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いて広く住民等への提供に努めるものとする。

消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線、サポートメール@防災くんねっふ等により、住民等への伝達に努めるものとする。

3 地震に関する情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約190地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を発表
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報等を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の概要、震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の概要を簡潔に記載したもの、震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠隔地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュー

	合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	ド) を概ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)や、その規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。

4 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料は以下のとおり。

(1) 地震解説資料

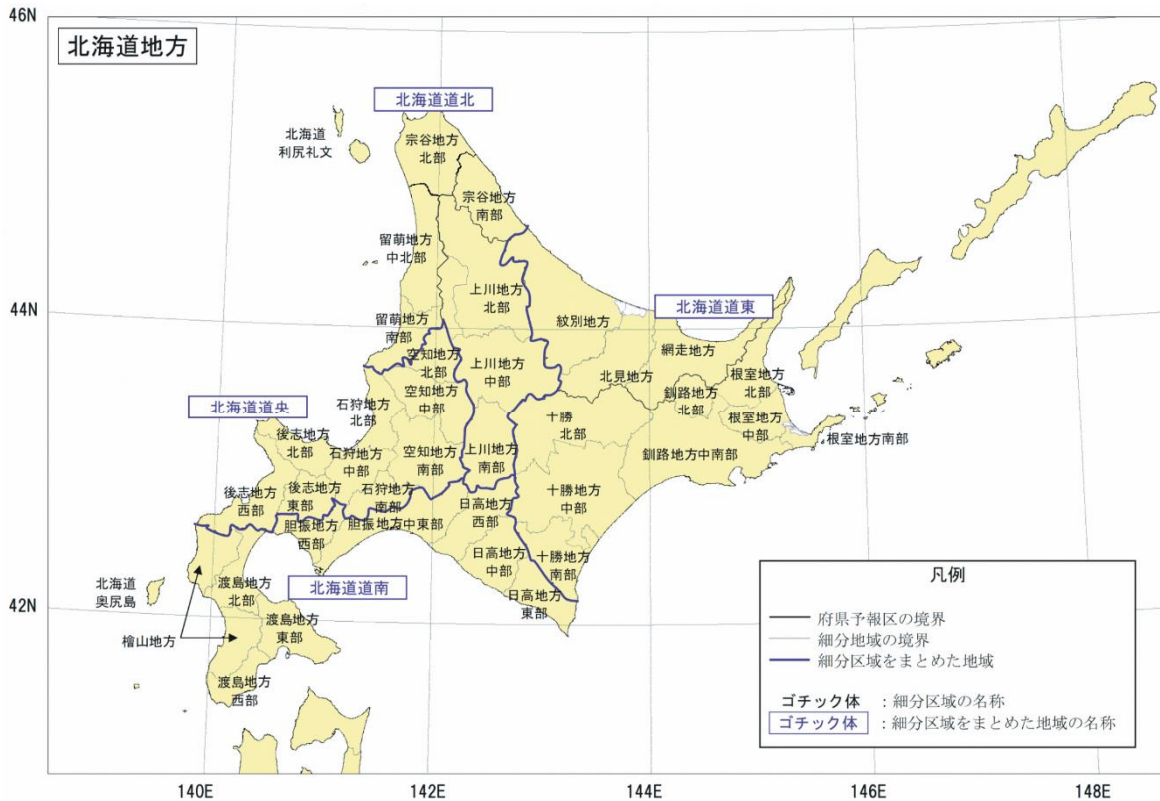
オホーツク海沿岸で、津波警報・津波注意報が発表された時や網走・北見・紋別地方の震度観測点で震度4以上の地震が観測された場合等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料を網走地方气象台が発表する。

(2) 管内地震活動図及び週間地震概況

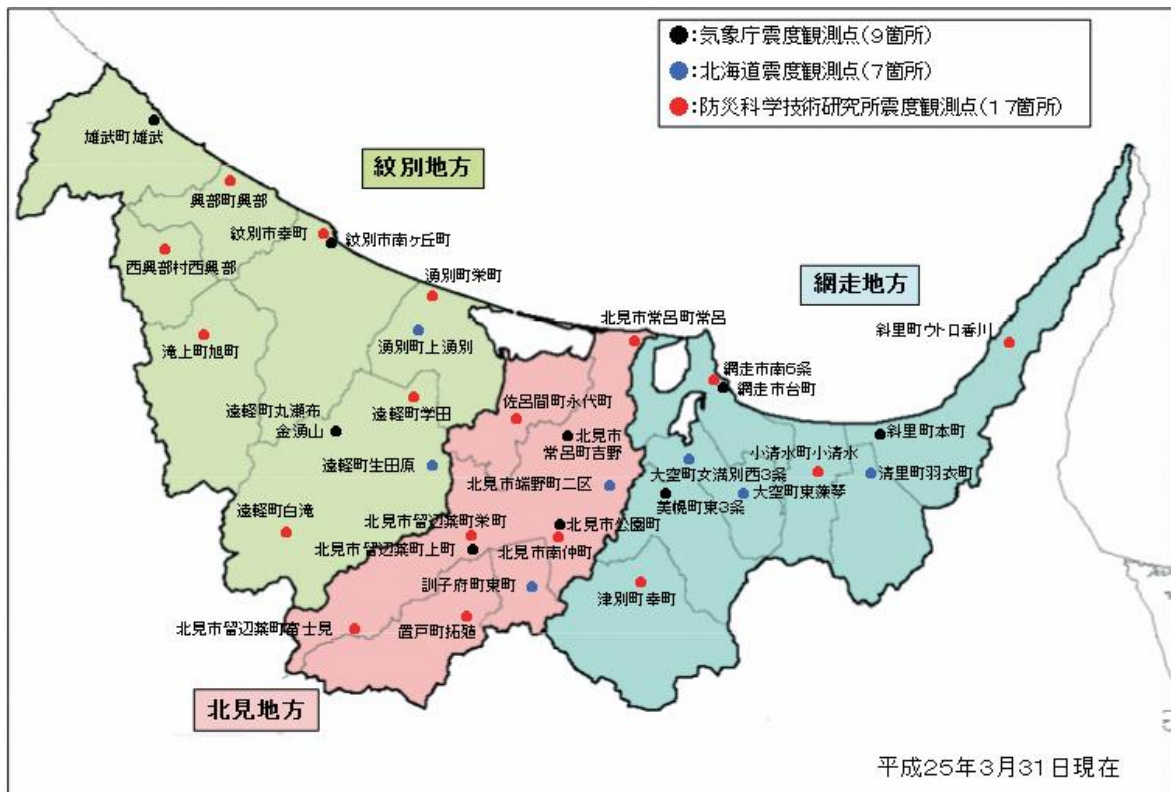
地震及び津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る関係者の活動を支援するために札幌管区气象台・網走地方气象台で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関する資料、気象庁本庁及び札幌管区气象台は週毎の資料を作成し(週間地震概況)、毎週金曜日に発表する。

5 地震に関する情報に用いる地域名称、震央地名及び津波予報区

(1) 緊急地震速報において予想される震度の発表に用いる地域



(2) 震央地名名称及び震度情報に用いる地域名称、震度観測点名称



震度情報に用いる地域名称	震度観測点名称
網走地方	網走市台町、美幌町東3条、斜里町本町、大空町東藻琴*、大空町女満別西3条*、清里町羽衣町*、網走市南6条**、津別町幸町**、小清水町小清水**、斜里町ウトロ香川**
北見地方	北見市公園町、北見市留辺蘂町上町、北見市常呂町吉野、北見市端野町二区*、訓子府町東町*、北見市南仲町**、北見市常呂町常呂**、北見市留辺蘂町栄町**、北見市留辺蘂町富士見**、佐呂間町永代町**、置戸町拓殖**
紋別地方	紋別市南が丘、遠軽町丸瀬布湧山、雄武町雄武、遠軽町生田原*、湧別町上湧別*、紋別市幸町**、遠軽町学田**、遠軽町白滝**、湧別町栄町**、滝上町旭町**、興部町興部**、西興部村西興部**

※ 無印：気象庁観測点（9地点） *：北海道観測点（7地点） **：独立行政法人防災科学技術研究所観測点（17地点）

(3) 気象庁震度階級関連解説表（気象庁ホームページより一部抜粋）

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。	棚にある食器棚が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、者につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。

		れることがある。	
5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、 行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビ が台から落ちることがある。固 定していない家具が倒れるこ とがある。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていない ブロック塀が崩れることが ある。自動車の運転が困難と なり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難にな る。	固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。ド アが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下することがある。
6強	立っていることができず、は わないと動くことができな い。揺れにほんろうされ、動 くこともできず、飛ばされる こともある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが多 くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物が多くな る。補強されていないブロ ック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとん どが移動したり倒れたりし、飛 ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破 損、落下する建物がさらに多 くなる。補強されているブロ ック塀も破損するものがある。

第3 災害情報等の収集・伝達計画

1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

災害応急対策実施責任者、公共的団体、防災上重要な施設の管理者は、地理空間情報の活用などにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めるものとする。

(1) 町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム（J-ALERT）などで受信した緊急地震速報を消防サイレン、サポートメール@防災くんねっふ等により町民等への伝達に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者や災害により孤立する危険のある地域の被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者への情報伝達手段として、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

(4) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

また、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うための情報の収集・伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

(5) 町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

2 災害情報等の内容及び通報の時期

(1) 町災害対策本部の設置

町災害対策本部を設置したときは、本部の設置状況及びその他の情報等について、道（オホーツク総合振興局）、関係する防災関係機関及び近隣市町へ通報する。

(2) 道への通報

町は、発災後の情報等について、次によりオホーツク地方対策本部を通じて道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要 ……………発災後速やかに

イ 災害対策本部等の設置 ……………災害対策本部を設置したとき直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し ……………被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告 ……………被害状況が確定したとき

3 町の報告

(1) 町は、震度5弱以上を記録した場合、被災状況を道（オホーツク総合振興局）に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）

なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

(2) 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道（オホーツク総合振興局）及び国（消防庁経由）への報告に努める。

4 災害情報との連絡体制

(1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。

(2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

5 通信手段の確保

(1) 一般加入電話による通報

(2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報

(3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報

(4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報

(5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報

6 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達を実施できるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

7 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。

なお、町長は通信の途絶により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官あて

の文書を消防庁へ提出する。

※ 「災害情報」及び「被害状況報告」については、本計画資料編の「被害の状況報告」等様式により行う。

第6節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生する恐れがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

第1 消防活動体制の整備

町及び消防機関は、その地域における地震災害を防御し、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

第2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町及び消防機関は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- 1 住宅密集地域の火災危険区域
- 2 崖崩れ、崩壊危険箇所
- 3 津波等による浸水危険区域
- 4 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

第3 相互応援協力の推進

町及び消防機関は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じて相互に応援協力をするものとする。

- ・ 北海道広域消防相互応援協定
- ・ 北海道消防防災ヘリコプター応援協定
- ・ 大規模災害消防応援実施計画
- ・ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱
- ・ 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱
- ・ 緊急消防援助隊の運用に関する要綱

第4 消防職員等の確保及び活動等

1 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、あらかじめこれらに対する維持、確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

3 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民、特に要配慮者の救護方法について検討しておく。

4 初期消火の徹底

町民に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の住民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

第7節 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずる二次災害を防止するための安全対策に関する計画は、次のとおりである。

第1 応急危険度判定の実施

地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者等に知らせる応急危険度判定を実施する。

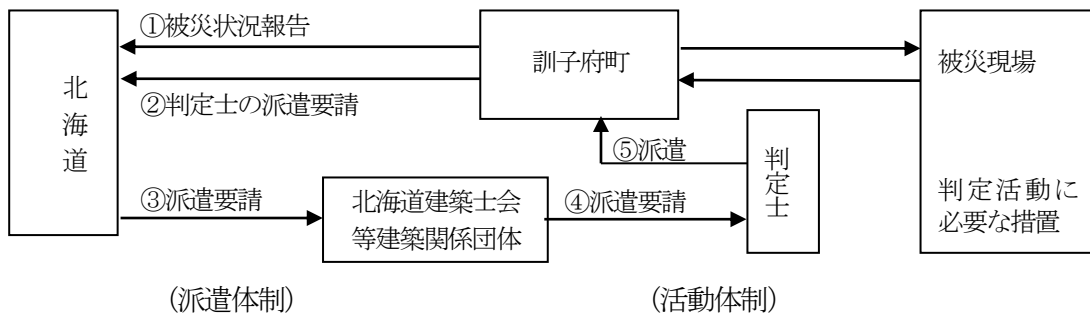
1 活動体制

道及び町（土木対策部）は、「北海道震災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

判定活動の体制は、次のとおりとする。

また、道は、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

判定活動体制



2 基本的事項

(1) 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により判定対象を限定することができる。

(2) 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

(3) 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、青「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 判定の効力

行政機関による情報の提供である。

(5) 判定の変更

応急危険度判定は応急的な調査であること、また、余震などで被害が進んだ場合あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

第2 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害の防止については、次のとおりとする。

1 基本方針

各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省）等に基づき、石綿の飛散防止措置を講じるものとする。

2 実施主体及び実施方法

(1) 町

町は、被災建築物等の石綿露出状況等の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言及び解体等工事に係る事業者への指導等を行う。

(2) 建築物等の所有者等

建築物等の損壊や倒壊に伴う石綿の飛散・ばく露防止のための応急措置を行う。

(3) 解体等工事業者

石綿含有建材の使用の有無に関する事前調査を実施し、調査結果等を当該解体等工事の場所に掲示するとともに、特定粉じん排出等作業に係る基準等に従い、解体等工事を行う。

(4) 廃棄物処理業者

関係法令に定める基準等に従い、廃石綿等及び石綿含有廃棄物の処理を行う。

第7章 火山災害対策計画

第7章 火山災害対策計画

北海道内において、噴火、降灰(礫)、溶岩流、火山ガス、泥(土石)流、火砕流及び地殻変動等、火山現象による災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、道、火山周辺市町村及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

当町は常時観測火山周辺市町村等の位置付けはないが、災害の規模により、第5章第6節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、関係市町村及び防災関係機関相互の広域にわたる応援協力体制の確立を図るものとする。

第8章 事故災害対策計画

第8章 事故災害対策計画

社会、産業の高度化、複雑化及び多様化に伴い、高度な交通、輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、橋梁等道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災等大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図るため、次のとおり事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 航空災害対策計画

第1 基本方針

町の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故(以下「航空災害」という。)が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化及び応急対策の調整等を行うものとする。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めるところによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

東京航空局空港事務所、空港管理事務所、航空運送事業者、オホーツク総合振興局、北見警察署、訓子府町(消防機関)

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1) 航空災害の状況
- 2) 家族等の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5) その他必要な事項

イ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- 1) 航空災害の状況
- 2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5) 航空輸送復旧の見通し
- 6) 避難の必要性等、地域に与える影響
- 7) その他必要な事項

3 応急活動体制

航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

(1) 町

町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 防災関係機関

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(3) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑、迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

4 搜索活動

航空機の搜索活動は、東京救難調整本部を通じて、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれヘリコプターなど多様な手段を活用して行うものとする。

5 消防活動

航空災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 消防機関は、第4章第10節「消防計画」に基づき速やかに航空災害による火災の発生状況を把握するとともに、適切な消防活動を迅速に実施するものとする。

(2) 消防機関の職員は、航空災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

町等関係機関は、第5章第10節「救助救出計画」及び第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また町等関係機関は、第5章第28節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

7 交通規制

北見警察署等関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めるところにより必要な交通規制を行うものとする。

8 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫及び廃棄物処理等は、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

オホーツク総合振興局、訓子府町

(2) 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第5章第12節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第31節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

9 ヘリコプターの要請

航空災害の規模や収集した被害情報から判断して必要がある場合は、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」の定めるところにより出動を要請するものとする。

10 自衛隊災害派遣要請

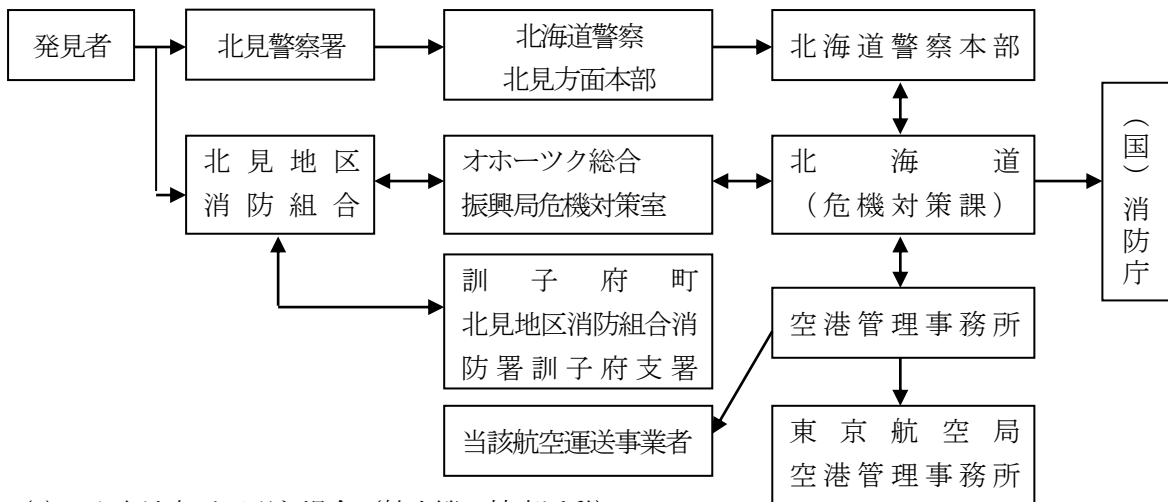
航空災害時における自衛隊派遣要請については、災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、第5章第7節「自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」の定めにより、オホーツク総合振興局長を通じて北海道に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

11 広域応援

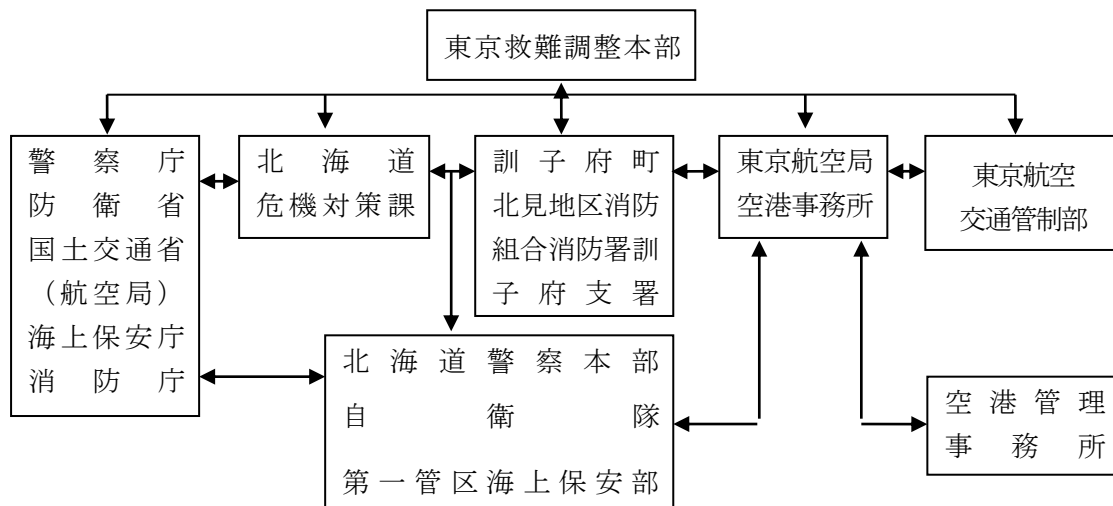
町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合には、第5章第8節「広域応援・受援計画」の定めるところにより、北海道及び他の市町村並びに他の消防機関への応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点が不明な場合 (航空機の搜索活動)



(注) 救難調整本部は、東京空港事務所に設けられる。

第2節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 道路管理者

- (1) 橋梁等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。
また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にもその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
- (2) 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。
- (3) 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。
- (4) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (5) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに必要に応じ体制改善等の措置を講じるものとする。
- (6) 道路災害時に、施設、設備等の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。
- (7) 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。
- (8) 道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

2 北見警察署

道路交通の安全のための情報の収集を図るものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれのある場合には、通行の禁止など必要な措置を行い、道路利用者にも周知するとともに、被災現場、周辺施設等において、交通安全施設の点検を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

3 網走地方道路防災連絡協議会

- (1) 関係機関が連携して地域防災に当たるための体制を整備するものとする。
- (2) 大雨、吹雪等の異常現象による通行止め等の通行規制情報を地域の防災機関や地域住民、道路利用者及び事業者へ伝達するための体制を整備するものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又は発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

道路管理者、オホーツク総合振興局、北見警察署、町（消防機関）

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1) 道路災害の状況
- 2) 家族等の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関等の災害応急対策に関する情報
- 5) その他必要な情報

イ 道路利用者及び地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- 1) 道路災害の状況
- 2) 被災者の安否情報
- 3) 医療機関等の情報
- 4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- 5) 施設等の復旧状況
- 6) 避難の必要性、地域に与える影響
- 7) その他必要な事項

3 応急活動体制

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

防災関係機関ごとの応急活動体制及び実施は、本章第1節「航空災害対策計画」の定めに従うものとする。

4 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 道路管理者

道路災害による火災の発生に際しては、消防機関による迅速、かつ、的確な初期消火活

動が行われるよう協力するものとする。

(2) 消防機関

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに準じて実施するものとする。

5 救助救出及び医療救護活動等

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

6 交通規制

道路災害における交通規制については、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 北見警察署

道路災害発生地に通じる道路及び周辺道路等において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

7 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

8 ヘリコプターの要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに準じて要請するものとする。

9 自衛隊派遣要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに準じて要請するものとする。

10 広域応援

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

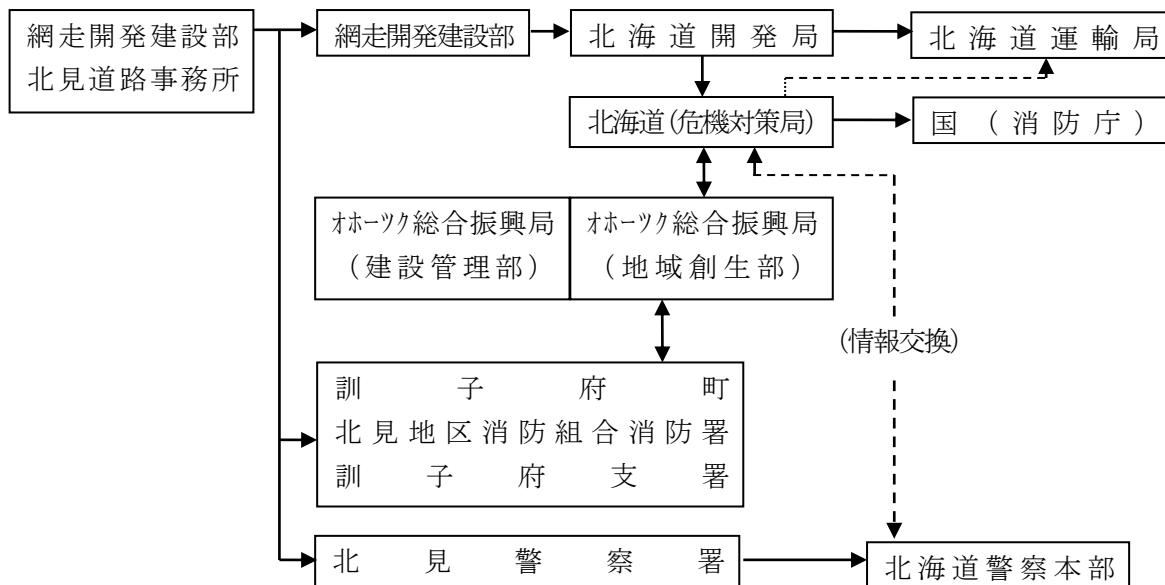
11 災害復旧

道路管理者は、その公共性に鑑み、下記に留意して迅速な道路施設の復旧に努めるものとする。

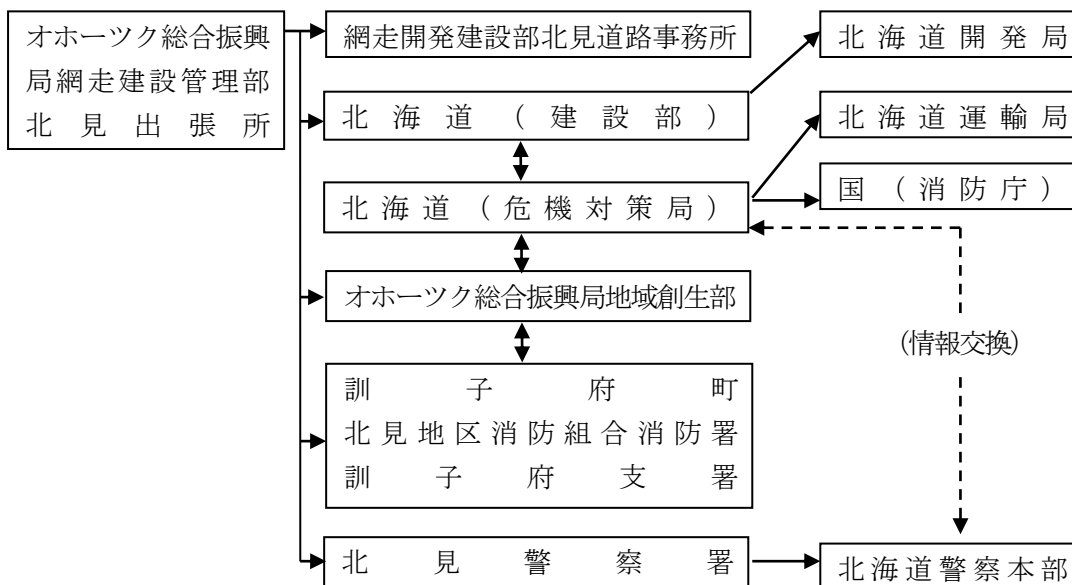
- (1) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。
- (2) 関係機関と協力し、あらかじめ定められた物資・資材の調達計画、人材の応援計画等を活用するなどして、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (3) 類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (4) 災害復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

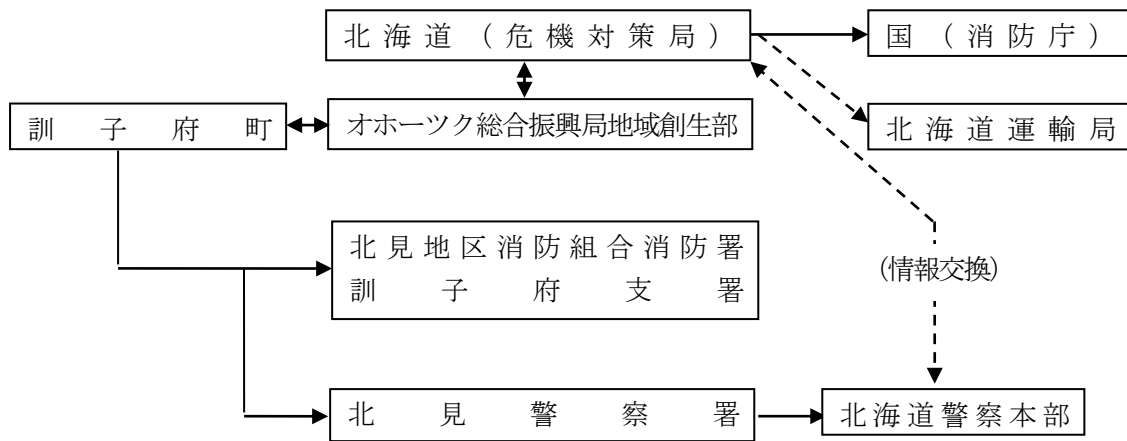
1 国の管理する道路の場合



2 道の管理する道路の場合



3 町の管理する道路の場合



第3節 危険物等災害対策計画

第1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者、防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7号に規定されているもの

《例》石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

2 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

《例》火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

《例》液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

4 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

《例》毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩酸等）など

5 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。「放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

6 町内危険物製造所等設置状況

令和5年4月1日現在

区 分	設置数
給油取扱所	6
一般取扱所	6
屋外貯蔵所	0
屋外タンク貯蔵所	10
地下タンク貯蔵所	15
移動タンク貯蔵所	12
合計	49

第3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関がとるべき対応は次のとおりとする。

1 危険物等災害予防

(1) 事業者

ア 消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努めるものとする。

ウ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

(2) 消防機関

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

(3) 北海道警察（北見警察署）

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

2 火薬類災害予防

(1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官等に届け出るとともに道に報告するものとする。

(2) 北海道警察（北見警察署）

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 火薬類運搬の届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届け出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

3 高圧ガス災害予防

(1) 事業者

ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

(2) 北海道警察（北見警察署）

ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態となったとき、又は災害が発生したとの届け出があったときは、速やかに知事に通報するものとする。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

4 毒物・劇物災害予防

(1) 事業者

ア 毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道警察（北見警察署）

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(3) 消防機関

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行うものとする。

第4 災害応急対策

1 情報通信

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集および通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

危険物等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は別記のとおりとする。

(2) 実施事項

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇薬及び毒物取締法に基づく危険物等取扱規制担当機関

(2) 実施事項

ア 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- 1) 災害の状況
- 2) 家族等の安否情報
- 3) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- 4) 医療機関等の情報
- 5) 関係機関の実施する応急対策の概要
- 6) その他必要な事項

イ 地域住民への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- 1) 災害の状況
- 2) 被災者の安否情報
- 3) 危険物の種類、性状など人体・環境に与える影響
- 4) 医療機関等の情報
- 5) 関係機関の実施する災害応急対策の概要
- 6) 避難の必要性、地域に与える影響
- 7) その他必要な事項

3 応急活動体制

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

防災関係機関ごとの応急活動体制及び実施は、本章第1節「航空災害対策計画」の定めに従うものとする。

4 災害拡大防止

危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物質の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

(1) 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講じるものとする。

(2) 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講じるものとする。

5 消防活動

危険物等災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

(1) 事業者

消防機関の現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等消防活動に努めるものとする。

(2) 消防機関

ア 事業者との緊密な連携を図り、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等を活用し、危険物等の性状にあった適切な消防活動を実施するものとする。

イ 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

6 避難措置

町等関係機関は、人命の安全を図るため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

8 交通規制

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

9 ヘリコプターの要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに従って要請するものとする。

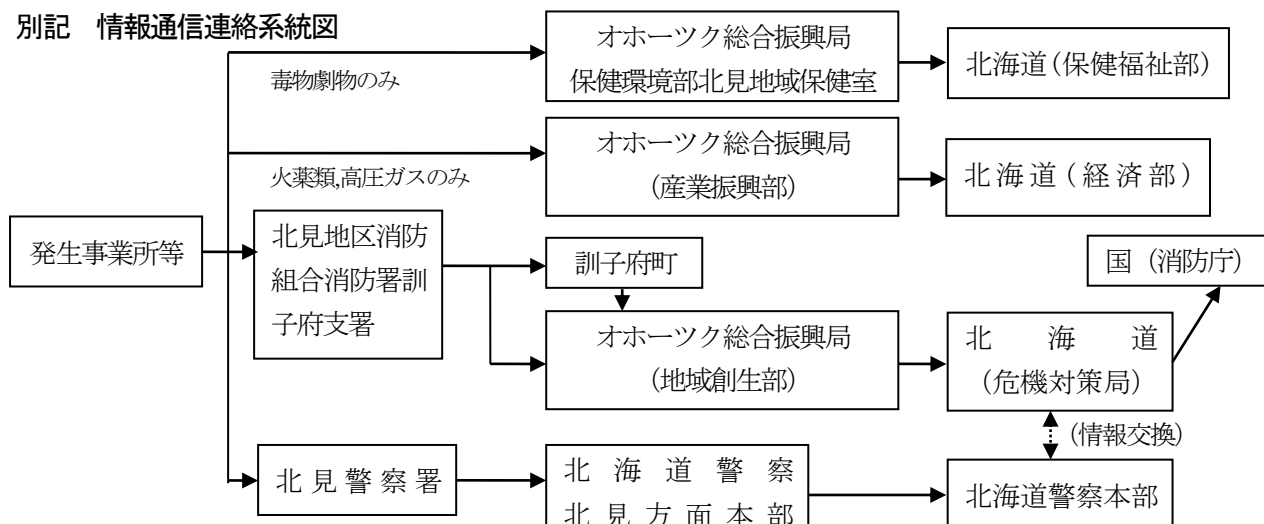
10 自衛隊派遣要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに従って要請するものとする。

11 広域応援

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

別記 情報通信連絡系統図



第4節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関が実施する各種予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。指定防火対象物は、本計画資料編に掲載。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

1 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するよう努める。

3 予防査察の実施

多数の人が出入りする病院、事業所等の防火対象物に対して、消防法(昭和23年7月24日法律第186号)に基づく消防用設備等の整備促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。

4 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

5 防火思想の普及

年2回(春、秋季)の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分配慮する。

6 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

7 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。

8 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分に検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。

9 防災訓練の実践

町は、関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火・救助・救急等の訓練を実施し、

災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

10 火災警報

北見地区消防組合管理者は、第4章第10節「消防計画」に定めるところにより、火災警報を発令することができる。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統
情報通信連絡系統は、別記のとおりとする。
- (2) 実施事項
本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

- (1) 被災者の家族等への広報
関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。
 - ア 災害の状況
 - イ 家族等の安否状況
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ その他必要な事項
- (2) 地域住民等への広報
関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。
 - ア 災害の状況
 - イ 被災者の安否情報
 - ウ 医療機関等の情報
 - エ 関係機関の実施する応急対策の概要
 - オ 避難の必要性等、地域に与える影響
 - カ その他必要な事項

3 応急活動体制

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

防災関係機関ごとの応急活動体制及び実施は、本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づき実施するものとする。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 現場活動情報等の連絡整理を行い、速やかに火災の状況を把握する。
- (2) 避難場所・避難通路の確保及び重要かつ危険度の高い箇所・地域を優先しながら活動を実施する。
- (3) 消火、飛火警戒等においては、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、効果的な活動を実施する。

5 避難措置

町等各関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難の措置を実施するものとする。

6 救助救出及び医療救護活動等

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

7 交通規制

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

8 ヘリコプターの要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づいて要請するものとする。

9 自衛隊派遣要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づいて要請するものとする。

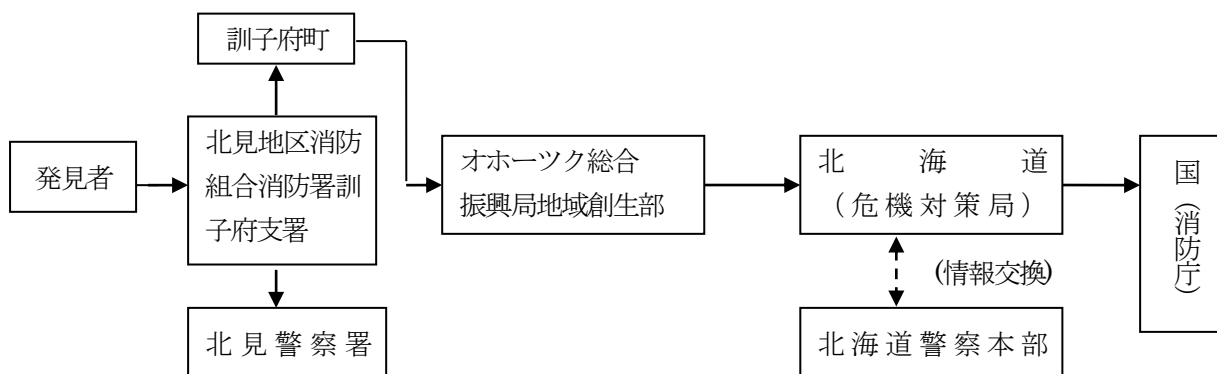
10 広域応援

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

第4 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は被災の状況、地域の特性、被害者の意向等を勘察し、関係機関との密接な連携のもと第9章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第5節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町と防災関係機関等と相互に協力し実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1 実施事項

林野火災の発生原因は、ほとんどが人為的なものであることを踏まえ、町及び関係機関は、次により対策を講じるものとする。

(1) 町、北海道（オホーツク総合振興局東部森林室）

ア 一般入林者対策

山菜採取、魚釣、ハイキング等の入林者に対する対策として、次の事項を実施する。

- 1) タバコ、たき火の不始末による出火の危険性について、新聞、テレビ、ラジオ、標語、ポスター、広報車、ホームページ等を活用するとともに、関係機関の協力を得ながら広く周知する
- 2) 入林の承認申請・届出等について指導する
- 3) 火災警報発令又は気象条件が急変した際は、必要に応じて入林の制限を実施する
- 4) 観光関係者による予防意識の啓発を図る

イ 火入対策

林野火災危険期間（おおむね3月から6月。以下「危険期間」という。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- 1) 森林法（昭和26年6月26日法律249号）及び訓子府町火入れに関する条例（昭和59年条例21号）の規定に基づく町長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- 2) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- 3) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- 4) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

ウ 消火資機材等の整備

- 1) 林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検する。
- 2) ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、空中消火薬剤の備蓄に努めるとともに、ヘリコプター離発着の適地をあらかじめ選定する。

(2) 森林所有者

森林所有者は、自己の所有林野における失火を防ぐため、次の事項を実施するよう努めるものとする。

- ア 入林者に対する防火啓発
- イ 巡視
- ウ 無断入林者に対する指導

エ 火入れに対する安全対策

(3) 林内事業者対策

林内において、森林施業、鉱山、道路整備等の事業を行う者は、危険期間中、事業区域内における火災発生を防止するため、森林所有者と協議し、特に次の事項に留意の上、適切な予防対策を講じるものとする。

ア 火気責任者の選任、事業区域内の巡視員の配置

イ 火気責任者の指定する喫煙所等の設置、標識及び消火設備の完備

ウ 林野火災発生時の連絡系統及び周知方法の確立

2 林野火災予消防対策協議会

林野火災の予消防対策を推進するため、次の林野火災予消防対策協議会の開催を通じて、相互の連絡、情報交換、指導等を行うものとする。

(1) 実施組織名称

訓子府町林野火災予消防対策協議会

(2) 実施機関

訓子府町・オホーツク総合振興局東部森林室・北見地区消防組合（訓子府支署、訓子府消防団）・新生紀森林組合・実践会

(3) 協力機関

北見警察署訓子府警察官駐在所・町内各小中高等学校・町内林業関係業者・きたみらい農業協同組合訓子府地区事務所・訓子府石灰工業(株)・町内会連絡協議会・訓子府建設業協会

3 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、関係機関は次により警報、注意報並びに情報等の迅速な伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）

林野火災気象通報は、火災気象通報により気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

火災気象通報（林野火災気象通報を兼ねる）の伝達系統は、第3章第5節「気象業務に関する計画」に定めるところによる。

第3 応急対策

1 情報通信

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため

町等各関係機関が被災者の家族等、地域住民等に対して行う広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- ア 災害の状況
- イ 家族等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ その他必要な事項

(2) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用等により、次の事項についての広報を実施する。

- ア 災害の状況
- イ 被災者の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の実施する応急対策の概要
- オ 避難の必要性、地域に与える影響
- カ その他必要な事項

3 応急活動体制

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

防災関係機関ごとの応急活動体制及び実施は、本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づき準じるものとする。

4 消防活動

消防機関は、人命の安全確保と延焼防止を基本として、次により消防活動を行うものとする。

- (1) 林野火災防御図の活用、適切な消火部隊の配置、林業関係機関の出動協力等により、効果的な地上消火を行うものとする。
- (2) 住家への延焼拡大の危険性がある場合、林野火災が広域化する場合等には、第5章第9節「ヘリコプター等活用計画」に基づくヘリコプターの要請等により空中消火を実施する。

5 避難措置

本章第4節「大規模な火事災害対策計画」の定めるところによる。

6 救助救出及び医療救護活動等

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

7 交通規制

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

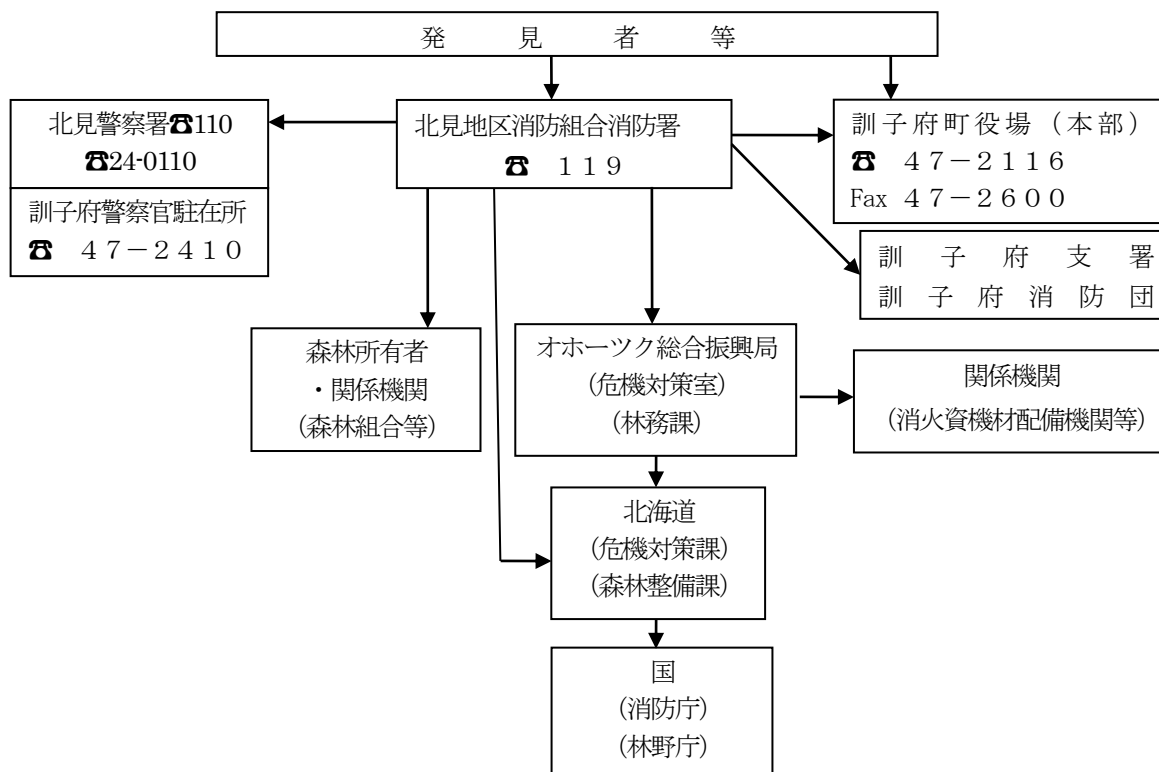
8 自衛隊派遣要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づき要請するものとする。

9 広域応援

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

別記 情報通信連絡系統図



第6節 大規模停電災害対策計画

第1 基本方針

大規模停電災害により、町民の生命、身体、財産に被害が生じた場合、または生じるおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施するものとする。

1 実施事項

(1) 北海道電力ネットワーク株式会社

- ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害予防措置を講ずるものとする。
- イ 電力設備については、国の基準等に基づく耐震性を確保することはもとより、設備構成の多重化や系統監視・制御システム等により電力供給システム全体としての耐災性機能を確保する。
- ウ 災害対策を円滑かつ適切に推進するため、関係機関と連携し防災訓練を実施するなど、災害発生時に対策が有効に機能することを確認する。

(2) 北海道経済産業局

電力に関する需給状況を鑑み、情報提供・節電要請等必要な取り組みを行うものとする。

(3) 北海道産業保安監督部

- ア 電気事業法に基づく立入検査等を通じ、自主保安体制確立のための指導及び指示を行うものとする。
- イ 電気事故の原因究明と分析を行い、未然・再発防止のための講習会開催やホームページ、関係機関を通じた広報・啓発を行うものとする。

(4) 北海道

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係機関から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行う。

(5) 防災関係機関

- ア 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- イ 非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源を確保するものとする。
- ウ 町民に向けて、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について周知を行うものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について、徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- オ 関係機関と相互に連携して、電力供給がひっ迫した際の連絡体制や節電対策を整備するものとする。

カ 大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 病院等の重要施設

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努めるものとする。

第3 災害応急対策

1 情報通信

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

大規模停電災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

2 災害広報

災害応急対策の実施に当たり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、停電地域の住民に対して行う災害広報は、第5章第4節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

(1) 実施機関

町、道、北海道警察（北見警察署）、北海道電力ネットワーク㈱

(2) 実施事項

実施機関は、地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、地域住民等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。また、情報提供は多言語で実施するなど、外国人に対して十分に配慮するものとする。

ア 停電及び停電に伴う災害の状況

イ 関係機関の災害応急対策に関する情報

ウ 停電の復旧の見通し

エ 避難の必要性等、地域に与える影響

オ その他必要な事項

3 応急活動体制

大規模停電災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、第5章第3節「職員の動員計画」の定めるところにより災害対策本部を設置する等、応急活動体制を確立する。

防災関係機関ごとの応急活動体制及び実施は、本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づき、次により実施するものとする。

(1) 北海道電力ネットワーク㈱

ア 電力施設及び設備被害の軽減、復旧の迅速化を図るため、別に定める「防災業務計画」によって災害応急対策を講ずるものとする。

イ 早期の停電復旧活動を行うために、防災体制を発令、対策要員を招集し、非常事態対策組織本部を設置して非常災害対策活動を実施する。

ウ 大規模な災害が発生し北海道電力ネットワーク(株)単独で早期停電解消が困難な場合に備え、関係機関及び他電力会社との連携・協力体制も整備する。

4 消防活動

大規模停電災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

ア エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

イ 火災発生に対する迅速な消火活動

ウ 医療機関との連携による円滑な救急搬送

5 医療救護活動

町等各関係機関は、第5章第11節「医療救護計画」の定めるところにより、被災者の医療救護活動を実施するものとする。

6 交通対策

災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第14節「交通応急対策計画」の定めによるほか、次の必要な交通対策を行うものとする。

(1) 北海道警察

信号機の停止により、交通事故の発生や、人命救助のための人員輸送及び緊急物資輸送等に支障を来すことを防止するため、交通整理員を適切に配置すること。

(2) 道路管理者

ロードヒーティング停止による路面凍結に起因する事故を防止するため、道路パトロールの強化、除雪や凍結防止剤の散布による通行の確保や、必要に応じた交通規制を行うとともに、関係機関との道路情報の共有を行うものとする。

7 避難所対策

大規模停電災害により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第5節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

8 応急電力対策

(1) 緊急的な電力供給

ア 道は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した重要施設の非常用電源の設置状況を踏まえ、関係市町村を通して、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成する。

イ 道は、北海道電力ネットワーク(株)等の関係機関と協議の上、電源車等の配備先を決定する。

ウ 北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク(株)は、イによる決定に基づき電源車等の配備を行うなど、道があらかじめリスト化した重要施設への電力の優先供給に努めるものとする。

(2) 通信機器等の充電対策

関係機関は、必要に応じて、スマートフォンや携帯電話、その他充電が必要となる機器等を有している被災者に対して、庁舎や管理施設などを開放し、電源の提供や民間事業者等と連携して充電機器等の提供に努めるものとする。

9 給水対策

町(水道管理者)は、水道水を供給するポンプの停止などによる断水地域(高台や集合住宅)への給水活動を行うものとする。また、必要に応じて、近隣市町村や日本水道協会北海道地方支部に対し応援を要請するものとする。

10 石油類燃料の供給対策

町及び道は、大規模停電災害時における石油類燃料の供給については、第5章第19節「石油類燃料供給計画」の定めるところによるものとする。

11 防犯対策

北海道警察（北見警察署）は、巡回、警ら等の警戒活動による防犯対策を行うものとする。

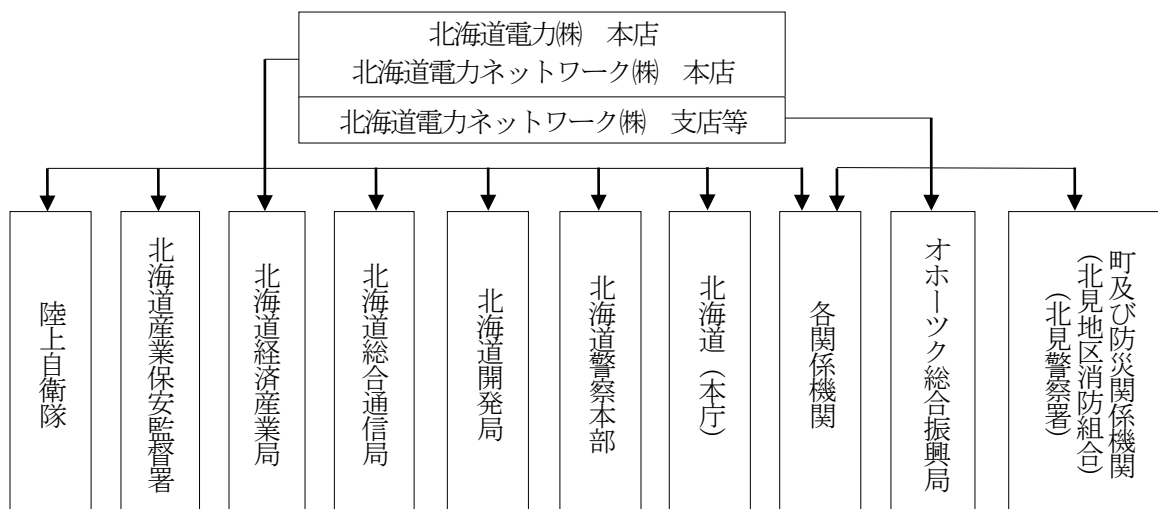
12 自衛隊派遣要請

本章第1節「航空災害対策計画」の定めに基づいて要請するものとする。

13 広域応援

本章第1節「航空災害対策計画」の定めるところによる。

別記 情報通信連絡系統図



第9章 災害復旧・被災者援護計画

第9章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

第1節 災害復旧計画

第1 実施責任者

町長（総務対策部）、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定による罹災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成し実施するものとする。

第2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川
- (2) 砂防設備
- (3) 林地荒廃防止施設
- (4) 地すべり防止施設
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設
- (6) 道路
- (7) 公園

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

3 上水道災害復旧事業計画

4 住宅災害復旧事業計画

5 社会福祉施設災害復旧事業計画

6 学校教育施設災害復旧事業計画

7 社会教育施設災害復旧事業計画

8 その他の災害復旧事業計画

第3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律の定めるところにより、予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

第4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、町は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第2節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (4) 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (5) 町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 消防機関

火災に起因するものの罹災証明書の交付に関する事務について、消防法による火災損害調査の結果に基づき実施するものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の作成

- (1) 町長は、災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を当該町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ 提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他の連絡先	

ケ 世帯の構成	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
- ア 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
- ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
- エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
- オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があつた場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の1の(2)のス）を含めないものとする。

第3 融資・貸付等による金融支援

被災した町民等の生活再建や経営安定等を図るため、次の融資・貸付等の金融支援を行う。

1 応急金融

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子福祉資金
- (3) 災害援護資金貸付金
- (4) 災害弔慰金
- (5) 災害障害見舞金
- (6) 住家被害見舞金等（都道府県見舞金・災害対策交付金を含む）

- (7) 災害復興住宅資金
- (8) 農林漁業セーフティネット資金
- (9) 天災融資法による融資
- (10) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設（災害復旧））
- (11) 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）水産業施設資金（災害復旧）
- (12) 造林資金
- (13) 樹苗養成施設資金
- (14) 林道資金
- (15) 主務大臣指定施設資金
- (16) 共同利用施設資金
- (17) 備荒資金直接融資資金
- (18) 中小企業総合振興資金「経営環境変化対応貸付（災害復旧）」
- (19) 勤労者福祉資金
- (20) 「被災者生活再建支援法」に基づく支援

2 町の制度

訓子府町の「災害弔慰金の支給等に関する条例」（昭和49年9月25日条例第25号）に基づく次の資金の導入に努める。

- (1) 災害弔慰金
- (2) 災害障害見舞金
- (3) 災害援護資金

第4 災害義援金の募集及び配分

1 実施責任

災害による被災者を救援するため災害義援金の募集及び配分を必要とするときは、北海道災害義援金募集委員会及び北海道災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）がこれに当たる。
なお、知事が寄託を受けたものについては委員会と協議し、寄贈目的に沿うよう配分する。

2 運営方法等

委員会の運営方法等は委員会会則（本計画資料編に掲載）のとおり。